

第3編

「在宅避難者の生活への支援ガイドライン」

第3編の構成・特色について

○ 本ガイドラインの構成や特色は、以下の4点です。

- ① 本編は、第1編第4章「在宅避難者の生活支援において進めるべき主な取組」で示した8つの事項を基に、全8章で構成しています。
- ② 在宅避難者支援において実施すべき取組を、チェック事項の形式で整理し、留意点などの解説を加えるとともに、都内区市町村をはじめとした他自治体の好事例を盛り込んでいます。
- ③ 内閣府の「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」（内閣府（防災担当）令和6年6月）を参考にしています。
- ④ 在宅避難者支援には住民や多様な機関の関与が不可欠なため、在宅避難者支援に携わる全ての方に参考となる内容としています。

○ チェック事項の示す内容は、次のようになっています。灰色塗の事項は主として区市町村が行う事項、緑色塗の事項は在宅避難支援に携わる方全般が行う事項です。

1-2-4 共同住宅におけるトイレについて、発災後使用可能であることを確認できるまで、区市町村
使用しないことを周知します

主として区市町村が行う事項

1-1-1 建物等の安全性を判断する際に、確認すべき事項等を住民に周知します

在宅避難支援に携わる方全般が行う事項

第3編 在宅避難者の生活への支援ガイドライン

目次

1	建物等の安全性に関する緊急的な判断	1
1-1	建物の安全性の確認	1
1-2	設備（電気、ガス、給排水設備など）の確認	11
1-3	住戸内の安全確保	15
2	備蓄の推進	26
2-1	日常備蓄の推進	26
2-2	共同で使用する資機材等の備蓄の推進	31
2-3	備蓄の認知度等向上の取組	37
3	避難者情報の把握・共有等	41
3-1	情報把握の主体・手法	41
3-2	取得すべき情報の内容	47
3-3	情報の共有方法	54
4	支援体制の整備	58
4-1	在宅避難者を支援するための拠点の設置	58
4-2	支援拠点の運営体制	63
5	支援内容の整理	70
5-1	支援内容を検討する際の留意点	70
5-2	物資等の提供	71
5-3	資機材の配備等	74
5-4	その他の支援（情報の提供等）	79
6	高層共同住宅における物資等の運搬	80
6-1	エレベーターが使用できない場合の対応	80
6-2	エレベーターを使用可能にする方法の普及	85
7	避難所に行けない理由のある要配慮者への対応	87
7-1	要配慮者ごとの支援体制の整備	87
8	防犯対策	91
8-1	防犯に関する支援	91
8-2	停電時に機能を喪失する防犯機器への対応	94
8-3	マンション特有の事情への対応	96

1 建物等の安全性に関する緊急的な判断

1 建物等の安全性に関する緊急的な判断

ポイント

- 在宅避難を行うに当たっては、自宅等が安全であることが前提になります。
- 首都直下地震など、都市部で大規模地震が発生した場合は、点検すべき建物が極めて多いことから、応急危険度判定士など建築の専門家がすぐに点検できないケースが想定されます。
- このため、発災直後には、建築に関する専門知識を有さない住民自らが、自宅等に住み続けられるかどうかを迅速に判定できる方法等について、周知する必要があります。
- また、発災後において電気やガス、給排水設備等を使用する際の注意点や、地震時の被害軽減に有効となる家具類の転倒・落下・移動防止対策（以下「家具類転倒等防止対策」という。）、出火防止、初期消火対策など、住戸内の安全対策を併せて実施することが重要です。

1-1 建物の安全性の確認

【概要】

発災直後から、建築に関する専門知識を持たない住民が、引き続き自宅等に住み続けることができるかどうかを簡潔に判断するための安全確認の方法を示すほか、平時からの取組についてとりまとめています。この安全確認方法は、あくまでも発災直後の緊急的なものであり、防災・行政関係者や専門家等から危険である旨の指摘を受けた場合には、別の場所に避難する必要があります。

建物の立地場所や構造などの特徴に応じて点検項目を精査し、内容を精緻化・高度化することが望ましいです。

【チェック事項】

1-1-1 建物等の安全性を判断する際に、確認すべき事項等を住民に周知します

【解説】

- 内閣府が公表している「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」（以下「緊急点検指針」といいます。）では、建物が、「建物の崩壊などにより、建物内の滞在者や避難者等の生命や身体に危険が及ぶ状態か否か」を判断するための安全確認方法について、鉄骨造や鉄筋コンクリート造、木造の構造別に「カルテ・チェックシート」（以下「カルテ等」といいます。）として安全確認項目を示しています。平時においてカルテ等を周知し、住民に作成・運用を促します。
- 緊急点検指針で示されたカルテ等を作成するためには、建築に関する専門知識を持たない住民のみでは困難な事項があるため、建物管理会社や建築士等の専門家と連携して作成・運用するよう周知します。

1 建物等の安全性に関する緊急的な判断

記入例

鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造建物の安全確認 カルテ

建物名称 **●●ビル** 記入年月日 **平成26年○月×日**

住所 **東京都千代田区永田町●-●-●** 記入者 **▲▲ △△**

(1) 事前確認項目 (構造設計者、または建築施工業者担当者等構造に詳しい者ととも調査し記入してください)

1. 建築物用途 : ①学校(屋内運動場は除く) ②保育園・幼稚園 ③公民館 ④集会所
⑤神社・寺院 ⑥劇場・ホール **⑦事務所ビル** ⑧その他()

※屋内運動場(体育館)については、文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」(平成25年8月)の「震災後の余震に備えた屋内運動場等の天井等の緊急点検チェックリスト」を用いて建物全体の状況や天井について安全確認を行うことが望ましい。

2. 階数及び基準階^{※1} : 地上 **3** 階 地下 **1** 階 → 基準階^{※1} **3** 階

3. 構造種別 : ①鉄筋コンクリート造 ②プレキャストコンクリート造 **③鉄骨鉄筋コンクリート造**
④混構造()と() ⑤その他()
①ラーメン構造 ②壁式構造 ③その他()

→壁式構造の場合
基準階の耐力壁の延長 階(m) 階(m)

※建物の階数、構造種別(ラーメン構造、壁式構造等)により、チェックシートを選択して下さい。
※壁式構造の場合、基準階の耐力壁の延長は、低層・壁式構造の場合はチェックシートp3の⑦、中高層・壁式構造の場合はチェックシートp5の⑦の「全体の耐力壁の延長」に相当

4. 建築物規模 : 1階寸法 約 **20** m×約 **50** m

5. 建築竣工時期 : **①新耐震前** ②新耐震後 (建築竣工年 西暦 **1978** 年)

6. 耐震診断 : **①実施済み**(実施年 **2010** 年) ②未実施
→ 耐震結果()

7. 耐震補強 : **①実施済み**(実施年 **2011** 年) ②未実施

8. 免震・制震装置
・免震装置の有無 (有 **無**)
・制震装置の有無 (有 **無**)

9. 吊り天井 **①あり**(「特定天井」「特定天井以外の天井」について、補強等の有無別に場所を記入)
の有無 : ②なし(「10. 大型の吊物」に進んでください)

→特定天井^{※2}
建築基準法に基づく技術基準に適合した天井^{※3}
(場所 **エントランス**)
上記以外の天井 (場所 **なし**)

→特定天井以外の天井
補強済みの天井 (場所 **なし**)
補強していない天井 (場所 **各室**)

※特定天井がある場合、低層の場合はチェックシートp4の⑥、中高層の場合はチェックシートp6の⑥の調査で優先的に調査することが望ましい。

※1 基準階とは、基準となる平面を持つ階。事務所建築では、一階など特殊な階を除けば平面的にはほぼ同一であるので、それらの階層の最下層の階を基準階とする。
※2 高さ6mを超えかつ面積200m²を超す吊り天井(詳細はp4を参照)
※3 「建築基準法に基づく技術基準に適合した天井」とは「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件(平成25年国土交通省告示第771号)」に定める技術基準に適合した天井

裏面に続きます

カルテの事例①

別紙

木造住宅の地震後の安全チェック

この家、 住み続けていいのかな？



判定できる住まいの要件

このパンフレットで判定できる住まいは、右の4つの要件のすべてに当てはまる木造住宅^{※1}です。

要件に当てはまらない場合で住み続けることに不安がある場合には、お住まいの市町村や専門家（4ページ）へご相談ください。

※1 店舗併用住宅を含みます。軸組構法または枠組壁工法（ツーバイフォー）の住宅が対象です。

- 震度5強以上のゆれを受けた
- 大きな被害^{※2}はない
※2 家全体が傾く、柱が折れる、外壁が外れるなど
- 平屋、2階建て、3階建てのいずれか
- 1981年（昭和56年）6月以降に建てた

チェック

1 敷地や住まいの状況を確認します

- ①敷地内に液状化やひび割れがある
 はい いいえ



液状化で砂がふき出した例

- ②床をもの※3が転がる
 はい いいえ
※3 野球・硬式テニスのボール、サッカーボール等



- ③窓の開閉がしづらくなった
 はい いいえ



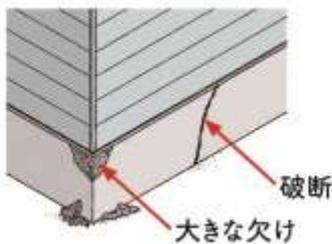
結果

- すべて「いいえ」 → チェック **2** へ進みます
 ひとつでも「はい」 → 4ページ **判定B** へ

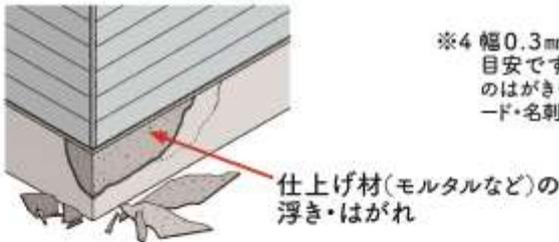
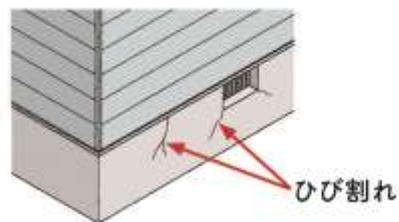
チェック

2 基礎の状況を確認します

- ①基礎に大きな損傷がある
 はい いいえ



- ②基礎にひび割れ※4が3か所以上ある
 はい いいえ



※4 幅0.3mm以上が目安です。(厚手のはがき・ポストカード・名刺の厚み)



結果

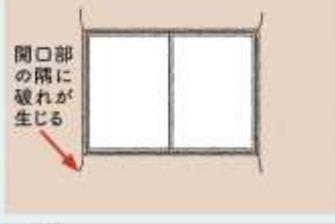
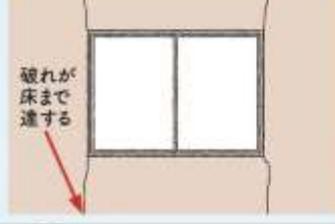
- すべて「いいえ」 → チェック **3** へ進みます
 ひとつでも「はい」 → 4ページ **判定B** へ

チェック

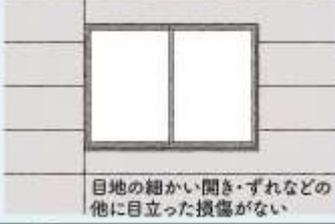
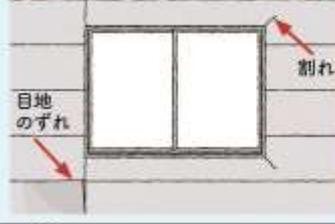
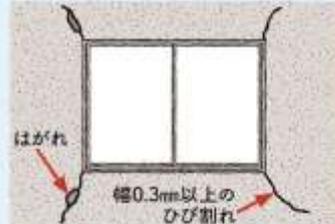
3

内壁と外壁で最も損傷している部分の状況を確認します

内壁（該当する仕上げが表にない場合は、欄外の※5を参照してください）

仕上げ		損傷の程度	
(a) 壁紙 (クロス)	<input type="checkbox"/> ㊦ 目立つ 損傷が ない	<input type="checkbox"/> ㊿ 損傷が比較的小さい 	<input type="checkbox"/> ㊨ 損傷が比較的大きい 
		<input type="checkbox"/> ㊿ 損傷が比較的小さい 	<input type="checkbox"/> ㊨ 損傷が比較的大きい 

外壁（該当する仕上げが表にない場合は、欄外の※5を参照してください）

仕上げ		損傷の程度	
(c) サイディング (横張り)	<input type="checkbox"/> ㊦ 目立つ 損傷が ない	<input type="checkbox"/> ㊿ 損傷が比較的小さい 	<input type="checkbox"/> ㊨ 損傷が比較的大きい 
		<input type="checkbox"/> ㊿ 損傷が比較的小さい 	<input type="checkbox"/> ㊨ 損傷が比較的大きい 

結果

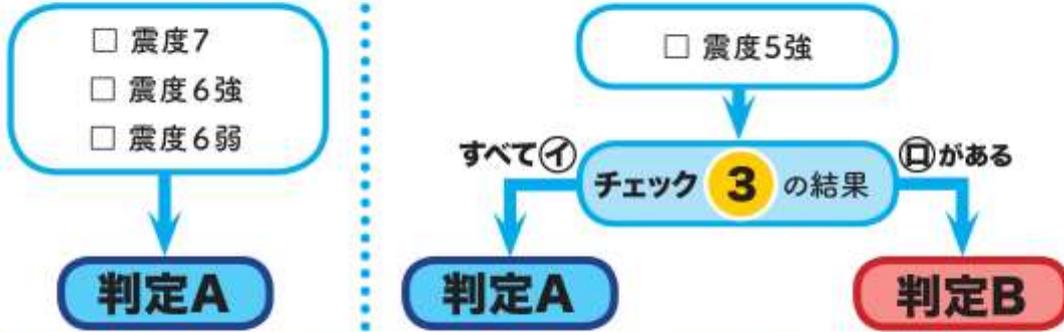
- ㊦ または ㊿ のみ → チェック 4 へ進みます
 ひとつでも ㊨ がある → 4ページ 判定B へ

※5 (a)～(d)の仕上げに該当するものがひとつでもあれば、その損傷の程度で結果を判断します。
 (a)～(d)の仕上げに該当するものがひとつもない場合、4ページ 判定B へ

チェック

4 お住まいの地域の震度を確認します

チェック4は、チェック3の結果が「☑①または②のみ」の場合に行います。



総合判定

判定A

このまま住み続けて大丈夫です。

ただし、瓦屋根など被害を受けた部分は補修しましょう。

判定B

お住まいの市町村や専門家へご相談ください。

あなたの住まいは地震により耐震性が低下している可能性があります。

参考情報

▼お住まいの地域の専門家を知りたいとき
⇒被災度区分判定・復旧技術事務所名簿



▼お住まいの地域の震度を知りたいとき
⇒日本建築防災協会



▼液状化について詳しく知りたいとき
⇒日本建築防災協会 液状化の関連サイト



▼被災度区分判定について詳しく知りたいとき
⇒日本建築防災協会 被災度区分判定とは



住所 _____

氏名 _____

建築年 _____

1 建物等の安全性に関する緊急的な判断

- カルテ等の作成が困難な場合には、建物等の安全確認項目を簡素化したリスト等を作成し、住民に周知します。

建物等の安全性に関する緊急的な判断（確認事項）

【建物】

（耐震基準）

- （木造） 2000年基準（建築確認日が2000年6月1日以降）か
- （非木造）新耐震基準（建築確認日が1981年6月1日以降）か

（被災状況）

- 全体又は一部が崩壊していないか
- 低層階がつぶれていないか
- 全体又は一部が傾斜していないか
- 曲がっている柱や梁がないか
- 大きなひび割れがある柱や梁がないか
- 落下の危険性がある窓枠や窓ガラスがないか
- 天井に歪みや破損等がないか
- 重たい家具類が転倒・落下していないか
- 浸水被害が発生していないか

【周囲の状況】

- ハザードマップで他の種別の災害による被害がないことを確認しているか
- 火災が発生していないか
- 隣接の建築物が崩れ、建物が壊れていないか
- 隣接の崖地や地盤等が崩れていないか、また、崩れそうな崖地や山林がないか
- 周辺の地盤が液状化により陥没又は隆起していないか



【建物使用不可】



【落下しそうな場所を避けて建物使用可】

※ 自ら点検できない等の不安がある場合、防災・行政関係者や専門家等から危険である旨の指摘がある場合には、別の場所に避難してください。

内閣府（防災担当）「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針（平成27年2月）」を参照

1 建物等の安全性に関する緊急的な判断

【チェック事項】

- 1-1-2 建物等の安全確認に関する精度等を高めるよう、訓練等を定期的を実施します
- 1-1-3 訓練等を実施する際は、建築士等の専門家や設備管理会社等と連携して行うよう住民に周知します

【解説】

- 建築の専門知識を持たない住民が、大規模地震発生直後、建物の安全性を適切に確認することは非常に難しいことから、平時から、安全確認に関する訓練等を通じて、点検の精度等の向上を図ります。訓練等を実施する際には、建築士等の専門家や日常的に点検を行う建物等管理会社などと連携して行うよう、住民に周知します。
- 発災時に安全確認を行う箇所の現状の写真等を整理したカルテ等を作成し、地震発生前の建物のひび割れや歪み等を知っておくことで、地震による損傷と区別することができ、地震による建物の被害状況をより正確に判断できます。
- 建物の安全確認時に注意すべき事項は、「ひび割れ」と「天井」になります。大規模災害発生時には、「裂け目の大きいひび割れ（2mm 以上目安）」や「ひびの深さが深いひび割れ」、「エックス字のひび割れ」等に注意する必要があります。また、天井の落下、特に吹き抜けやホールなどの高天井の落下は大きな被害につながることから、応急的な安全確認においては、天井の状況が平時と比べて違う場合（歪みや隙間、破損、ずれを確認できるときなど）に危険（その天井がある部屋は使用不可）と判断することが望ましいです。
- 緊急点検指針で示す安全確認は、緊急かつ応急的に行うためのものであることから、安全確認後においても、必要に応じて、速やかに建築の専門家による建物の安全確認を受けることが重要です。



(内閣府「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」を参照)

1 建物等の安全性に関する緊急的な判断

(事例 葛飾区「在宅避難ガイド」)

葛飾区では、自宅の安全が確認できる場合、在宅避難が有効な避難策の一つであることを知っていただくとともに、メリット・デメリットをしっかりと把握し、自分に合った避難方法を考えていただくため、「在宅避難ガイド（地震版）」「在宅避難ガイド（水害版）」を作成しています。

在宅避難ガイドの中では、在宅避難の際の判断基準や注意事項、家具類転倒等防止対策・ガラス等飛散防止対策・出火防止対策等、在宅避難に備えた家づくりなどを紹介しています。

4. 在宅避難に備えた家づくり

自宅の安全対策できていますか？

大きな家具や電化製品などが倒れてこないように、配置の工夫と、家具転倒防止器具で固定しましょう。また、停電復旧時の電気火災防止には感震ブレーカーが有効です。

区では以下の様々な助成を行っておりますので、ぜひご利用ください。

【家具転倒防止器具取付け支援事業】



L字金具、つっぱり棒、耐震マット、扉の留め具などの家具転倒防止器具で固定します。



【ガラス飛散防止フィルム貼付け費用補助】



割れたガラスで怪我をしないように、窓ガラスやガラス扉などにガラス飛散防止フィルムを貼ります。



【感震ブレーカー設置補助】



時間設定タイプ
(分電盤型)

時間設定タイプ
(コンセント型)

自動タイプ
(感震リレー外付型)

設定値以上の大きな揺れを感知すると、自動的に電気を遮断する感震ブレーカーを設置します。



音声コード掲載

8. 在宅避難の判断基準など

在宅避難が可能か否かの判定基準としては、基本的には自宅が安全であることが大前提です。まずは自宅の状況確認を行きましょう。

自宅の状況を確認し、以下の項目をチェックしてください。

外壁・基礎

- ひび割れがないか
- 傾き、膨らみがないか

室内

- 壁面にひび割れがないか
- 窓ガラスや家具類が飛散して怪我の恐れがないか
- 窓が動きづらくなっていないか
- 床下が湿っぽくなっていないか

その他

- 自宅周辺の土がぬかるんでいないか
- 自宅内での火災発生、自宅周辺で火災の危険性がないか
- 居住地域に避難指示が発令されていないか

判断に不安がある場合は、応急危険度判定が終了するまで、避難所などに避難しましょう！



在宅避難する場合の注意事項も確認しましょう。

10

(出典：葛飾区「在宅避難ガイド（地震版）」)

1 建物等の安全性に関する緊急的な判断

1-2 設備（電気、ガス、給排水設備など）の確認

【概要】

停電等の影響により停止していた建物の設備等（電気、ガス、給排水設備等）について、使用を再開する前に、安全を確認する方法や、発災後の使用ルール等を住民に周知します。

【チェック事項】

- 1-2-1 設備等を発災後に使用開始するまでの間に安全確認する方法を住民に周知します
- 1-2-2 設備等の安全確認の点検マニュアル等の作成を促します

【解説】

- 規模の大きい共同住宅等における設備機器に関する注意事項について周知します。
- 地震により施設が被災した場合の設備機器に関する注意事項は、以下のとおりです。

1. 震災後に停電している施設について
 - (1) 危険ですので自ら受変電設備を操作しないでください。
 - (2) 防災設備（消火設備、排煙設備、自動火災報知設備等）が作動しない可能性があるため、平常時に増して火災発生時に在庁者を速やかに避難誘導できる体制を整えてください。
※周囲の施設が復電しているのに当該施設が復電しない場合は、電気主任技術者（保安協会等）、施工業者に連絡してください。
※受変電設備がない場合は、契約している電力会社等に連絡してください。
2. 浸水した施設について
 - (1) 電気室が浸水した場合は、自ら受変電設備を操作せず、電気主任技術者（保安協会等）、施工業者に連絡してください。
 - (2) 浸水した可能性が高い電気製品やコンセントは使用せず、使用禁止の表示を行ってください。
3. 自家発電設備が稼働している施設について
 - (1) 自家発電設備から異常な音、臭い、黒煙又は燃料漏れが発生していないことを確認してください。
 - (2) 異常な状態が継続している場合は、自家発電設備を停止させ、電気主任技術者（保安協会等）、施工業者に連絡してください。
※自家発電設備の運転中は燃料残量に注意してください
4. 室内の電気設備について
 - (1) 倒れた什器などで電気製品や配線が濡れていればコンセントを抜き、天井から照明器具や配線がたれ落ちていればその部分のブレーカーを切ってください。
5. 震災後の施設の給排水、ガス設備について
 - (1) 燃焼を伴う機器が停止している場合は、安全が確認できるまで使用禁止の表示をしてください。
 - (2) 断水後に上水が復旧したとしても、水質の安全が確認できるまでは、直接飲まないように給水栓に表示をしてください。
 - (3) 排水管が損傷しているおそれがある場合は、漏水のリスクをできるだけ小さくするため、排水経路が短い1階などのトイレに使用を限定する等の対応を図ってください。
※たとえ損傷がないように見える場合でも、調査を専門家（施工業者等）に依頼してください。
6. エレベーター設備について
 - (1) 自動停止しているエレベーターは、故障、事故等のおそれがあるため、自ら再始動しないでください。製造メーカー又は保守業務契約をしている業者に点検を依頼してください。

（出典：国土交通省「施設管理者による官庁施設の防災機能確保のための対応について」）

1 建物等の安全性に関する緊急的な判断

【チェック事項】

- 1-2-3 エレベーターの閉じ込めが発生した場合に、救助機関等が到着するまでに実施すべき事項について周知します

【解説】

- エレベーターの閉じ込めが発生した場合に、緊急連絡先名簿等を活用した閉じ込められた人の氏名や人数等の確認、居住者名簿等を活用した建物内住民の安否確認など、救助機関やエレベーター保守事業者等が到着するまでに実施すべき事項について、マニュアル等であらかじめ定め、発災時に対応できるようにすることを周知します。
- また、対応の実効性を向上させるため、マンション管理組合が主導して、マンション管理会社やエレベーター保守事業者等と連携したエレベーター閉じ込め対応訓練を定期的を実施するよう促します。

コラム：エレベーター閉じ込め対応訓練

エレベーターは現代の都市生活において欠かせない移動手段ですが、地震や停電などの非常時には、利用者が閉じ込められるリスクが存在します。特に高層ビルが立ち並ぶ都市部では、そのリスクは高まります。こうした状況に備え、エレベーター閉じ込め対応訓練の重要性が増しています。

大規模な地震が発生した際、多くのエレベーターが同時に停止する可能性があり、保守事業者の対応が追いつかず、救出までに時間を要することが予想されます。そのため、利用者自身が冷静に対応できるよう、事前の訓練が不可欠です。

【エレベーター閉じ込め対応訓練の例】

保守事業者の説明及び指導のもと訓練を実施します。訓練時間中(2時間程度)は、エレベーターが停止します。

- ①講義：エレベーターの基本構造について
利用中に地震が発生したときの留意事項等について説明を行います。
- ②実技体験(1)：かご内の状況体験
大きな揺れが発生した際のエレベーターのかご内の状況体験を行います。
(例)・地震時管制運転装置作動状況の確認
・停電時のエレベーターのかご内の状況の確認
- ③実技体験(2)：通信訓練
エレベーターのかご内に設置されているインターホンをういて、防災センターとの通信訓練を行います。
- ④実技体験(3)：救出作業体験
エレベーターのかご内における閉じ込めを想定し、保守事業者による救出を模擬体験します。

エレベーター閉じ込め対応訓練は、非常時における冷静な対応と安全確保のために不可欠です。日頃からの備えと訓練が、いざという時の迅速かつ適切な行動につながります。

(出典：東京都「東京都マンション防災ガイドブック」)

1 建物等の安全性に関する緊急的な判断

【チェック事項】

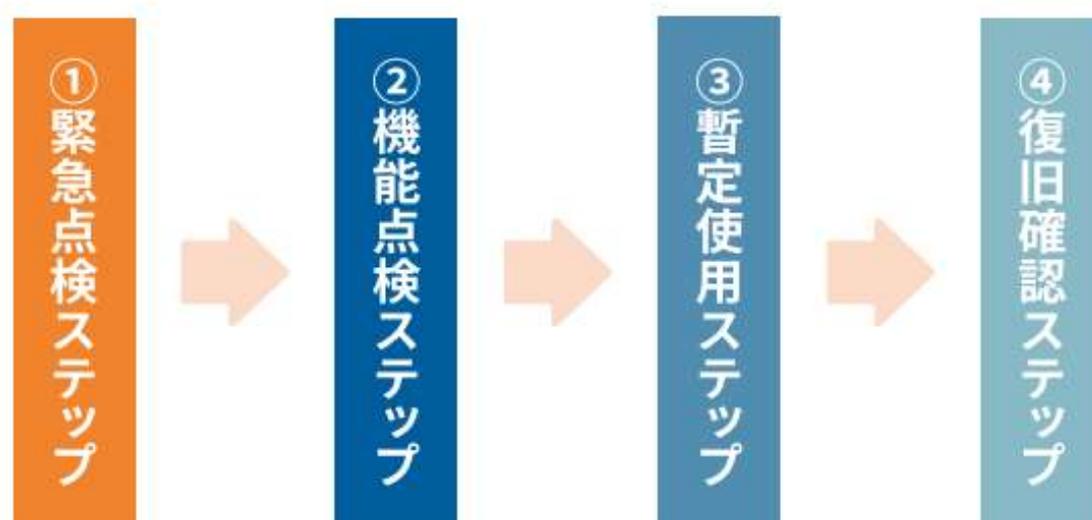
1-2-4	共同住宅におけるトイレについて、発災後使用可能であることを確認できるまで、 使用しないことを周知します	区市町村
1-2-5	共同住宅におけるトイレについて、迅速に使用可否を確認する方法等を住民に周知 します	区市町村

【解説】

排水設備が損傷している場合、通常通り水を流すと下階の住戸や共用部に汚水が逆流する可能性があります。マンション管理組合が主体となり、災害時のトイレ使用ルールを定め、居住者に周知することが重要です。

なお、マニュアルを作成する際には、排水設備の点検箇所などを明らかにする必要があるため、専門家や専門業者等の協力を得て、「排水設備の点検箇所」の調査が必要です。

【災害時のトイレ対策フロー】



(出典：東京都「東京都マンション防災ガイドブック」)

1 建物等の安全性に関する緊急的な判断

①緊急点検ステップ

トイレの洗浄水は流さず、便器に携帯トイレを取りつけたうえで、以下の点検を行います。異常なければ「②機能点検ステップ」に進みます。異常がある場合、携帯トイレなどの災害用トイレを継続して使用します。

①-1. 給水設備の損傷の点検

- ・停電していないか
- ・水栓から水が出るか
- ・受水槽等の外観が破損していないか

柵・地盤の判断基準(使用不可例)



マンホールの浮き上がり 地盤沈下
画像提供：特定非営利活動法人日本トイレ研究所

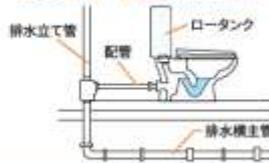
①-2. 排水設備の損傷の点検

- ・地盤の隆起・沈降、液状化によるマンホールの浮上がないか
- ・第一柵、最終柵、排水横主管の外観に損傷がないか
(地下ビット内に配管が設置されている場合は、危険なので立ち入らない)

①-3. 住戸内の便器の点検

- ・便器や便器の後ろの配管が破損していないか
(便器が破損している場合、水を詰めたビニール袋などで配管部分を塞ぐ)

排水設備・便器の点検箇所



最終柵

公共柵の手前(敷地側)にある汚水柵

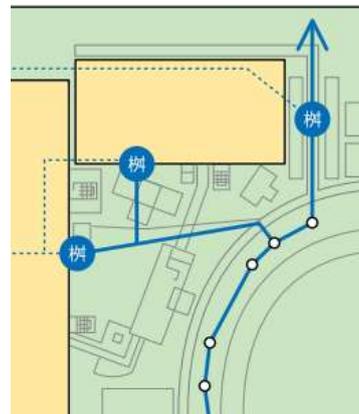


第一柵

それぞれの建物から排水された汚水を柵前に集める汚水柵



道路



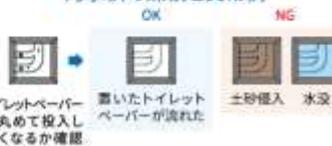
②機能点検ステップ

断水時はバケツ洗浄でトイレ使用を開始し、トラブルなく排水できるかを確認します。排水設備の異常やトラブル発生の兆候がなければ「③暫定使用ステップ」に進みます。異常やトラブル発生の兆候があればバケツ洗浄を中止して、携帯トイレなどの災害用トイレを使用します。

汚水柵の点検と異常例

②-1. 共用部の排水設備の点検

- ・第一柵、最終柵を開け、汚水が流れてくるか



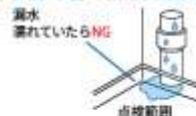
②-2. その他共用部の配管設備の監視

- ・露出している排水横主管や排水立て管等について、漏水やにじみがないか

②-3. 住戸内の漏水の点検

- ・便器裏の接続管周辺や目視可能な配管・パイプスペース周りに漏水がないか

排水立て管の点検と異常例



②-4. 住戸内の便器封水の跳ねだしの監視

- ・あらかじめ便器の蓋を閉めておき、開けたとき蓋の内側が汚水等の跳ねだして漏れていないか

便器封水跳ねだしの点検と跳ねだし例



③暫定使用ステップ

バケツ洗浄を継続し、トラブルなく排水できるかを確認します。点検内容は「②機能点検ステップと同じ」。異常やトラブル発生の兆候があればバケツ洗浄を中止して、携帯トイレなどの災害用トイレを使用します。停電と断水が復旧したら「④復旧確認ステップ」に進みます。

④復旧確認ステップ

管理会社等に連絡して対応方法を確認します。連絡先は事前に確認が必要です。

(出典：東京都「東京都マンション防災ガイドブック」)

1 建物等の安全性に関する緊急的な判断

1-3 住戸内の安全確保

【概要】

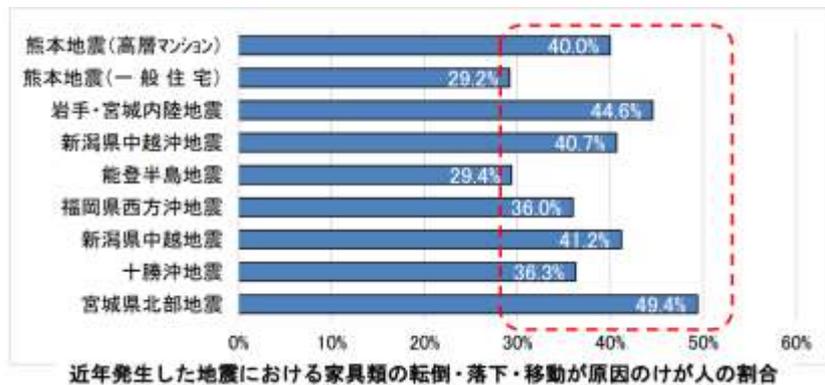
在宅避難を行うに当たっては、建物だけではなく、各住戸内も安全である必要があります。このため、家具類転倒等防止対策、出火防止、初期消火対策等についても、併せて周知します。

【チェック事項】

1-3-1 家具類転倒等防止やガラス等飛散防止対策などについて住民に普及啓発します 区市町村

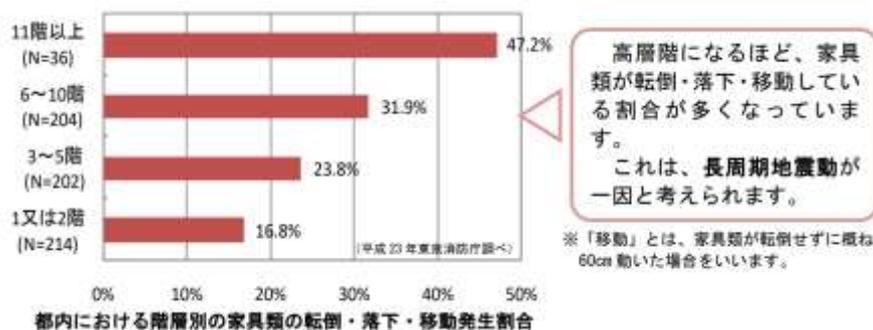
【解説】

- 近年の地震被害調査では、負傷者の約3～5割の方々が屋内における家具類の転倒・落下によって負傷していることが判明しています。



(出典：東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」)

- また、東京都火災予防審議会（地震対策部会）から「地震火災による人的被害の軽減方策」について答申がなされ、家具類転倒等防止対策が地震時の出火防止としても有効であり、火災による死者数の減少に大きく寄与することが示されています。
- さらに、避難通路、出入口周辺に、転倒、移動しやすい家具類を置くと、避難経路を塞いだり、引き出しが飛び出すことで、つまずいてケガをしたり、避難の妨げになることから、家具類転倒等防止対策が非常に大切であることを周知します。
- 東日本大震災の発生後に行った東京都内のアンケート調査では、高層階になるほど、家具類が転倒・落下・移動している割合が多くなっており、長周期地震動が一因と考えられることから、こうした危険性についても周知します。

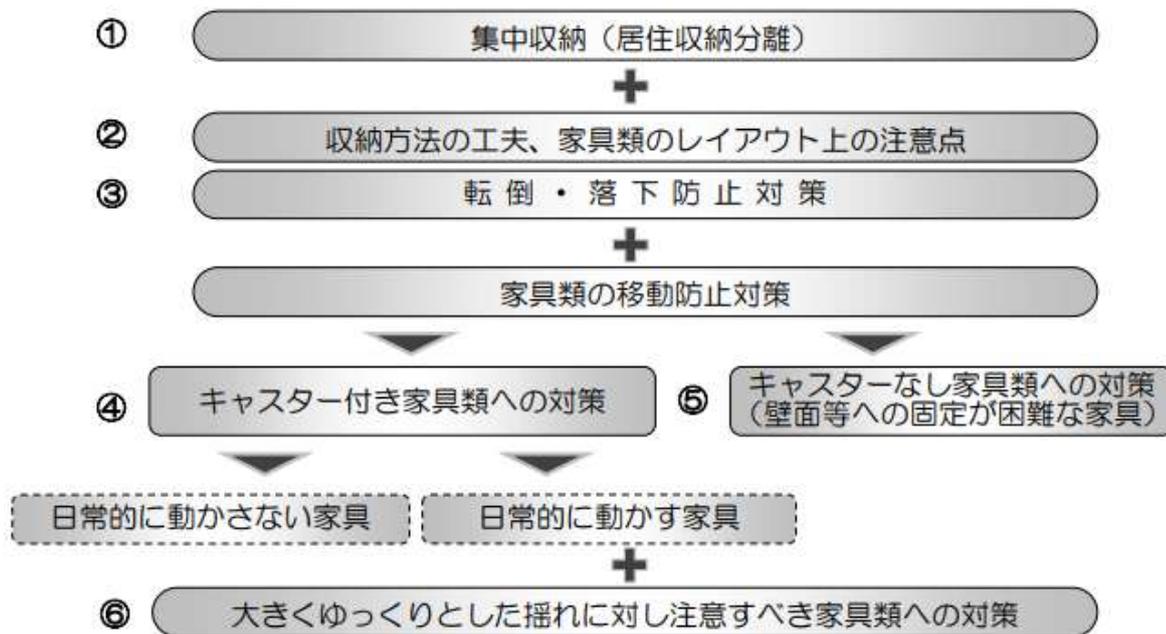


(出典：東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」)

1 建物等の安全性に関する緊急的な判断

【地震に対する家具類への対策】

- ① 納戸やクローゼット、据え付け収納家具への集中収納により、努めて生活空間に家具類を置かないようにしましょう。
- ② 倒れにくい家具の収納方法の工夫やケガや避難障害を発生させにくいレイアウト上の工夫を行うことが重要です。
- ③ レイアウト上の対策をしたうえで適切な転倒・落下・移動防止対策を行きましょう。
- ④ キャスター付きの家具には日常的に移動することを求められるものと日常的な移動は求められないものがあります。日常的に移動が求められないものとは、引っ越しや部屋の模様替えの時だけ移動するような家具です。
- ⑤ 長周期地震動では、テーブルやイスなど、必ずしも壁面に接して配置することがない背の低い家具類も移動する可能性があるため、これらの家具類の移動防止対策をする必要があります。
- ⑥ 長周期地震動は大きくゆっくり揺れる特徴があることから、天井から吊り下がっている電球や水のように揺れに合わせて大きく揺れ重心が移動するものなどについても対策を講じる必要があります。



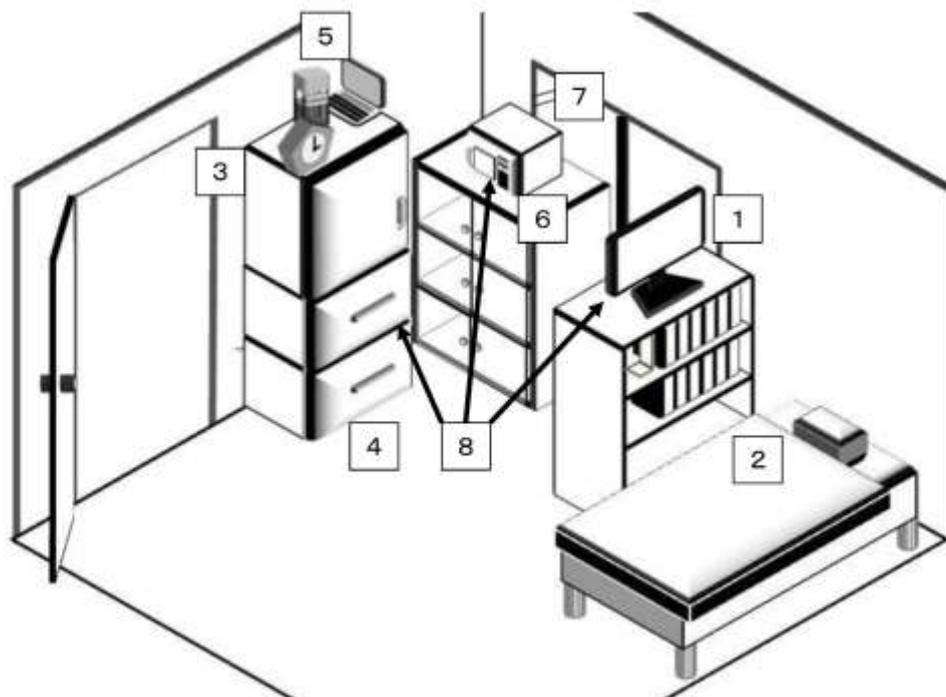
（出典：東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」）

1 建物等の安全性に関する緊急的な判断

● 家庭内の転倒・落下・移動防止チェックリスト

このチェックリストを使用し、ご自宅の家具類の転倒・落下・移動防止対策を行きましょう。

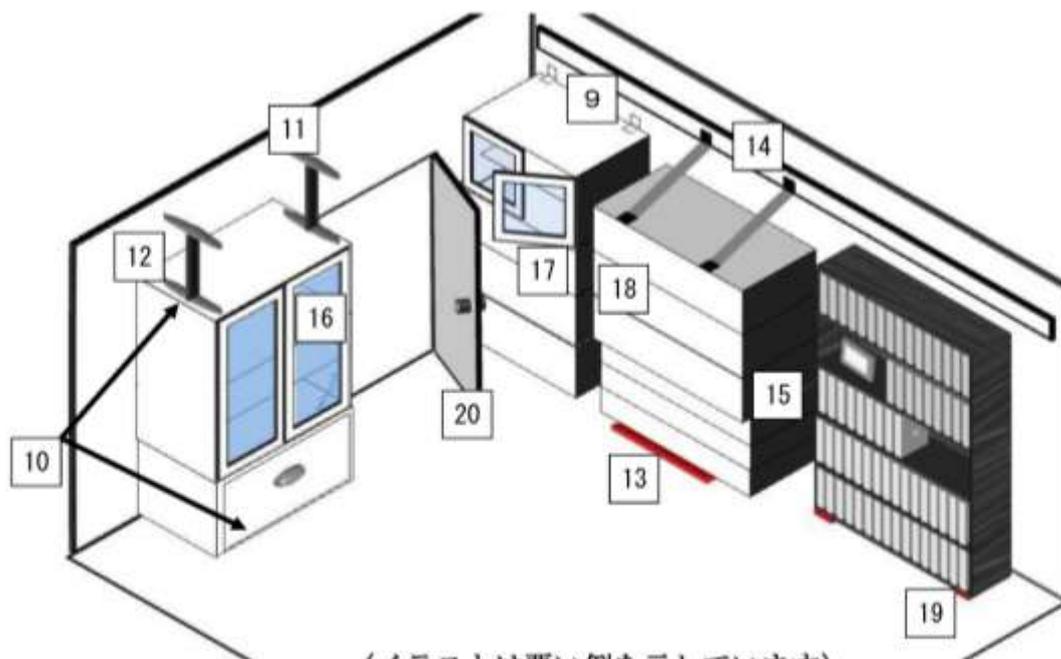
	項目	チェック
1	テレビを壁またはテレビ台に固定するとともに、テレビ台も固定している。	
2	テレビが転倒・落下・移動しても、人に当たったり、避難障害にならないところに置いている。	
3	冷蔵庫を、ベルトなどで壁に固定している。	
4	冷蔵庫が移動しても、避難障害にならない場所に設置している。	
5	冷蔵庫や家具類の上に、落下しやすい物を置いていない。	
6	電子レンジをレンジ台などに固定するとともに、レンジ台も固定している。	
7	窓ガラスの近くに、大型の家電製品や家具を置いていない。	
8	家電製品は、付属している取扱説明書に従って転倒・落下・移動防止対策を行っている。	



(イラストは悪い例を示しています)

1 建物等の安全性に関する緊急的な判断

9	L型金具を使用する場合は、壁の下地材（間柱など）や柱など、強度がある部分に固定している。	
10	ポール式を使用する場合は、ストッパー式やマット式と併用している。	
11	ポール式を使用する際、天井に強度がない場合は、あて板で補強している。	
12	ポール式は、できるだけ奥に取付けている。	
13	ストッパー式は、家具の端から端まで敷いている。	
14	石膏ボードに接着されているだけの付け鴨居の場合は、補強したうえで、転倒防止器具を取付けている。	
15	上下に分かれている家具は、上下を連結している。	
16	ガラスにはフィルムを張るなど、飛散防止をしている。	
17	収納物が飛び出さないよう、扉に開放防止器具を付けている。	
18	重いものを、できるだけ下に収納している。	
19	固定に用いる器具は、家具類の重さや形状に応じて選んでいる。	
20	家具が転倒しても、避難路を塞がない置き方をしている。	

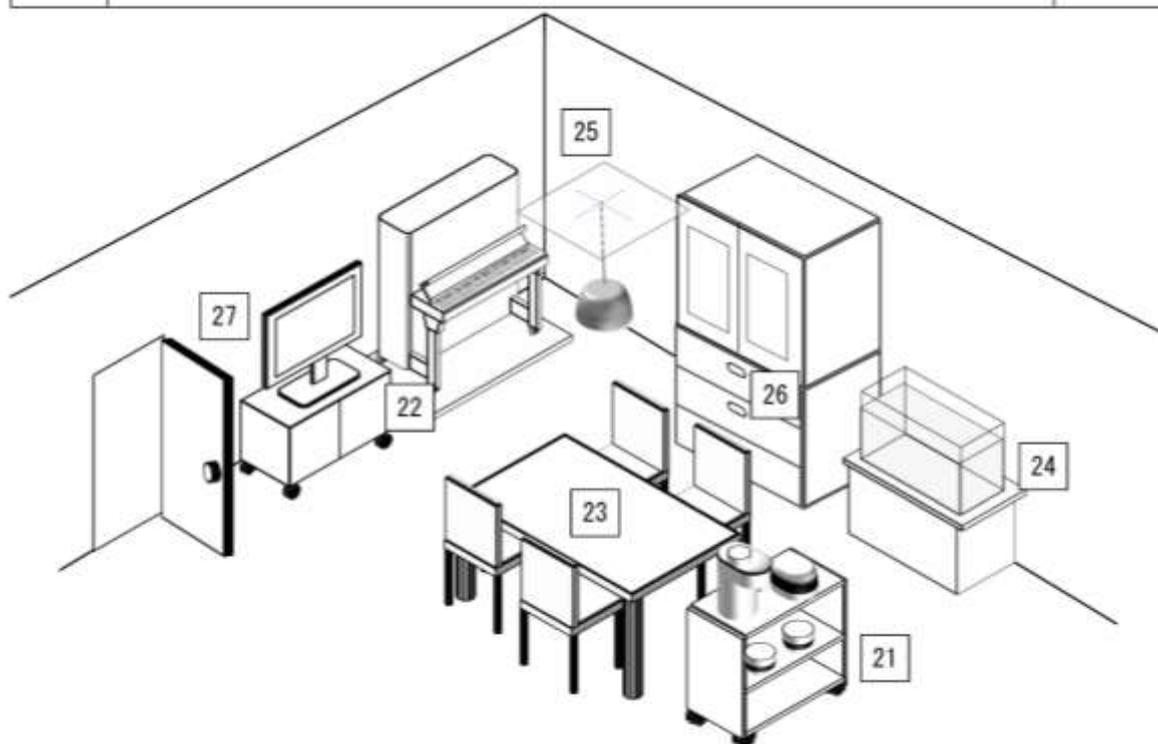


(イラストは悪い例を示しています)

1 建物等の安全性に関する緊急的な判断

◎ 高層階（概ね10階以上）では、以下のことについても確認しましょう

21	日常的に動かすキャスター付き家具類は、動かさないときはキャスターロックをするとともに、着脱式ベルトなどで壁につなげている。	
22	日常的に動かさないキャスター付き家具類は、キャスターをロックして下皿を設置するとともに、転倒防止対策をしている。	
23	壁に接していないテーブル等には、脚に滑り止めをしている。	
24	観賞用水槽等を台と固定し、台を壁と固定している。	
25	吊り下げ式の照明に揺れ防止をしている。	
26	引き出し式の家具類にはラッチがついているものを使用するなど、引き出しの飛び出し防止をしている。	
27	出入口の近くにキャスター付きの家具類を置いていない。	



(イラストは悪い例を示しています)

(出典：東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」)

【ガラス等飛散防止対策】

揺れの大きい地域では、屋内において、窓ガラス等の飛散などにより、負傷者の発生が想定されます。

このため、窓ガラスには飛散防止フィルムを貼る、窓ガラスが割れないように、窓のそばに物を置かないなどの取組について周知します。



1 建物等の安全性に関する緊急的な判断

【チェック事項】

1-3-2	感震ブレーカー等の対策を普及啓発し、実施を促します	区市町村
1-3-3	復電前に確認すべきポイント等をまとめ、住民に周知します	区市町村

【解説】

- 阪神・淡路大震災や東日本大震災では、出火原因が特定されたもののうち、約6割が電気火災でした。
※ 電気火災：地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧した時に発生する火災
- 地震発生時に電気を自動的に遮断する「感震ブレーカー」は、電気火災を防止するのに有効です。
- 様々な製品のタイプがあるので、製品ごとの特徴・注意点を確認の上、適切に設置するよう普及啓発を行います。

(感震ブレーカーを設置している住戸における主な注意点)

- ・ 停電時に作動する足元灯や懐中電灯等の照明器具を常備し、夜間の照明を確保しましょう。
 - ・ 医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるようにバッテリー等を備えましょう。
 - ・ ガス漏れや、屋内外の配線に損傷がないことなどを確認し、安全確保をした上で復電しましょう。
- 万一、出火した場合には、延焼を食い止めることが重要です。そのため、消火器や住宅用火災警報器、漏電遮断器などの設置をあわせて行うことが効果的とされています。また、避難する際にはガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを落としましょう。

※ さまざまな製品のタイプがあるので、製品ごとの特徴・注意点を確認の上、適切に設置しましょう ※

感震ブレーカーの種類と主な特徴	タイプ	コンセント型		簡易型	分電盤型	
		特定機器遮断型	一括遮断型		内蔵型	後付型
イメージ						
遮断範囲		選択した機器のみ	屋内全ての電気供給			
設置工事		不要	製品によって異なる	不要	必要	
遮断までの時間		なし	製品によって異なる		あり (3分程度)	

家電量販店やホームセンター、通販サイトなどで購入できます。



感震ブレーカー設置の際の留意点

- ☑ 停電時に作動する足元灯や懐中電灯等の照明器具を常備し、夜間の照明を確保しましょう。
- ☑ 医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるようにバッテリー等を備えましょう。
- ☑ ガス漏れや、屋内外の配線に損傷がないことなどを確認し、安全確保をしたうえで復電しましょう。

詳細は東京くらし防災 p44、東京防災 p82へ

感震ブレーカーのタイプと特徴

(出典：東京都「感震ブレーカーリーフレット」)

1 建物等の安全性に関する緊急的な判断

【チェック事項】

1-3-4 設備等を発災後に使用開始するまでの間に安全確認する方法を住民に周知します 区市町村

【解説】

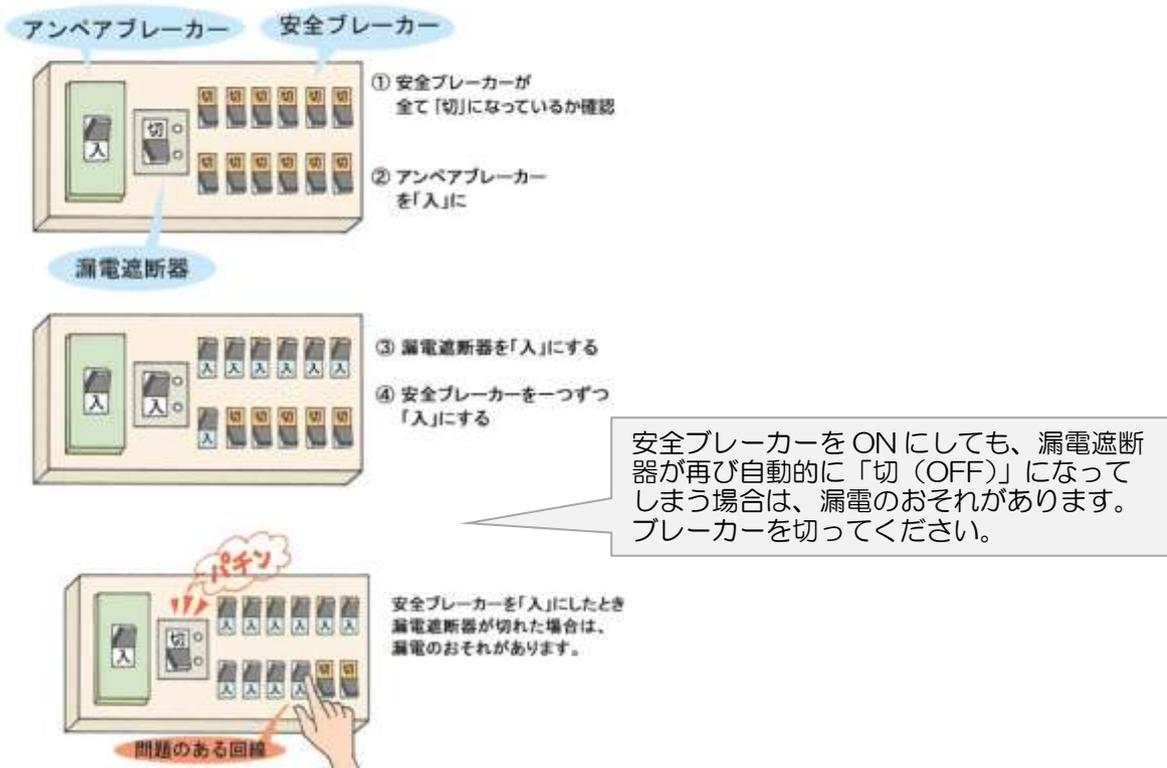
- 停電していた場合、急に電源を入れると、復電（通電時の電気機器や電気配線のショート等）による通電火災等が発生する危険があります。このため、電気を復旧させるときの注意点について周知します。

電気を復旧させるときの注意点は以下のとおりです。

- ・ 避難などで家を離れるときはブレーカーを切っておく
- ・ 停電時は、全てのコンセントからプラグを抜く

電気を復旧させるときは以下の順番で行いましょう。

1. ブレーカーが全て「切（OFF）」になっているか確認
2. アンペアブレーカーを入れる
3. 漏電遮断器を入れる（ON）
4. 安全ブレーカーを一つずつ入れる（ON）



（出典：「政府広報オンライン」）

1 建物等の安全性に関する緊急的な判断

- ガス漏れがあると爆発や火災などの危険があります。ガスを復帰させるときの注意点について周知します。

ガスを復帰させる前に以下の確認を行いましょう。

1. ガスのにおいがしないか確認
ガス漏れのおそれがある場合は窓を開ける。換気扇や火は使わない
2. プロパンガスはガスボンベを点検
ガスボンベが元の位置から動いてしまっていた場合は、復帰する前にガス業者に点検してもらいましょう
3. ガス漏れや異常がなければ、マイコンメーター（注）でガスを復帰
（注）マイコンメーターは震度5相当以上の大きな揺れを感知すると自動的にガスを止めるガスメーターです。

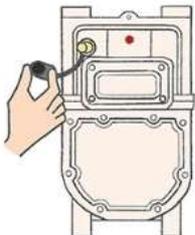
ガスの復帰の仕方は以下のとおりです。

【都市ガスの場合】

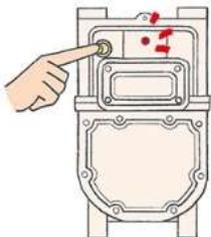
- ① 全てのガス機器の使用を止める
- ② ガスメーターで赤いランプの点滅を確認
復帰ボタンのキャップを手で左に回して外す
- ③ 復帰ボタンを奥まで押し、ランプの点灯を確認したら手を離す
- ④ 3分ほど待って赤いランプの点滅が消えたら使用可能。復帰ボタンのキャップを元に戻す



- ① 全てのガススイッチ、ガス栓を止める（屋外も）



- ② 復帰ボタンのキャップを左にまわし、キャップを外す



- ③ 復帰ボタンを奥まで押し、表示ボタンが点灯したらゆっくり離す

復帰ボタンが元に戻り、赤ランプが再点滅したらキャップを元に戻す

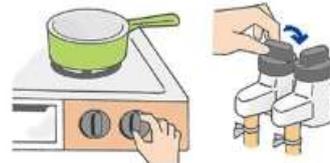


- ④ 約3分待つ
3分経過後、赤ランプの点滅が消えれば、ガス使用OK！

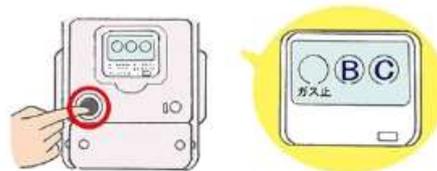
【LP ガスの場合】

1. 器具栓と未使用のガス栓を全て閉める
2. 左側のボタンを押す「ガス止」の文字が消える
3. 液晶の文字とランプが点滅したら1分間待つ
4. 液晶の文字とランプが消えたら復帰完了。ガスが使用可能に

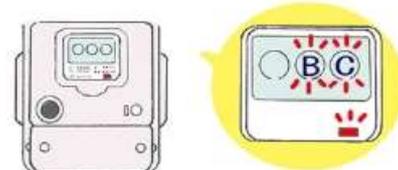
- ① 全てのガススイッチ、ガス栓を止める



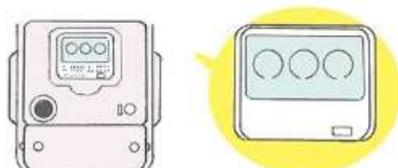
- ② 左側のボタンを押す「ガス止」の文字が消える



- ③ 液晶の文字とランプが点滅したら1分待つ



- ④ 液晶の文字とランプが消えれば復帰完了。ガス使用OK！



（出典：「政府広報オンライン」）

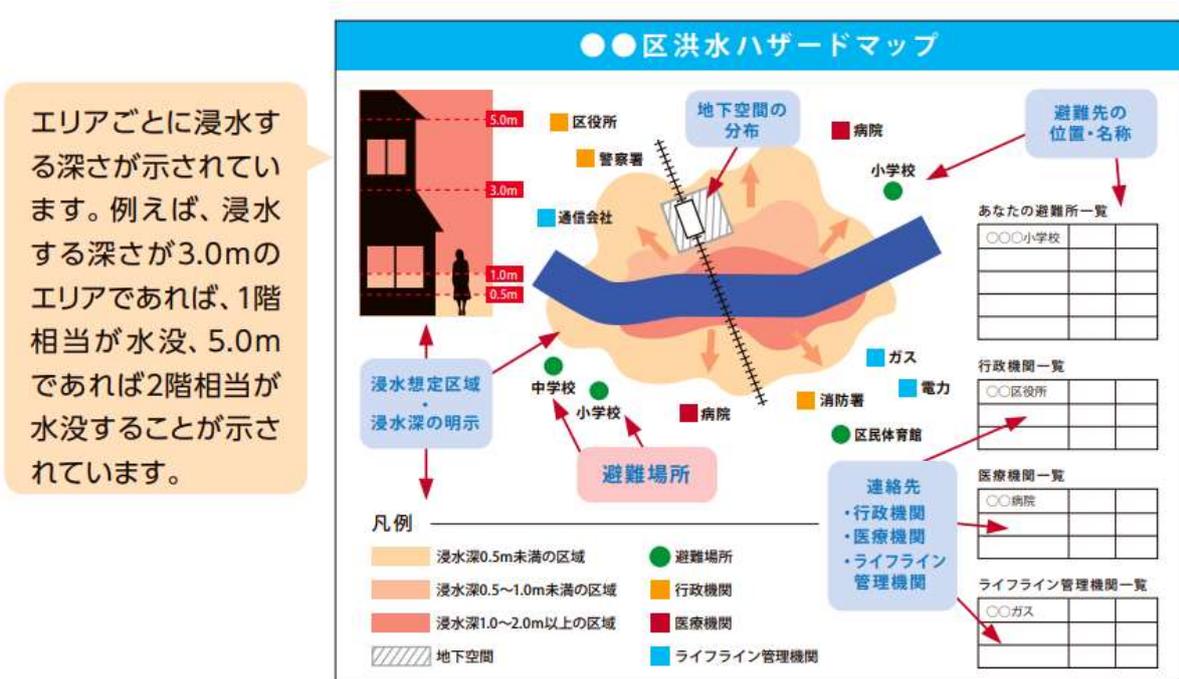
1 建物等の安全性に関する緊急的な判断

【チェック事項】

1-3-5	風水害の場合には、ハザードマップ等で家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深、浸水継続時間等を予め確認します	
1-3-6	風水害等による浸水の場合は、漏電に伴う二次被害にも注意するよう周知します	区市町村
1-3-7	風水害の場合には、清掃・消毒等の衛生面での対応が必要になることを住民に周知します	区市町村

【解説】

- 台風の接近等による大雨や集中豪雨等に伴う風水害、地震に伴う津波など、お住まいの地域の災害リスクを記したハザードマップで、日頃から自宅や周辺地域のリスクについて確認することを周知します。



（出典：東京都「東京マイ・タイムライン作成ガイドブック」）

1 建物等の安全性に関する緊急的な判断

- 台風の接近や河川の氾濫など、風水害発生時には、漏電や感電のリスクがあります。
- 日頃から、風水害時の備えとして電気に係る注意事項等について住民に周知します。

① 停電したら家電製品のスイッチを切りプラグを抜く

停電した時は家電製品のスイッチを切り、プラグを抜いてください。

電気が復旧した際、急に通電することになるため、特にアイロンやヘアドライヤーなどの発熱する機器が予期せぬタイミングで作動し始め、通電火災となる恐れがあります。

② 避難の時はブレーカーを切る

電気の消し忘れに伴う事故防止のために、避難の際など災害時に家を空ける場合にはブレーカーを切りましょう。

③ 浸水した家電製品は使わない

破損したり水に浸かった機器の使用は漏電や火災につながるおそれがあります。

電気店などに点検してもらい、安全を確認したうえで使用しましょう。

④ その他

太陽光発電設備（太陽光パネルなど）についても、注意が必要です。太陽光発電設備は、破損したり水に浸かっている場合でも、太陽光があたり続けている間は発電を続けていますので、感電を防止するためにも、むやみに近づかないようにしましょう。

（出典：電気事業連合会広報） ※左記資料を基に作成

1 建物等の安全性に関する緊急的な判断

- 家屋が浸水した場合は、細菌やカビが繁殖しやすくなり、感染症にかかるおそれがあるため、清掃が大切となります。清掃の際は、以下の点に注意します。

- ① ドアと窓をあけて、しっかり換気
数日して自宅に戻るときは、屋内にカビが発生していることがあります
- ② 汚泥は取り除き、しっかり乾燥
消毒薬を使用する場合は、汚れを取り除いた上で使用しましょう
きちんと乾燥させれば、基本的に細菌やカビの繁殖はおさえられます
- ③ 清掃中のケガ予防に手袋を着用
- ④ ほこりを吸わないようにマスクを着用
- ⑤ 清掃が終わったらしっかり手洗い

主な消毒液と使用方法

● **ゴム手袋・長靴、ゴーグル等を着用して作業しましょう！**

● **次亜塩素酸ナトリウム**

汚染の程度がひどい場合、長時間浸水していた場合に使います

● **アルコール、塩化ベンザルコニウム**

色あせ、腐食などにより次亜塩素酸ナトリウムが使用できない場合に使います

消毒薬	対象と使い方	
	食器類・流し台・浴槽	家具類・床
次亜塩素酸ナトリウム (家庭用塩素系漂白剤でも可)	0.02%に希釈する ① 食器用洗剤と水で洗う。 ② 希釈した消毒液に5分間漬けるか、消毒薬を含ませた布で拭き、その後、水洗い・水拭きする。 ③ よく乾燥させる。	0.1%に希釈する ① 泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ② 調整した液を浸した布などでよく拭く。 ③ 金属面や木面など色あせが気になる場所は、水で2度拭きする。
消毒用アルコール	希釈せず、原液のまま使用する ① 洗剤と水で洗う。 ② アルコールを含ませた布で拭く。 ※70%以上のアルコール濃度のものを使用すること ※火気のあるところでは使用しない	希釈せず、原液のまま使用する ① 泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ② アルコールを含ませた布で拭く。 ※70%以上のアルコール濃度のものを使用すること ※火気のあるところでは使用しない
10%塩化ベンザルコニウム (逆性石けん)	0.1%に希釈する ① 泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ② 調整した液を浸した布などでよく拭く。	0.1%に希釈する ① 泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きしてから、十分に乾燥させる。 ② 調整した液を浸した布などでよく拭く。

参考：日本環境感染学会 一般家屋における洪水・浸水など水害時の衛生対策と消毒方法

(出典：厚生労働省パンフレット)

2 備蓄の推進

2 備蓄の推進

ポイント

- 首都直下地震等の大規模災害が発生すると、電気・ガス・水道・下水道などが一定期間使えなくなることが想定されます。また、道路等ががれきで塞がるなど、数日程度は流通が機能しないおそれがあります。
- この場合、避難所や断水世帯を中心に膨大な食料・飲料水等の需要が生じるとともに、物資の輸送も困難となることから、生活の基盤を支える小売店等で深刻な物資不足が発生することが懸念されます。
- 避難者は、家庭内備蓄が十分でない在宅避難を継続することが困難となるため、備蓄の必要性について、多様な機会を通じて住民に周知します。
- マンションでは、地震や停電などでエレベーターが停止することが想定されるため、自らの家族構成等を踏まえ、自宅で生活する上で必要な食料品や生活必需品を日頃から備えるとともに、共同で使用する資機材等を備蓄しておくことが重要です。

2-1 日常備蓄の推進

【概要】

避難生活を送る上で必要となる食料品等の備蓄物資については、災害に備えて特別に揃えるのではなく、普段使用している食料品や生活必需品を少し多めに備える「日常備蓄」が重要です。

日常備蓄を充実させることで、災害時にライフラインや物流が一定期間機能しなくなった場合でも、在宅避難を継続することが可能となります。

日常備蓄のポイントである「普段使っている物を常に少し多めに備えること」を住民に周知します。

【チェック事項】

2-1-1	日常備蓄の必要性について住民に周知します	区市町村
2-1-2	発災直後に入手困難と想定される物資については、必要な量の備蓄を行うよう周知します	区市町村

【解説】

- 備蓄の方法は一様ではなく、家族構成等によって必要なものが異なります。家族構成などの簡単な質問に答えるだけで、各家庭に応じた、必要な備蓄品目・数量をお知らせする「東京備蓄ナビ」等を活用して、普段使っている物を常に少し多めに備える「日常備蓄」の実践を住民に周知します。
- 在宅避難を行う上で必要な備蓄の目安として、最低3日分、推奨1週間分の備蓄を進めるよう促します。特に、エレベーターの停止によって、地上まで降りることが困難となる中高層階の住民については、1週間分の備蓄を促します。
- 備蓄物資の種類については、日頃服用している薬、乳幼児向けのミルク・離乳食、高齢者向けの介護用品、ペットフードなど、各家庭の状況に応じて必要となる物資を洗い出し、それ

2 備蓄の推進

らが発災後に入手困難になることも想定して、あらかじめ必要量を備蓄しておくことが重要です。

- また、食物アレルギー対応食品を含む特殊食品は手に入りにくくなるため、食事に配慮が必要な方には、少なくとも2週間分の食品を家庭にストックするなどの留意が必要です。

災害発生から1～2日目までは、野菜や魚など冷蔵庫・冷凍庫にある傷みやすい物や、パンなどから順に食べていきましょう。3日目以降は、根菜類など日持ちのする食材と、乾麺や乾物、レトルト食品やフリーズドライ食品などを組み合わせながら食べるようにします。非常時だからこそ、自分たちが好きな物、食べ慣れている物、おいしい物を食べるのが、避難生活を乗り切るコツです。(東京備蓄ナビ HP「備えに役立つ記事」から)

東京 備蓄ナビ

あなたのご家庭に必要な備蓄品リスト

一緒に住んでいる人の人数や性別、年齢を踏まえて、備えておくべき食料や日用品をリストアップしました。できるところから取り組みましょう！

災害等が起こると、食物アレルギー対応食品を含む特殊食品は手に入りにくくなります。そのため食事に配慮が必要な方には、少なくとも2週間分の食品をご家庭にストックすることをおすすめしています。

必要な備蓄の目安 7日分



食品等		
水：59L	レトルトご飯：59食	レトルト食品：20個
缶詰(缶詰の種類、野菜など)：20缶	栄養補助食品：20箱	野菜ジュース：20本
チーズ・プロテインバー等：6パック	健康飲料粉末：20袋	調味料セット：適量
乾麺(即来麺)：7パック	無塩米：8kg	飲み物：20本
お菓子：7パック	菓物の缶詰：7缶	フリーズドライ食品：適量
乾物：適量		



分類：雨水(雨水・衛生対策) **ラップ**

必要な数量：**1本**

雨水時、食器に蓋をすれば汚れを防ぎ、洗わずに済みます。また、三角巾や包帯代わりに使えます。体に巻けば保温効果も期待できます。



分類：トイレ **トイレトーパー**

必要な数量：**7ロール**

断水が起きなくても、トイレトーパーがあればトイレが使えます。切らすと不便で、トイレへの不安がますます強くなってしまいます。ティッシュペーパーの代わりとしても使えます。

2 備蓄の推進

(事例 世田谷区 災害時お家生活のヒント(どうしたらいいの?在宅避難))

世田谷区では、普段から防災に力を入れているサレジアン国際学園世田谷中学高等学校の生徒さんと協力して、在宅避難に関する啓発冊子を作成し、区内全世帯及び全事業所を対象に配布しました。冊子では、在宅避難をするにあたっての考え方、災害時のトイレの使用方法、部屋の安全確保や備蓄の方法について等、イラストや写真付きでわかりやすく説明しています。



(出典：世田谷区 HP)

(事例 新宿区 マンション暮らしニュース)

新宿区では、区公式LINEで「マンション暮らしニュース」を配信して、マンションでのコミュニティへの取組の好事例、地域イベント、マンション防災についての情報を発信しています。「優先度の高い備蓄品」や「ローリングストック(日常備蓄)」など在宅避難生活に役立つ情報も配信され、マンションでの地域防災の推進にも取り組んでいます。

ローリングストック(日常備蓄)とは

ローリングストックとは日常生活で使う食品や生活用品を、「もしもの場合に備えて少し多めに買って置く」という災害備蓄の考え方を指します。従来の「期限が長くもつ災害用備蓄を購入し、有事の際まで置いておく」という方法とは異なり、「ストックの中の期限が古い物から使用して、無くなったら買い足す」というのが基本的な考え方で、常に期限の新しいものが一定量用意されています。



優先度の高い備蓄品

災害が発生すると物資が一時的に乏しく、スーパーマーケットやコンビニエンスストアの商品が品切れになってしまう可能性があります。下記の品目を中心に備蓄品を準備しておきましょう。

① 飲料水

人が活動していくために最も必要なものが水です。1人1日3リットルを目安に準備しましょう。また、飲料水を避難所や広域給水施設などから受け取る際には、水を濾過する給水機が必要です。給水機には、手回し型・リコック型などさまざまな容量、タイプがありますので、自分に合うものを準備しましょう。

② 食料・主食・副食

ごはん・パン・麺といった主食は、貯水化期が中心となります。副食はエネルギー源として重要ですが、それだけでは栄養バランスが偏ってしまうので、不足しがちな栄養素の「タンパク質」「ビタミン」「食物繊維」などが摂取できる副食についても備蓄品に取り入れるように準備しましょう。



(例：アルファベットおにぎりタイプ)

(出典：新宿区 HP)

2 備蓄の推進

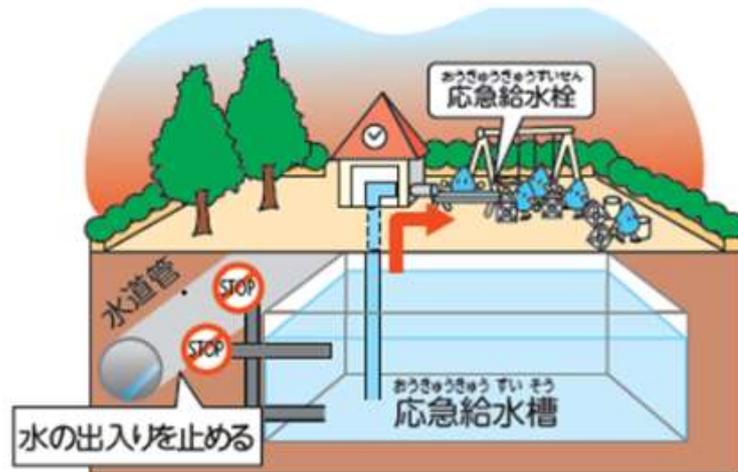
【チェック事項】

2-1-3 給水場所からの水運搬用の袋や容器なども備蓄するよう住民に周知する

区市町村

【解説】

- 断水時には、飲料水のほかに生活水の確保も必要になります。
- 災害時給水ステーションは、住宅からおおむね半径2 kmの距離内につき1か所が開設されています。また、最寄りの避難所でも給水は可能です。成人が1日に必要な飲料水の量である3リットルを目安として給水します。



- 災害時給水ステーションにおいては、給水を受ける容器等は各自で用意することが基本となっているため、給水を受ける際には、水を入れる清潔な容器を用意することが必要です。水の運搬には、ポリタンクや折りたたみのウォータータンク、キャリーカート等があると便利です。また、ペットボトルに水を入れてリュック等で運べば、悪路にも対応しやすくなります。なお、ポリタンクを使用する際は、食品安全基準に適合した材質を選ぶよう、注意が必要です。
- 以上の内容を住民に周知するとともに、水運搬用の袋や容器を備蓄しておくよう促します。



楽に水を運べるアイテム

ポリ袋＋段ボールを使う

用意する物
段ボール箱、ポリ袋、粘着テープ



段ボール箱の中にポリ袋を敷き、底と側面を布製の粘着テープでしっかりと補強して使います。

ポリ袋＋風呂敷を使う

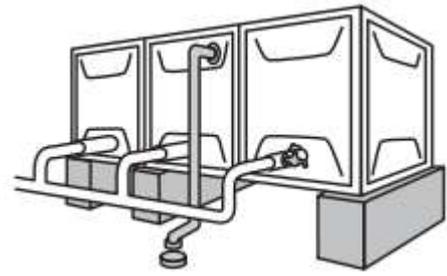
用意する物
ポリ袋、風呂敷



水をポリ袋に入れて縛り、隣り合う角を結んだ風呂敷の真ん中に入れてます。両サイドの結び目を2人で持つと楽に運ぶことができます。

2 備蓄の推進

- マンションでは、断水が長期化すると、飲料水や生活用水の確保が困難になります。そのため、地下の受水槽や屋上の高架水槽など、それぞれのマンションにおいて、水を確保する方法を考えておくことが重要です。



生活用水の確保策の事例

受水タンクに設置する非常用給水栓について

- 受水タンクが設置された集合住宅などにおいて、災害時に受水タンク内の水を有効に活用していただけるよう、受水タンク（高置タンク含む。）への非常用給水栓設置が可能（誓約事項の遵守や書類提出等が必要）

【非常用給水栓の設置例】



- 受水タンクの利用者が安全に水を確保できるよう日頃からの適正な管理もあわせて周知



(出典：東京都水道局 HP)

2 備蓄の推進

2-2 共同で使用する資機材等の備蓄の推進

【概要】

マンションなどの共同住宅等においては、各家庭での備蓄に加え、共同で使用する資機材等について、必要に応じて確保することを住民に促します。また、共用の資機材等を備蓄するスペースについても、発災時を想定して適切な場所を確保します。

【チェック事項】

2-2-1	共同で使用する資機材等の確保について住民に促します	区市町村
2-2-2	共同で備蓄するスペース等を確保することを住民に促します	区市町村
2-2-3	高層共同住宅においては、発災時にエレベーターが使えないことを想定し、各階又は複数階ごとに備蓄スペースを保持するよう促します	区市町村

【解説】

- 在宅避難を円滑に行うため、非常用発電機やポータブル電源など、各家庭では備蓄することが困難な資機材等については、自治会やマンション管理組合等において備蓄し、必要時に避難者が共同で使用できる体制を整えておくよう、住民に促します。
- 発災時には、それらの資機材等を住民自らが使用する必要に迫られることから、定期的な点検や訓練の際に取扱方法を確認しておくことが重要です。

【資機材リストの例】

 救出・救護用品	パール、ジャッキ、ハンマー、トラロープ、のこぎり、ナイフ・ハサミ、つるはし、脚立・はしご、担架、毛布、救急医療品等、軍手、ヘルメット、簡易ベッド
 飲食物品	災害用炊き出しセット、ポリタンク
 情報・連絡	携帯ラジオ、トランシーバー、掲示板、ホワイトボード、拡声器、模造紙・筆記用具、ガムテープ
 夜間対策	懐中電灯、誘導灯、投光器
 電源	乾電池、蓄電池、延長コード
 消火・二次災害予防	カラーコーン、バケツ、ホース、トラロープ、スコップ、ブルーシート、粘着テープ、台車、止水板、土のう
 トイレ	マンホールトイレ、組み立て式仮設トイレ

(出典：東京都「東京都マンション防災ガイドブック」)

2 備蓄の推進

(事例 東京都 マンション防災リーフレット)

東京都では、マンション防災の普及啓発として、リーフレットを活用し、発災時は管理組合等をはじめとしたマンション全体で協力して対応することの大切さを周知しています。

みんなで助かるために… 共助のすすめ

マンション等の共同住宅では、いざ災害が起こったら、管理組合等や自主防災組織をはじめとしたマンション全体で協力して対応することが大切です。

いま、できるマンション全体の備え

災害に備えて、建物の設備確認をはじめ、エレベーターの応急復旧や排水管の確認手順、居住者への情報発信方法などについてルールを決めておくことが有効です。

- ポスターなどで防災の呼びかけが十分に行われている
- 隣近所の人と、日頃から顔の見える付き合いができています
- いざというときの災害対応用のスペースを決めている
- 管理組合等においても備蓄が十分にある
- 消火器・発電機・リヤカーなどの資器材が揃っている
- エレベーター停止に備え、防災倉庫は数階ごとに設置してある
- エレベーターに安全装置が設置してある
- 防災マニュアルを作成し、居住者が共有している
- 防災訓練を定期的実施している
- 自主防災組織を結成している
- 居住者名簿、要配慮者名簿を整備している

詳細は東京くらし防災 P.71

東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度

災害による停電時等でも、住み慣れた自宅での生活を継続しやすいマンションの情報を登録、公表しています。



地域ぐるみでの助け合い

日頃から居住者間でのあいさつや声かけを通じて顔の見える付き合いをすることや自治会を組織しておくことも重要です。さらには地域の町会・自治会と連携することなども、災害時に力を発揮することに繋がります。



詳細は東京防災 P.72

リサイクル連携 (A) 登録番号 (7) 33

この印刷物は、目録表に掲載のリサイクルです。

(出典：東京都「マンション防災リーフレット」)

2 備蓄の推進

- 各住戸内の備蓄スペースには限りがあることから、共同で使用する資機材等、在宅避難時に必要となる物資については、共同で備蓄するためのスペースを確保するよう、住民に促します。
- 高層共同住宅においては、発災時にエレベーターが停止した際でも各階で迅速に物資等の提供ができるよう、防災倉庫等の共同備蓄のスペースを、各階又は複数階ごとに設置することが有効です。

(事例 世田谷区 マンション防災共助促進事業 (令和7年度事業))

世田谷区では、マンション居住者の防災意識の向上を図るとともに「共助」を促し、マンションにおける在宅避難をより一層推進することを目的に、区内の希望するマンションに対し、防災備品 (最大3点・合計30万円程度) を無償配布する事業を令和7年度に実施しました。

世田谷区 防災備品を無償配布! 2次募集を開始するよ

マンション防災 共助促進事業 (2次募集) のご案内

申込期間 令和7年9月18日午前9時～10月17日(必着)

配布予定棟数 1,000棟 ※申込数が配布予定棟数を超えた場合は抽選となります。

対象マンション 3階建て以上かつ6戸以上の独立した居住空間を持つ集合住宅 ※令和7年6月に実施した募集で配布が決定したマンションを除く。

申込ができる方 管理組合、賃貸マンション所有者、管理会社、居住者の代表

申込方法 申込専用フォームまたは、申込書を記入のうえFAXによりお申込みください。

選択できる防災備品 ポータブル蓄電池(ソーラーパネル付き)、軽量電動階段台車、エレベーターチェア、キャリーカート

お問合せ先 世田谷区マンション防災共助促進事業専用コールセンター (相談窓口) 0120-923-243

防災備品の選び方 防災備品を以下のグループ①～③から、それぞれ1品ずつ選択 ※設置場所がない等の理由により不要な場合は、選択しないこともできます。

グループ① ポータブル蓄電池 (中形) ソーラーパネル付き
 ● 充電時に大容量! ● 軽量化でスマホ約48回分の充電が可能
 ● アンカー・ジャパン製 ● 蓄電池: 型番 (A17545Z) 又は A1754511
 ● ソーラーパネル: 型番 (AS3200M) ※10日間無償貸付予定

グループ② ポータブル蓄電池 (小形) ソーラーパネル付き
 ● 充電時に大容量! ● 満充電でスマホ約15回分の充電が可能
 ● アンカー・ジャパン製 ● 蓄電池: 型番 (A17225Z) 又は A1722511
 ● ソーラーパネル: 型番 (AS3106M) ※10日間無償貸付予定

グループ③ キャリーカート
 ● 軽便なことから現場物資多量での搬送可能!
 ● 117Lの大容量 ● 耐荷重 (105kg) / 本体重量 (約13kg)
 ● ファンタッチ前面で容易に転立てと収納が可能 ● 折りスコゴポールレーション製
 ● 製品コード (No. 84720740)

申し込み時の注意事項

- 申し込みは棟単位です。敷地に複数棟のマンションがある場合は、棟ごとに申し込みをすることができます。
- 令和7年6月に実施した募集で配布が決定したマンションはお申し込みいただけません。
- 配布や搬送はせず、申し込みをしたマンションにおいて活用してください。
- 申し込みは、マンション1棟につき1部までです。
- 納品時は、納品業者から防災備品の取扱いの指導を受けてください。
- 廃棄、製法中止等のやむを得ない事由により納品ができなかった場合は、代替品が納品されます。
- 納品後は、申込者の責任により維持管理をお願いします。

(出典: 世田谷区「マンション防災共助促進事業 (2次募集) について」案内チラシ)

2 備蓄の推進

(事例 豊島区 中高層集合住宅建築物の建築に関する条例)

豊島区では、中高層集合住宅建築物（地階を除く階数3以上で、かつ住戸数が15以上の共同住宅）の建築に関して、良好な集合住宅の確保、良好な近隣関係の維持向上及び高齢社会の進展に対応した居住環境の整備を図るため、条例を定めています。条例の中では、防災用備蓄倉庫等の設置、地域コミュニティの形成等を義務付けています。

○豊島区中高層集合住宅建築物の建築に関する条例

第4章 良好な近隣関係の維持向上

(防災用備蓄倉庫等の設置)

第19条 建築主は、中高層集合住宅建築物の延べ面積が3,000平方メートル以上で、かつ、地階を除く階数が6以上となるときは、当該建築物に規則で定める基準に従い、防災備蓄倉庫等（入居者等が利用するものをいう。）を設置しなければならない。

(地域貢献としての災害対策施設の設置)

第20条 建築主は、中高層集合住宅建築物の延べ面積が3,000平方メートル以上で、かつ、地階を除く階数が6以上となるときは、当該建築物又はその敷地内における地域貢献災害対策施設（地域住民が利用可能な防災用資器材庫、災害用仮設便所設備等の災害対策施設をいう。）の設置について、入居者等の居住する区域に属する町会又は自治会（以下「町会等」という。）と協議を行わなければならない。

(地域コミュニティの形成)

第21条 建築主は、地域コミュニティの形成のため、入居者等（建築主を含む。）の町会等への加入に関して、町会等と協議を行わなければならない。

○豊島区中高層集合住宅建築物の建築に関する条例施行規則

(防災備蓄倉庫等の設置基準)

第15条 条例第19条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

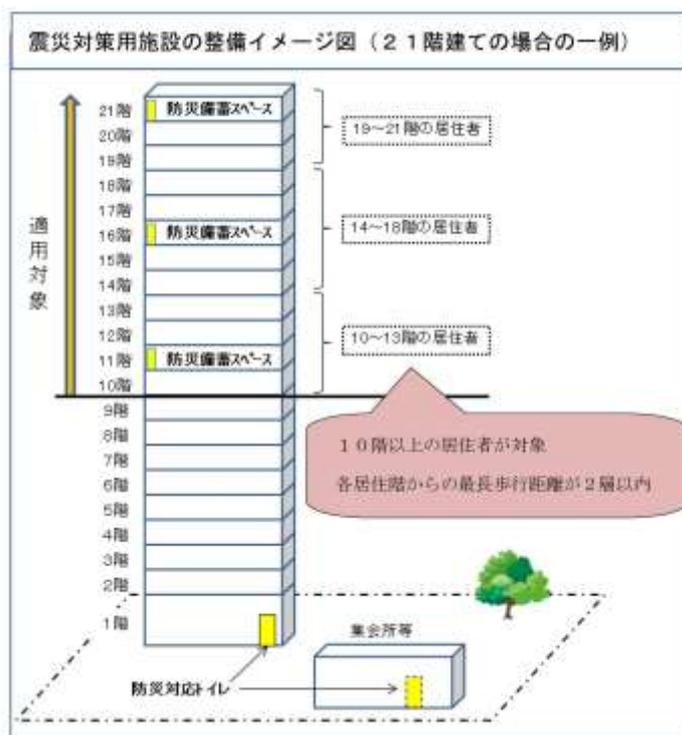
- (1) 入居者等が、首都直下地震等の災害発生後、概ね3日間、当該建築物内で自立した生活を可能とするための飲料水、食料、携帯トイレ等の備蓄品（以下「備蓄品等」という。）が収納できる規模とすること。
- (2) 入居者等が容易に備蓄品等の搬入及び搬出ができ、備蓄品等の保存に適した場所に設置すること。
- (3) 入居者等が容易に備蓄品等の搬入及び搬出ができる形状とすること。
- (4) 入居者等が容易に確認できる位置に、防災備蓄倉庫等である旨を記載した表示板を設置すること。

(出典：豊島区 中高層集合住宅建築物の建築に関する条例等)

2 備蓄の推進

(事例 神奈川県川崎市 川崎市高層集合住宅の震災対策に関する施設整備要綱)

- 東日本大震災により市内でもエレベーターの停止や停電等のため、日常生活に支障をきたした事例があり、在宅避難者支援の契機となった。
- 川崎市では、「川崎市高層集合住宅の震災対策に関する施設整備要綱」を定め、10階以上の住民用防災備蓄スペースの設置や避難階への防災対応トイレの設置などを推進、誘導をしている。
- 建築基準法では、地階を除く概ね10階以上の建物について、非常用エレベーターや非常用電源装置を設置することとされている。そのため、要綱の防災備蓄スペースの設置対象も10階以上としている。
- 川崎市は建築する事業者に周知と必要な施設の整備を促し、実際の施設整備や維持管理については事業者自らが行うものとしている。
- 防災備蓄スペースは、共用部分の廊下壁内に一定のスペースを確保する場合や、2重スラブに「防災備蓄倉庫」として整備する場合のほか、一定のスペースを確保する場合等、様々な形態がある。



(出典：川崎市 パンフレット「川崎市高層集合住宅の震災対策について」)

2 備蓄の推進

【チェック事項】

2-2-4 共同住宅での備蓄促進のため、「東京とどまるマンション」等への登録促進を図ります

【解説】

- 都では、災害による停電時でも、自宅での生活を継続しやすいマンションを「東京とどまるマンション」として登録・公表し、普及を図っています。
- 「東京とどまるマンション」に登録している分譲マンションの管理組合や賃貸マンションの所有者等を対象に、簡易トイレや、エレベーターに設置する防災キャビネットなどの防災備蓄資器材の購入への補助を実施しています。
- 「東京とどまるマンション」等への登録を促進することにより、共同住宅における備蓄を推進し、在宅避難の備えを進めることが重要です。

分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者の皆様へ

マンションで災害時の備えを進めてみませんか？

事業名：東京とどまるマンション普及促進事業

災害時に、救援物資が供給されるまでの間、マンションでの生活を継続するためには、日頃からの防災訓練、備蓄等の備えが重要です。
東京都では、停電時でも生活を継続しやすいマンションを「東京とどまるマンション」として登録・公表しており、登録マンションの防災備蓄資器材の購入に補助を行います。

在宅避難

マンション共有で準備 防災備蓄資器材

簡易トイレ 防災キャビネット 炊き出し器

※上記例以外にも補助対象になる資器材があります。

補助

通常分	補助率 2/3 限度額66万円
-----	--------------------

さらに！

町会等と連携して 合同防災訓練を実施すると

地域連携分	補助率 10/10 限度額100万円
-------	-----------------------

※上記以外にも要件があります。詳しくは裏面をご覧ください。

「東京とどまるマンション」への登録と補助を活用して災害に備えてください

予算がなくなり次第終了します。

東京都

詳細は裏面をご覧ください

(出典：東京都「東京とどまるマンションパンフレット」)

2 備蓄の推進

2-3 備蓄の認知度等向上の取組

【概要】

大規模災害時には、ライフラインが止まり、物資の供給も止まることが想定されるため、各家庭等における備蓄は、在宅避難を支える基盤となります。

そのため、平時から様々な機会を通じて、備蓄の必要性について住民の理解を促進するとともに、備蓄した資機材等を災害時において適切に使用できるよう、使用方法等の普及啓発に取り組むことが重要です。

【チェック事項】

2-3-1 防災イベントや訓練等を定期的に行い、備蓄の必要性について理解を促進します

2-3-2 携帯トイレや非常用発電機などの使用方法等について住民の認知度を向上させます

【解説】

- 地域の住民等が「備蓄の必要性」を主体的に理解し、実際の行動につなげるために、区市町村や自治会等において、防災をテーマにしたイベントや展示会、防災訓練等を定期的に行います。
- イベントや訓練等においては、過去の災害実例等を踏まえた備蓄の必要性を周知するとともに、備蓄食料の調理・試食体験などの体験活動を盛り込むことにより、備蓄に関する知識の向上と関心の喚起に努めます。
- 災害でライフラインが途絶えた状況を自宅にて模擬的に体験し、自らの生活に必要な備蓄物資を実体験として認識する訓練などを行うことで、備蓄に関する理解促進と行動変容を促します。
- 携帯トイレや非常用発電機など、平時では使用する機会が少ない資機材等については、イベントや訓練等において、発災時の使用方法を周知し、実際に体験できる場を設けるなどの工夫を行うことで、住民の認知度の向上を図ります。

2 備蓄の推進

(事例 国土交通省 マンホールトイレの整備・運用チェックリスト)

マンホールトイレの整備・運用に関する要点については、国土交通省のチェックリストにおいて、整備計画時、避難所開設時、避難所開設後運用時、片付け時の4つの段階に分けて、快適なトイレ環境づくりに必要となる主な配慮事項を7箇条として整理しています。

<h3>マンホールトイレ 整備計画時の7箇条</h3> <p>整備計画時</p> <p>ポイント: 快適なトイレ環境のあり方の検討</p> <p>チェック</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> トイレは人目につきやすい場所に設置する <input type="checkbox"/> 車いす用の広いトイレは、避難所に近い場所に必ず一つは設置する <input type="checkbox"/> トイレまでのアクセスに障害がないように配慮する (障害物、段差、ぬかるみ等) <input type="checkbox"/> トイレブースは想定される風雨等に耐えられるものとし、施錠等により外から容易に開けられないようにする <input type="checkbox"/> トイレの中と外に照明を設置し、中のシルエットが見えないものとする <input type="checkbox"/> 人工肛門、人工膀胱保有者やおむつ交換の折り畳み台等を設置する <input type="checkbox"/> 定期的にマンホールトイレの使用訓練を実施する 	<h3>マンホールトイレ 避難所開設時の7箇条</h3> <p>避難所開設時</p> <p>ポイント: 迅速な設置と基本的な安全性・機能性の確保</p> <p>チェック</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 女性用のトイレを男性用比べて多くする <input type="checkbox"/> 男女の出入口の向きを変えるなど、動線を分ける <input type="checkbox"/> トイレブースは施錠等により外から容易に開けられないようにする <input type="checkbox"/> トイレに照明を設置する <input type="checkbox"/> トイレへの動線に段差や障害物がないようにする <input type="checkbox"/> トイレトペーパー等の荷物が置ける棚や、サンタリーボックス、フック等を設置する <input type="checkbox"/> トイレの近くに手洗いができる環境を整備し、石鹸や手指消毒液を設置する
<h3>マンホールトイレ 避難所開設後運用時の7箇条</h3> <p>避難所開設後運用時</p> <p>ポイント: 安全・安心及び快適性の向上</p> <p>チェック</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 犯罪防止及び緊急呼出し用のために防犯ブザーを設置または配布し、一人でトイレには行かないよう声かけを行う <input type="checkbox"/> 待合スペースや雨風・日除け対策など、高齢者等への対応について検討 <input type="checkbox"/> トイレに行くことを我慢しないよう、声かけを行う <input type="checkbox"/> トイレ使用後の手洗いの徹底や防犯のためのポスター等を掲示する <input type="checkbox"/> トイレ清掃は当番制とするなど組織的に行い、清掃方法を掲示する <input type="checkbox"/> 清掃にあたっては、使い捨て手袋や作業着等を着用する <input type="checkbox"/> 女性や要配慮者等に意見を求め、安全性や快適性を高めることに努める 	<h3>マンホールトイレ 片付け時の7箇条</h3> <p>片付け時</p> <p>ポイント: 次の使用を想定した衛生面の配慮</p> <p>チェック</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> マンホール・管路内を高圧洗浄等で清掃する <input type="checkbox"/> 貯水槽には必要な水量を補充する <input type="checkbox"/> マンホールトイレ設置箇所の周辺を清掃する <input type="checkbox"/> 上屋、便座、便器は洗浄・消毒し、乾燥後に保管する(衛生的に洗浄できない場合等は処分し、新品を確保する) <input type="checkbox"/> トイレトペーパーや防虫・除虫剤等の使用した備品は不足分を補充する <input type="checkbox"/> ライトや防犯ブザー等は電池の残量、破損の有無も確認する <input type="checkbox"/> 上屋や備品等は分かりやすく、取り出しやすい場所に保管する

(出典: 国土交通省「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」)

2 備蓄の推進

（事例 町田市 まちだ防災カレッジ）

町田市は、災害から命を守ることを目的とし、「まちだ防災カレッジ」を実施しています。「まちだ防災カレッジ」では、「在宅避難」をテーマにし、屋外では起震車や煙体験などで災害体験ができるほか、体育館ではテント組み立てなどを通じた避難所生活体験、在宅避難に備えた災害時の流さないトイレ体験、給水・運搬体験などを体験できるイベントを実施しました。また、大きなスクリーンで、被災者の経験談や最新の防災の知識を学びました。



（出典：町田市 HP 高ヶ坂地区防災フェスタの様子）

（事例 港区 港区総合防災訓練）

港区では、毎年秋に「港区総合防災訓練」を区内7会場で開催しています。

令和7年度港区総合防災訓練（赤坂会場）では、『みんなで体感！地域で未来の”もしも”に備える日』をテーマに、「応急救護訓練」、「転倒家具下敷き救出・搬送訓練」など、発災時の人命救助に必要な知識を学習するとともに、「まちかど防災訓練車を使った消火体験」、「マンホールトイレ組立訓練」、「はしご車搭乗体験」など、体験型のコーナーを多数設置しました。



令和7年度港区総合防災訓練（赤坂会場）の様子
左：応急救護訓練、右：転倒家具下敷き救出・搬送訓練
（出典：港区 HP）

2 備蓄の推進

(事例 北区 北区ニュース(防災特集号))

北区では、区報で毎年、防災特集号を発行し、災害時に備えるための情報を幅広く区民に紹介しています。避難所や備蓄品の案内に加え、大規模水害を想定した「逃げ遅れゼロ」対策や、コミュニティ・タイムラインに基づく避難行動の促進が特集されています。また、防災週間や訓練の案内、防災アプリやポータルサイトの活用方法など、日常からできる防災対策も詳しく取り上げています。



(出典：北区HP)

3 避難者情報の把握・共有等

ポイント

- 適切な支援を行うためには、避難者の状況やニーズを迅速かつ正確に把握することが重要です。
 - 避難者の状況把握や支援を円滑・効率的に進めるため、関係者が連携して情報を収集・集約・利用する方法や仕組みを平時から構築しておく必要があります。
 - 避難者の状況は、時間の経過とともに変化することが想定されるため、発災直後や避難生活段階など、適宜、情報把握を行うことが必要です。
 - 個人情報の利用・提供に当たっては、利用目的の明示や本人の同意を得るなど、個人情報の適正な取扱いのために必要かつ適切な措置を講じる必要があります。
- ※ なお、要配慮者への支援については、「7 避難所に行けない理由のある要配慮者への対応」も併せて参照してください。

3-1 情報把握の主体・手法

【概要】

発災時には、防災担当部署、保健師や福祉事業者など多様な主体がそれぞれの職務の観点から避難者情報を収集し支援活動を行います。それぞれが有している情報を集約し共有することには時間を要するほか、情報の重複や漏れが生じる場合が想定されます。

このため、平時から関係者間での役割分担の明確化や情報連携の方法等の検討を進めておくことが重要です。

また、情報を把握する手法については、避難者が自ら発信する方法を原則としつつ、訪問等のアウトリーチ等による行政が情報を収集すべき対象者を整理しておくことで、避難者全員を確実に把握することが重要です。

避難者に関する情報は広範囲かつ膨大となることから、これらを効率的に処理し、得られた情報を円滑な支援へと結びつけるため、デジタル技術の活用についても検討していくことが重要です。

【チェック事項】

3-1-1	避難者を状況把握する多様な主体を確認します	区市町村
3-1-2	多様な主体の状況把握の体制を確認します	区市町村
3-1-3	平時から多様な主体と連携し、発災時における役割分担等を確認します	区市町村

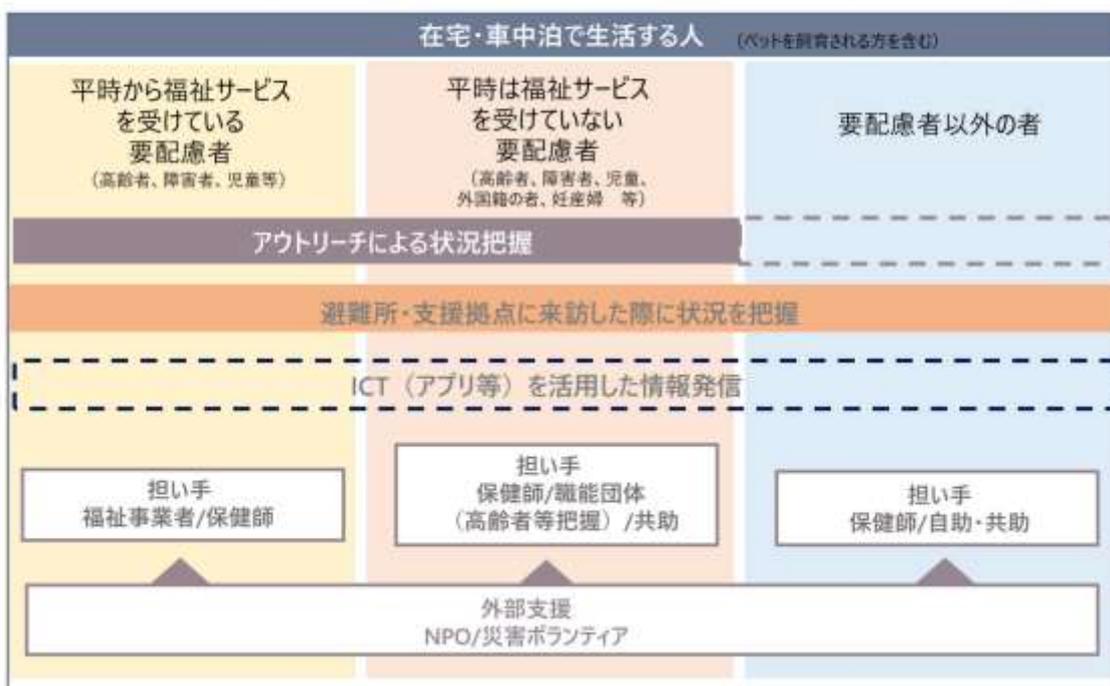
【解説】

- 避難者の状況把握等の主体は、避難所の運営者などが考えられます（「状況把握の主体の例」参照）。これらの主体が発災時に、誰を対象に、何の目的で活動を行うのかを平時から把握し、役割分担の明確化を行っていきます。
- 避難者自らが情報発信できない場合を想定して、マンション管理組合や町内会、自治会など、多様な主体と連携し、情報を把握する体制を構築します。

3 避難者情報の把握・共有等

状況把握の主体の例

状況把握の主体	対象・目的
避難所の運営者	対象：避難所で物資支援を受ける者 目的：避難所外避難者の把握、必要な物資数の把握
救護班	対象：地域住民（医療ニーズのある方） 目的：医療支援
保健師	対象：地域住民 目的：住民の健康管理
介護・障害福祉サービス事業者	対象：福祉サービスの利用者 目的：利用者への継続的な福祉支援、在宅利用者の安否確認・継続的なサービスの提供
社会福祉協議会	対象：地域住民 目的：安否確認、支援ニーズの把握
自治会・自主防災組織	対象：自治会内の住民、隣近所 目的：自治会内部の共助による状況把握
NPO・当事者団体・ボランティア	対象：在宅避難者等全般・平時からつながりのある障害者の方等 目的：支援ニーズの把握



状況把握の実施体制のイメージ

(出典：内閣府「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」)

3 避難者情報の把握・共有等



情報の流れと関係者のイメージ

(出典：内閣府「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」)

- 3-1-4 在宅避難者等が自らで情報発信する方法を検討します 区市町村
- 3-1-5 在宅避難者等が自らで情報発信する方法や事項について、平時から周知します 区市町村

【解説】

- 自らが情報発信できる避難者等に対しては、避難所や支援拠点に訪れたタイミングで調査票に記載してもらうほか、スマートフォンアプリ、インターネット上のサイト等を利用し本人からの情報発信を促し、情報を集約する方法があります。
- 円滑に情報を集約するため、避難者が自ら情報提供・発信する方法等について、広報誌や防災イベント等で平時から住民に広く周知しておくことが重要です。

- 3-1-6 アウトリーチ型で把握すべき在宅避難者等の優先順位等を定めます 区市町村
- 3-1-7 避難行動要支援者名簿の情報について、更新期間を検討します 区市町村

【解説】

- アウトリーチ型で状況を把握するには、多くの人員を必要とするため、アウトリーチが必要な対象者を事前に検討し、要配慮者から優先的に実施することとするなど、優先順位付けをしておくことが効果的です。
- アウトリーチの実施可能範囲は、アウトリーチに携わる人員が地域でどの程度賅えるかに依存するところもあるため、平時から自主防災組織や民生・児童委員等と連携体制を構築するなど、地域の人材を確認しておくことが必要です。

3 避難者情報の把握・共有等

- 平時から福祉サービス等を受けている人に加え、高齢者、障害者、妊産婦や外国人の方で、平時に福祉サービス等を受けていない要配慮者など、災害時に支援を必要とする人を確実に把握することが重要です。
- 状況把握に当たっては、必要に応じて最終的に全戸訪問を行うなど、支援が必要な人が見落とされないように取り組むことが必要です。
- 避難行動要支援者の心身の状況や生活実態は時間経過とともに常に変化し得るものであることから、こうした変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つことが必要です。

3-1-8 在宅避難者情報を常に最新の状態に更新するよう努めます

区市町村

3-1-9 避難者情報を収集・更新するタイミングを平時から検討します

区市町村

【解説】

- 発災直後や避難生活の各段階において、避難者の状況は時間の経過や環境の変化に伴い刻々と変わっていくことが想定されるため、避難者情報については常に最新の内容を把握し適切に更新するよう努めます。
- 避難者情報を収集・更新するタイミングについては、日常的な体調確認や物資・備蓄品の受付時、支援内容の変更時など、情報更新が必要となる場面をあらかじめ整理します。

【チェック事項】

3-1-10 避難者等の情報を収集・集約・利用するためにデジタル技術の活用を検討します

区市町村

3-1-11 デジタル技術を活用する場合には平時から入力可能な状態にします

区市町村

3-1-12 発災時にデジタル技術を円滑に利用できるよう、訓練時に利用します

区市町村

3-1-13 デジタル技術を活用する場合には、双方向のコミュニケーションが取れる状態にします

区市町村

【解説】

- デジタル技術を活用するメリットは、以下の点が挙げられます。
 - ① 情報の迅速な集約・共有が可能
紙や口頭で収集する場合と比べ、タブレットやスマートフォン、クラウドなどを使えば、避難者情報をリアルタイムで一元管理できます。自治体・支援機関・医療機関間で同じ情報を共有可能となり、状況変化（増減・移動）にも即応できます。
 - ② 要配慮者への的確な支援
高齢者、障害者、乳幼児、持病のある人などの情報をデジタルで管理し、AI等を活用することで、いち早く支援が必要な人を素早く抽出し、医療・福祉支援の優先順位付けが可能になります。必要な支援内容（薬、食事、介助）を可視化することも可能です。
 - ③ 物資・人員配置の最適化
避難者数や属性を正確に把握できると、食料などの支援物資の必要量を適切に算出できます。医療スタッフやボランティアなどの限られた人員の配置を最適化し、不足・過剰を防ぎ、無駄を削減することができます。

3 避難者情報の把握・共有等

④ 記録の自動化による職員負担の軽減

手書き名簿や転記作業が減るため、職員・避難所運営者の事務負担が軽減し、現場対応や避難者ケアに注力することができます。ミスや記入漏れの防止に加え、アウトリーチによって得られた調査結果を速やかに情報として反映させ共有することも可能です。

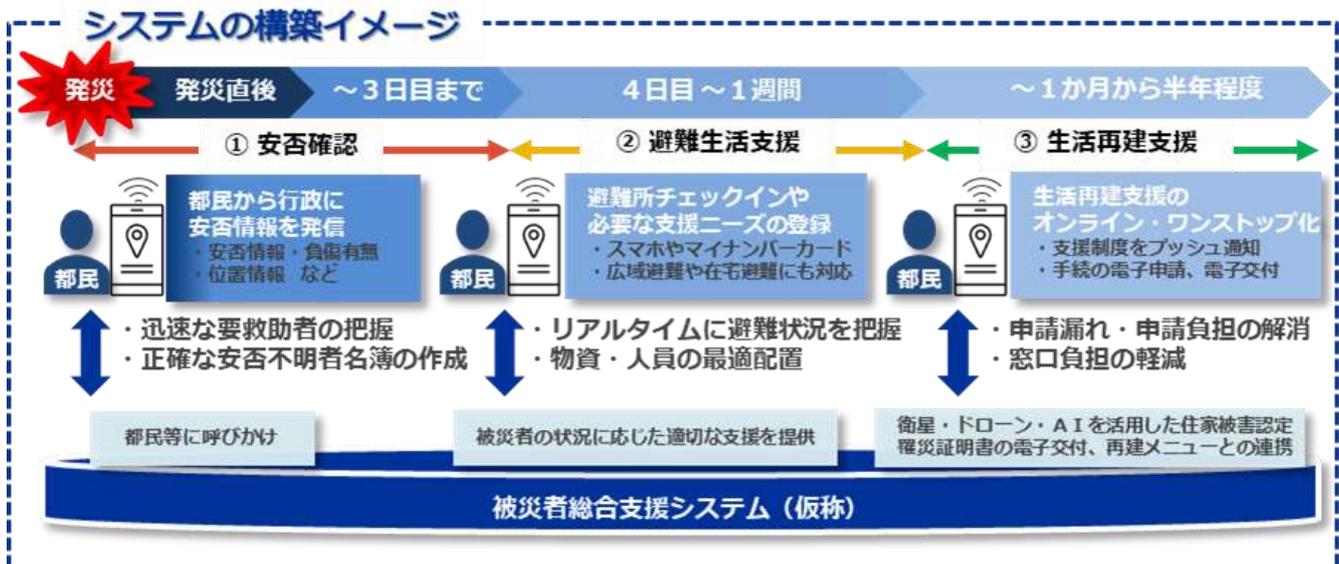
⑤ 災害対応の検証・次回への改善に活用可能

蓄積したデータは、災害対応の検証・振り返りに利用可能です。防災計画や避難所運営マニュアルの改善につながるほか、AI等の活用により将来の災害に備えたシミュレーションにも利用可能です。

- 迅速かつ簡便に発信できるよう、平時から入力可能な状態にしておくとともに、訓練等で活用することにより、双方向のコミュニケーションが取れる状態になっていることが必要です。
- 内閣府が構築しているクラウド型被災者支援システムなどを活用・参考にしながら、平時からデジタル技術の活用を検討していきます。

(事例 東京都 東京都被災者総合支援システム(仮称)の構築)

東京都では、発災直後の安否確認から応急復旧(避難生活支援)、復興(生活再建支援)フェーズまで一貫した情報管理を行うシステムの構築を進めており、被災者支援の円滑化を図ることとしています。



3 避難者情報の把握・共有等

(事例 兵庫県神戸市中央区 災害時の「在宅避難者」、LINE を活用した安否確認の実証実験)

大規模災害時には、避難所以外にいる住民の安否を迅速に把握することが課題とされていました。従来、地域内の安否確認は個別連絡や目視確認など限られた手段に頼っており、情報の収集・共有に時間を要するケースが見られました。

今回の実証では、LINE を活用して住民一人ひとりの安否状況を選択形式で回答できる仕組みを導入し、地域内での情報共有を効率化。回答結果を地図上で可視化することで、地域全体の状況を直感的に把握できる運用モデルを検証しました。



(出典：デジ町 町内会 LINE)

3-2 取得すべき情報の内容

【概要】

災害時には、防災担当部署、保健師や福祉事業者など多様な主体がそれぞれの職務の観点から避難者情報を収集し支援活動を行うため、収集する情報の質や内容に違いがある場合が想定されます。

このため、平時から多様な主体と連携し、取得すべき基礎情報を整理するほか、共通の様式などを作成しておくことが重要です。

【チェック事項】

3-2-1	取得すべき情報の項目や内容を整理します	区市町村
3-2-2	必要な情報を取りまとめた共通の様式を作成します	区市町村

【解説】

- 取得すべき情報には、避難者等の氏名、居所、連絡先等の基礎情報に加え、住戸やライフライン等の被災状況、健康状態の変化や避難生活において必要となる支援などの項目が必要になります。その際、避難者の状況は時間の経過とともに変化することが想定されるため、発災直後や避難生活段階など、時間軸に沿って様式を変化させていくことも検討します。
- 把握すべき標準的な項目の例は、次ページに示しています。整理に当たっては、基礎情報のほか、A：発災直後～、B：避難生活段階～などの段階ごとに把握すべき情報を分けています。また、各項目は世帯ごとに収集するものとしつつ、世帯内の個々人に関する情報が必要なものについては、その人ごとに把握できるように整理しています。
- 同一の項目であっても、状況把握の段階により、回答や意向に変化がある場合もあります。例えば、当初災害ボランティアセンターへの依頼のニーズがなかった場合であっても、罹災証明書の判定の結果を受け、ボランティアセンターへの依頼の意向が出てくるといったことが想定されます。
- 特定の分野に精通した専門家でしか収集できない情報と、誰でも共通して収集可能なものではあるものの、繰り返し収集することは望ましくない情報があります。情報の質を踏まえつつ、関係者が協働して在宅避難者の情報を統一的に整理していくことが重要です。
- 様々な主体が連携して情報を収集する観点からは、保健、福祉、NPO等の民間団体、行政等の関係者が共通の様式を利用することが望ましく、平時から地域の実情に応じた共通の様式を作成し、関係者間で共有することを検討します。
- 共通の様式を作成するに当たって、様々な主体の意見を聞きながら取得すべき情報の項目や内容を整理する必要があります。

3 避難者情報の把握・共有等

状況把握における標準的な項目	
(1) 基礎情報	
① 記入者について	記入日時： 年 月 日 () 時 記入者の氏名： 記入者の生年月日： 年 月 日 年齢： 歳 性別：
② 自宅について	自宅住所： 連絡先：固定電話〔 〕 携帯電話〔 〕 自宅の形態： <input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 借家・賃貸 <input type="checkbox"/> その他〔 〕
③ 世帯について	世帯主の氏名： <input type="checkbox"/> 記入者と同様 世帯主の生年月日： 年 月 日 年齢： 歳 性別： 世帯人数（記入者含む）： 名 世帯構成： <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 乳児 <input type="checkbox"/> 幼児 <input type="checkbox"/> 小学生 <input type="checkbox"/> 中学生 <input type="checkbox"/> 高校生 <input type="checkbox"/> 妊産婦（妊娠週数： ） <input type="checkbox"/> 入院中の者 <input type="checkbox"/> 施設入所中の者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> ペット〔種類： 〕 <input type="checkbox"/> その他〔 〕 要配慮者 <input type="checkbox"/> 世帯の中に医療的な支援が必要な方がいる →個別項目【医療関係情報】へ <input type="checkbox"/> 世帯の中に福祉的な支援が必要な方がいる →個別項目【福祉関係情報】へ
④ 避難生活について	現在の避難生活場所 ※世帯構成員が別々の場所に避難している場合、「誰が」も記入 <input type="checkbox"/> 避難所〔場所： 誰が： 〕 <input type="checkbox"/> 自宅〔誰が： 〕 <input type="checkbox"/> 知人宅〔誰が： 〕 <input type="checkbox"/> 車中泊〔場所： 誰が： 〕 <input type="checkbox"/> その他〔場所： 誰が： 〕
⑤ 支援状況について	避難所以外の避難者等がいる場合、避難所・支援拠点による支援の利用状況、必要とする支援 <input type="checkbox"/> 利用している（利用している避難所・支援拠点の場所： ） → <input type="checkbox"/> 応急給水 <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 生活物資 <input type="checkbox"/> 入浴 <input type="checkbox"/> 各種支援情報 <input type="checkbox"/> 利用していない <input type="checkbox"/> 利用することが困難 →必要な支援 <input type="checkbox"/> 応急給水 <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 生活物資 <input type="checkbox"/> 入浴 <input type="checkbox"/> 各種支援情報
(1) 基礎情報 個別項目【医療関係情報】	
要配慮者氏名	※要配慮者が世帯内に複数いる場合は、要配慮者分記入
① 既往歴・治療	<input type="checkbox"/> 持病がある〔病名： 〕 <input type="checkbox"/> 高血圧

3 避難者情報の把握・共有等

	<input type="checkbox"/> 意思疎通 <input type="checkbox"/> 判断 <input type="checkbox"/> 全介助が必要 → <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> 衣類の着脱 <input type="checkbox"/> 排泄 <input type="checkbox"/> 移動 <input type="checkbox"/> 意思疎通 <input type="checkbox"/> 判断			
(2) 被災状況		A	B	C
① ライフライン等の復旧状況	<input type="checkbox"/> 全て復旧している <input type="checkbox"/> 復旧がまだのものがある（復旧していないものをチェック） → <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> キッチン <input type="checkbox"/> お風呂 <input type="checkbox"/> 給湯器 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 固定電話 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> インターネット通信 <input type="checkbox"/> 洗濯機 <input type="checkbox"/> 冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 電子レンジ <input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> 居所までの道路 <input type="checkbox"/> その他〔 〕	○	○	○
② 家屋（建物）の被害状況	<input type="checkbox"/> 家屋に極めて大きな被害があった（家が流れてしまった、家が倒壊した、家が土砂によって埋没したなど） <input type="checkbox"/> 家屋に修繕が必要な程度の大きな被害があった（瓦が落ちた、外壁がはがれたなど） <input type="checkbox"/> 家屋に被害があった →被害の概況：〔 〕 <input type="checkbox"/> 被害はなかった	○	○	
	【水害の場合】 浸水被害：□浸水被害なし □床上浸水 □床下浸水 土砂被害：□床上浸水 □床上の土砂被害 <input type="checkbox"/> 床下の土砂被害 ⇒被害がある場合の土砂撤去の状況：〔 〕		○	○
③ 被災後の片付け	<input type="checkbox"/> 自分や家族、知人等で片付け・清掃を行い、完了した <input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンターへ依頼した → 依頼内容：〔 〕 現状：□活動が完了した □継続中 <input type="checkbox"/> 追加で頼みたい □まだ来ていない <input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンターへ依頼していない → 理由：□頼み方が分からない □連絡手段がない <input type="checkbox"/> 何を頼めるのか分からない <input type="checkbox"/> 災害ボランティアセンターを知らない <input type="checkbox"/> ボランティアに入ってほしくない <input type="checkbox"/> その他〔 〕		○	○
④ 居住スペースの状況	<input type="checkbox"/> 自宅で生活可能 <input type="checkbox"/> ライフラインが復旧すれば自宅で生活可能 <input type="checkbox"/> 今後、修繕・リフォームが必要 <input type="checkbox"/> 再建・転居が必要		○	
(3) 現在の健康面・生活環境について		A	B	C
① 健康状態の変化	変化があった者の氏名：		○	○

3 避難者情報の把握・共有等

		※該当者が世帯内に複数いる場合は、当該者分記入		
健康状態	<input type="checkbox"/> 疲労がたまっている <input type="checkbox"/> 日常生活に支障が生じている <input type="checkbox"/> その他 []		○	○
今ある症状	<input type="checkbox"/> 痛み（膝、腰、ほか） <input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 風邪等（熱、だるさ、咳等） <input type="checkbox"/> その他 []		○	○
受診の状況	<input type="checkbox"/> 受診する必要がない <input type="checkbox"/> 問題なく受診できている [病院名：] <input type="checkbox"/> 受診できていない/困難がある →理由： <input type="checkbox"/> 病院が開いていない <input type="checkbox"/> 移動手段がない <input type="checkbox"/> 行く時間がない <input type="checkbox"/> 行く気が起きない <input type="checkbox"/> その他 []		○	○
服薬の状況	<input type="checkbox"/> 薬を服用していない <input type="checkbox"/> 問題なく服用できている <input type="checkbox"/> 服用できていない/困難がある →理由： <input type="checkbox"/> 受診できていない <input type="checkbox"/> 薬局が開いていない <input type="checkbox"/> 移動手段がない <input type="checkbox"/> 行く時間がない <input type="checkbox"/> 行く気が起きない <input type="checkbox"/> その他 []		○	○
②生活面の 変化	変化があった者の氏名 ※該当者が世帯内に複数いる場合は、当該者分記入		○	○
精神面	<input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 気持ちが落ち込む <input type="checkbox"/> 不安感が強い <input type="checkbox"/> 気分が高揚している <input type="checkbox"/> その他 [] →相談相手の有無 <input type="checkbox"/> 有 [相談先：] <input type="checkbox"/> 無		○	○
睡眠	<input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 眠れない <input type="checkbox"/> 何度も目が覚める <input type="checkbox"/> 常に眠い <input type="checkbox"/> その他 []		○	○
食欲・食 事等	<input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 増えた <input type="checkbox"/> 減った		○	○
③食物ア レルギー	<input type="checkbox"/> 有 [誰が： 原因食物：] <input type="checkbox"/> 無		○	○
食物摂 食嚥下 へ 困難	<input type="checkbox"/> 有 [誰が： 食形態：] <input type="checkbox"/> 無		○	○
の 疾病等に	<input type="checkbox"/> 有 [誰が：		○	○

3 避難者情報の把握・共有等

配慮する食事制限	制限が必要な食品・栄養素： <input type="checkbox"/> 無			
④食事内容	<input type="checkbox"/> 変化なし <input type="checkbox"/> 変化した 現在の内容 <input type="checkbox"/> 自炊している <input type="checkbox"/> インスタント食品が中心 <input type="checkbox"/> スーパー等のお惣菜が中心 <input type="checkbox"/> 外出が多い <input type="checkbox"/> その他 []		○	○
⑤調理・食事環境	<input type="checkbox"/> 問題ない <input type="checkbox"/> 台所が使えない <input type="checkbox"/> カセットコンロを使用している <input type="checkbox"/> 食事を準備できる環境がない（食器が洗えない等） <input type="checkbox"/> 食事を準備する時間がない <input type="checkbox"/> 食事を準備する体力がない <input type="checkbox"/> やる気が起きない <input type="checkbox"/> その他 []		○	○
⑥冷暖房設備	<input type="checkbox"/> 問題ない <input type="checkbox"/> 冷房が使えない <input type="checkbox"/> 暖房が使えない <input type="checkbox"/> 給湯器が使えない <input type="checkbox"/> その他 []	○	○	○
⑦車の被災の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		○	○
⑧移動の困難	<input type="checkbox"/> 困難なし <input type="checkbox"/> 困難あり →困難な理由 <input type="checkbox"/> 外出に手助けが必要 <input type="checkbox"/> 移動手段がない <input type="checkbox"/> 費用がかかる <input type="checkbox"/> その他 []		○	○
⑨車・移動手段	<input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> 親戚等の送迎 <input type="checkbox"/> 車両は元々保持していない <input type="checkbox"/> その他主な移動手段 []		○	○
⑩買い物	<input type="checkbox"/> 困難なし <input type="checkbox"/> 困難あり →困難な理由 <input type="checkbox"/> 商店等が遠い <input type="checkbox"/> 買い物機会が少ない（移動販売車の頻度、場所等） <input type="checkbox"/> 商品が少ない・足りない <input type="checkbox"/> その他 []		○	○
⑪生活費	<input type="checkbox"/> 就労している <input type="checkbox"/> 求職している <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 生活保護等の行政支援 <input type="checkbox"/> 仕送り等 <input type="checkbox"/> 預貯金 <input type="checkbox"/> その他		○	○
⑫通勤	<input type="checkbox"/> 困難なし		○	○

3 避難者情報の把握・共有等

	<input type="checkbox"/> 困難あり〔具体的内容： 〕			
⑬通学	<input type="checkbox"/> 困難なし <input type="checkbox"/> 困難あり〔具体的内容： 〕		○	○
(4) 今後の生活再建について				
①今後の住まい予定	<input type="checkbox"/> 自宅に居住 → <input type="checkbox"/> 現状のまま <input type="checkbox"/> 修繕・リフォームを検討 <input type="checkbox"/> 建て替え <input type="checkbox"/> その他〔 〕 <input type="checkbox"/> 転居を検討 → <input type="checkbox"/> 公営住宅に申し込む <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 親戚・知人宅 <input type="checkbox"/> 仮設住宅 <input type="checkbox"/> その他〔 〕 <input type="checkbox"/> 分からない →居住地の希望 → <input type="checkbox"/> 災害前と同じ地区 <input type="checkbox"/> 同じ町内で別の地区 <input type="checkbox"/> 町外に出たい(出る予定) <input type="checkbox"/> 考えられない <input type="checkbox"/> その他〔 〕 <input type="checkbox"/> 今後の住まいについて考えられない(悩んでいる)		○	○
②上記を進めるに当たっての課題等	<input type="checkbox"/> 課題はない(実施可能) <input type="checkbox"/> 課題がある → <input type="checkbox"/> 資金調達 <input type="checkbox"/> 住宅として使えるかわからない <input type="checkbox"/> 家族間の合意 <input type="checkbox"/> その他〔 〕		○	○
③罹災証明申請	<input type="checkbox"/> 申請済み → <input type="checkbox"/> 未発行〔 <input type="checkbox"/> 発行待ち <input type="checkbox"/> 2次調査申請中 〕 <input type="checkbox"/> 発行済み〔 <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊〕 <input type="checkbox"/> 未申請〔申請していない理由 〕			○
④義援金	<input type="checkbox"/> 申請済み <input type="checkbox"/> 未申請〔申請していない理由 〕			○
⑤その他支援金	<input type="checkbox"/> 申請済み (<input type="checkbox"/> 生活再建支援金 <input type="checkbox"/> 災害弔慰金 <input type="checkbox"/> 災害見舞金) <input type="checkbox"/> 未申請〔申請していない理由 〕			○
⑥支援情報	<input type="checkbox"/> 十分に情報を入手出来ていると感じる <input type="checkbox"/> 一定程度の情報は入手できていると感じる <input type="checkbox"/> 情報が入手出来ていないと感じる			○
(5) その他		A	B	C
①その他(困っていること、伝えたいこと)	例:物資が足りない、家屋の再建について相談できていない、行政に説明会を開いてほしいなど、なるべく具体的な声を記入(被災者が発言したものを記載)	○	○	○
②対応者等の所感	例:見守りの必要性が高いと感じた場合や特に支援が必要と感じられる事項を記入(被災者に対面した者が感じたことを記載)	○	○	○
※A:発災直後～ B:避難生活段階～				

(出典：内閣府「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」)

3 避難者情報の把握・共有等

【チェック事項】

3-2-3 避難者情報を取りまとめ、名簿を作成します

区市町村

【解説】

- 提出された共通の様式を使用して、避難者名簿を作成します。名簿の取扱いや公開する場合の対応について、事前に想定しておくことが重要です。避難者名簿を公開する場合には、希望者のみとするよう留意します。
- 名簿の作成に当たっては、被害の状況やインフラの状況などを併せて把握し、当該避難者等が必要な支援を特定できるようにします。その際、アプリやマイナンバーカードの利用等デジタル技術を活用した管理方法も検討します。

（事例 武蔵野市 災害時要援護者対策事業）

武蔵野市の「災害時要援護者対策事業」は、災害時に自力で避難が困難な高齢者や障害者などを対象に、事前登録制で名簿を作成し、地域の支援者が安否確認を行う仕組みです。地域の共助を基盤に、迅速な安全確保を目指しています。

【チェック事項】

3-2-4 共通の様式をマニュアルに記載するほか、関係者が活用できる場を整備します

区市町村

3-2-5 訓練時に活用するほか、共通の様式を住民に周知します

区市町村

【解説】

- 平時より避難者に関する情報の集約方法をマニュアル化し、関係部局が横断的に利用できる共通のデータベースを整備しておくことが効果的です。
- 平時から収集可能な情報や利用可能な情報について、災害に備え準備しておくことで、災害時の負担を軽減することができます。その際、適切な個人情報の取り扱いに留意します。
- 作成した共通の様式は積極的に訓練時に活用し、収集すべき情報について検証します。

3-3 情報の共有方法

【概要】

発災時における情報共有は、関係機関が必要な情報を迅速かつ的確に共有し、避難者に対して円滑な支援と対応を実施するために不可欠です。

行政と民間支援団体との間で情報を共有するに当たっては、法的根拠や連携スキームを平時から整理しておくことが効果的です。

【チェック事項】

3-3-1 在宅避難者情報の関係機関等との共有・連携体制を整備します

区市町村

【解説】

- 情報を共有する部署をあらかじめ整理し、共有する情報の範囲や利用目的を設定します。共有

3 避難者情報の把握・共有等

する情報の取扱いに関する権限範囲や対応責任を明瞭にしておくことで、運用上の混乱や情報の行き違いを防止します。

- 利用目的と情報提供先について、以下のように整理し、関係者で認識を共有します。

各段階において想定される個人情報利用目的と提供先の例

	発災直後～	避難生活段階～	仮設住宅への移行検討段階～
利用目的	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問 ・支援物資の提供 ・支援情報の提供 ・保健医療活動 等	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問・見守り ・支援物資の提供 ・支援情報の提供 ・災害ボランティアの紹介 等	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問・見守り ・自立・生活再建支援方策の検討（災害ケースマネジメント） ・心のケア活動 ・避難者の健康管理 ・支援情報の提供 等
提供先	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の関係部局 ・日本赤十字等医療関係者 ・保健師等応援職員 等	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の関係部局 ・日本赤十字等医療関係者 ・社会福祉協議会等福祉関係者 ・NPO等民間支援団体 ・自主防災組織 ・民生委員・児童委員 ・町内会・自治会長 等	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の関係部局 ・社会福祉協議会等福祉関係者 ・弁護士、建築士等の士業関係者 ・警察・消防 ・NPO等民間支援団体 ・民生委員・児童委員 ・町内会・自治会長 等

（出典：内閣府「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」）

【チェック事項】

3-3-2 発災時の避難者から情報収集する際の個人情報に係る対応を平時から整理します 区市町村

【解説】

- 避難者等の状況把握に当たっては、行政と民間支援団体との個人情報共有の適切な実施やその後の必要な支援を行うため、避難者等から情報を収集する際に、個人情報に係る対応を適切に行う必要があります。
- 自治体においては、個人情報の保有は法令の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限られ、かつ、保有に当たっては利用目的を適切に特定します。
- 民間支援団体においては取り扱う個人情報の利用目的をできる限り特定し、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、その利用目的を本人に通知又は公表した上で、要配慮個人情報の取得や個人データの第三者への提供を行う場合は本人の同意が必要です。
- いずれの主体においても、本人から直接電磁的記録を含む書面に記録された個人情報を取得する場合には、あらかじめ利用目的を明示します。
- 区市町村、警察署及び消防署等から避難者の氏名・住所等について問合せがあった場合の窓口や対応を事前に決めておきます。

(行政機関が使用する調査票)

【期間】【支援内容】を行う目的に利用します。また、【支援内容】を実施するにあたり、内部での情報共有や【提供先】等へ情報提供を行う場合があります。

(例) 避難所供与期間における今後の避難生活での訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を行う目的に利用します。また、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するに当たり、××市内部での情報共有や日本赤十字等医療関係者、社会福祉協議会等福祉関係者、NPO等民間支援団体、民生委員・児童委員、町内会・自治会長等へ情報提供を行う場合があります。

【同意の取得】

上記【情報の利用目的】のとおり情報を取り扱うことについて

同意する 同意しない

※個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならないとされている（個人情報保護法第20条第2項）。地方公共団体がNPO等の民間支援団体に提供する情報に要配慮個人情報が含まれる場合、提供先の民間支援団体が要配慮個人情報を取得することとなるため、地方公共団体が個人情報を取得する際に同意欄を設け、提供先の民間支援団体による要配慮個人情報の取得を伴う地方公共団体から当該民間支援団体への情報提供について同意を取得しておくことが考えられる。

行政機関が使用する調査票の利用目的の記載例
(出典：内閣府「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」)

(NPO等の民間団体が使用する場合の調査票)

【期間】【支援内容】を行う目的に利用します。また、【支援内容】を行うため【地方公共団体】へ情報提供を行う場合があります。なお、【地方公共団体】において、【支援内容】を行うため、その際、【提供先】に本情報を提供する場合があります。

(例) 避難所供与期間における今後の避難生活での訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を行う目的に利用します。また、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するため地方公共団体への情報提供を行います。なお、地方公共団体において、訪問・見守り、支援物資の提供、支援情報の提供、災害ボランティアの紹介等の支援を実施するため、××市内部での情報共有や日本赤十字等医療関係者、社会福祉協議会等福祉関係者、他のNPO等民間支援団体、民生委員・児童委員、町内会、自治会長等に、本情報を提供する場合があります。

【同意の取得】

上記【情報の利用目的】のとおり情報を取り扱うことについて

同意する 同意しない

※個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得し、又は個人データを第三者に提供してはならないとされている（個人情報保護法第20条第2項、第27条第1項）。そのため、NPO等の民間の支援団体が要配慮個人情報を取得し、又は地方公共団体への情報提供を行う場合は、同意欄を設け、同意を取得する必要がある。また、提供する情報に要配慮個人情報が含まれる場合、提供先の地方公共団体が他の民間支援団体に情報を再提供するに当たり、再提供先の他の民間支援団体が要配慮個人情報を取得することとなるため、地方公共団体から他の民間支援団体への情報提供についても、本同意書により同意を取得しておくことが考えられる。

NPO等の民間団体が使用する場合の調査票の利用目的の記載例

(出典：内閣府「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」)

4 支援体制の整備

4 支援体制の整備

ポイント

- 在宅避難者に対して必要な支援を適切に提供するためには、発災後速やかに支援拠点が開設されることが求められます。
- 在宅避難者への支援は、避難所を拠点として実施するほか、地域の特性を踏まえ、在宅避難者が支援物資を受け取りやすいよう、また、支援物資を受け取ろうと人々が避難所に押し寄せないよう、避難所以外の場所に拠点を設置することも検討し、適切な体制を整備します。
- 支援拠点の運営主体については、自治体が主体となって設置する拠点のほか、地域住民等が主体で設置する拠点も想定されることから、それぞれの場合について、平時から備えを万全にしておくとともに、運営の担い手を確保・育成する取組を推進する必要があります。

4-1 在宅避難者を支援するための拠点の設置

【概要】

在宅避難者を支援するための拠点を設置し、食事や資機材の提供、支援情報の発信など、必要な支援を行う体制を整備します。

支援に当たっては、発災時に想定される住民の避難行動を推察し、地域の特性を踏まえた適切な場所に支援拠点を設置する必要があります。在宅避難者が必要な支援を受けやすい場所であることに加え、拠点となる建物の安全性や物資等の輸送手法なども総合的に考慮して、適切に支援拠点を設置することが重要です。

【チェック事項】

4-1-1	地域の特性を踏まえて、避難所を支援拠点にするか、避難所以外にも支援拠点を設置するかを検討し、支援体制を整備します	区市町村
4-1-2	避難所以外に支援拠点を設置する場合は、想定される災害による影響や在宅避難者の移動可能性等を総合的に考慮して指定します	区市町村

【解説】

- 地域の建物構造、人口・世帯構成、地形、交通事情、避難所の受入可能人数など、地域によってその特性は様々です。このような地域の特性を踏まえて、発災時に想定されるエリアごとの住民の避難行動の特性や避難形態ごとの避難者数、避難所の受入可能人数などを想定し、避難所を支援拠点にするか、避難所以外にも支援拠点を設置するかを検討し、支援体制を整備します。
- 例えば、マンション等の堅牢な住宅が多いエリアでは、住民の避難形態は在宅避難が主体となることが想定されるため、支援拠点の体制の強化を検討する必要があります。地域の在宅避難者が食事や生活用品等の提供を受け取りやすく、トイレ等の必要な支援を利用しやすい場所に拠点を設置することを検討します。
- 一方で、木造住宅密集地域など住宅の倒壊・延焼リスクが高いエリアや水害や複合災害のリスクがあり避難所避難が必要となるエリアでは、避難所避難が主体となることが想定される

4 支援体制の整備

ため、避難所を中心とした適切な支援拠点の設置が求められます。

- そのほか、在宅避難と避難所避難が混在するエリアなど、地域によって様々な特性が想定されることから、避難所運営の検討に合わせて、その地域に適した在宅避難者支援拠点の配置や機能等の検討を行うことが必要となります。
- 避難所以外に支援拠点を設置する場合は、拠点となる建物の安全性が担保されていることが必要です。耐震性の高い民間施設やマンション、コンビニエンスストア等を指定することについても検討した上で、想定される災害から比較的影響を受けにくい施設を選定し、確保します。
- 地域住民の利用のしやすさといった観点からは、地域の公民館、自治会館、公園、コンビニエンスストア等のスペースのほか、行政・商業・教育の拠点となっている場所や寺社など、平時から住民が集う場所が候補として考えられます。平時からコミュニティ活動や民間支援団体の活動の場となっているところを支援拠点とすることで、災害時にも利用しやすい環境をつくることが可能となります。
- 近年では、発災時における相談窓口の設置や物資の配布について、車両を利用して実施した例もあり、こうしたモビリティの活用も考えられます。
- そのほか、地震や風水害など想定される災害の種別を踏まえるとともに、給水場所や避難所の位置、各支援拠点間の距離や移動時間なども考慮し、在宅避難者にとって移動負担が少ないエリアに拠点が設置されているかを総合的に検討した上で、支援拠点を指定します。

（事例 株式会社ローソン 災害支援ローソンの設置）

株式会社ローソンとKDDI株式会社は、南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備えて、平時はお客様のお買い物拠点、災害時は地域住民の皆様への支援の拠点となる“災害支援ローソン”を2030年度までに全国に100店舗設置することを目指しています。

その1号店として、2026年2月24日（火）に「ローソン富津湊店」（所在地：千葉県富津市）をリニューアルオープンしました。災害発生時には「災害情報の受発信（デジタルサイネージを活用した災害情報の発信、業務用タブレット端末に情報発信しお客様の避難指示等に活用など）」、「水・食料の供給（飲料水の備蓄、店内厨房を活用した災害時専用メニューの作成など）」、「通信・電力の確保（Starlinkを活用したフリーWi-Fiの開放、停電時の社用車（電動車）からの電力供給など）」などの機能で地域の支援を行うほか、通信復旧活動の拠点としての役割も担います。

※ 画像はイメージです

<災害情報の受発信>

店内のデジタルサイネージを活用し、お客様へ災害情報を発信



4 支援体制の整備

<水・食料の供給>

1,500L 以上の飲料水をローリングストック



<通信・電力の確保>

Starlink（KDDI により導入）を活用して地域住民の方々へのフリーWi-Fi の提供



建物屋根上に太陽光パネルを設置して発電。発電した全量を本店舗の消費電力に充当



（出典：株式会社ローソン「“災害支援ローソン” 1号店を千葉県富津市にオープン」）

4 支援体制の整備

【チェック事項】

- | | | |
|-------|---|------|
| 4-1-3 | 避難所以外に支援拠点を設置する場合は、避難所と同様に、住民に周知します | 区市町村 |
| 4-1-4 | 避難所以外に支援拠点を設置する場合は、物資等の輸送について複数のルートを設定します | 区市町村 |

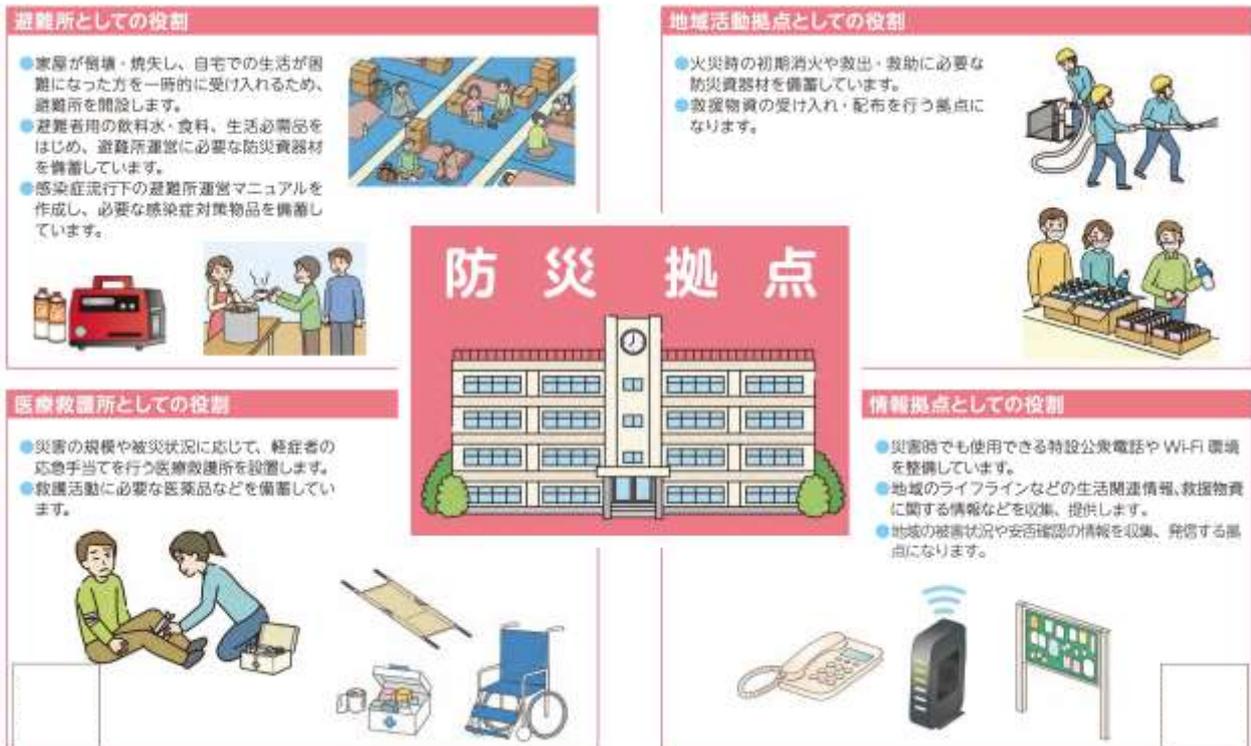
【解説】

- 支援拠点の設置場所や支援内容については、避難所と同様に、区市町村のホームページや自治会の会報誌、掲示板等、様々な媒体を用いて平時から周知することで、災害時の円滑な利用を促します。なお、避難所を支援拠点とする場合は、避難所でも在宅避難者が物資や情報等を受け取れることについて周知を行います。
- 発災後に支援拠点を開設した場合は、拠点を開設している旨や拠点で受けられる支援内容等について住民に情報発信を行います。
- 避難所以外に支援拠点を設置する場合は、在宅避難者に提供する食料や生活用品等の支援物資について、十分な量と種類を確保しておく必要があります。
- 災害時には道路の寸断や渋滞等が想定されるため、避難所や地域内輸送拠点からの物資等の輸送については、あらかじめ複数のルートを設定しておくことが重要です。

（事例 中央区 防災拠点の設置）

中央区では、災害時に地域防災の要として防災拠点を設置しています。防災拠点には4つの役割があり、防災拠点（避難所）への避難者や在宅避難者などの支援を行います。

災害時は地域ぐるみでの支え合いが不可欠であり、防災拠点では、避難されている方へ積極的に声をかけ、拠点活動に参加していただき、地域住民が主体となって運営することを目指しています。



（出典：中央区 防災パンフレット「わが家わがまちの防災ハンドブック」）

【コラム】 災害時の拠点化を想定した取組（愛媛県宇和島市）

- 特定非営利活動法人 U. grandma Japan（愛媛県宇和島市）は、平成 30 年 7 月豪雨災害の際に炊き出し支援を実施するとともに、災害後は、災害経験を踏まえた「食の支援」の改善が必要との問題意識から、子ども食堂を立ち上げ支援を行っている。
- 子ども食堂は、災害時には、炊き出しや居場所の提供を行う拠点として運営することを想定した取組が行われている。
- 平時から生活困窮者やひとり親家庭への食糧支援を行う子ども食堂のような施設を、災害時には、在宅避難者等の支援を行う地域の支援拠点として活用することは、フェーズフリーの取組としても好事例であり、実効性のある被災者支援につながるものでもありと考えられる。



- ▲ 平時の炊き出しでは、市で保有する炊き出し用の調理機器や宇和島市子ども食堂連絡協議会が所有している大釜など、災害時にも活用する機材を使用。また、運営には高校生がボランティアで参加。

（出典：内閣府「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」）

4 支援体制の整備

4-2 支援拠点の運営体制

【概要】

在宅避難者の支援拠点は、規模、機能、設置主体、運営主体等の点について、様々な形態が想定されます。平時から地域の実情に応じ、都道府県、区市町村、地域の自治組織や民間の支援団体など、様々な設置・運営主体を想定して、各主体が準備を行うことが重要です。

その上で、災害時は行政の体制がひっ迫することが想定され、各自治会レベルの支援拠点の運営を行政主体で行うことは難しいと考えられることから、支援拠点の運営・管理は、原則として、地域の自助、共助や外部支援団体等との連携を目指す必要があります。平時から地域の防災力を向上させる取組を通じ、支援拠点の担い手の確保・育成に取り組む必要があります。

【チェック事項】

- 4-2-1 支援拠点の運営が地域住民で行われるよう、住民リーダー等の育成を促進します
- 4-2-2 NPOやボランティア等の多様な主体と連携を図ります
- 4-2-3 住民リーダー、女性、小さな子供を持つ家庭、高齢者、障害者等の要配慮者などの多様なメンバーを運営主体の構成員とするよう配慮します
- 4-2-4 混乱なく支援拠点の開設・運営がなされるよう、マニュアル等を作成します
- 4-2-5 定期的にセミナーや訓練等を行い、運営能力を向上させるとともに、担い手確保に努めます
- 4-2-6 生活の基盤を支える業界（コンビニエンスストア等）の早期の事業再開が可能となるよう、小売業や関係業界等との連携強化を図ります

【解説】

- 支援拠点の運営は、自助、共助や外部支援団体等と連携することが必要であり、この場合、行政は、支援拠点の運営が地域住民で行われるよう、住民リーダー等の育成を促進する役割を担うことが重要となります。
- 外部支援団体等との連携に関しては、支援拠点の運営主体がNPOやボランティア等の多様な主体と連携を図ることができるよう、行政として支援を行います。
- 在宅避難者の多様なニーズを適切に把握し、必要な支援につなげるためには、支援拠点の運営においても多様な視点が必要となります。住民リーダーをはじめ、女性や小さな子供を持つ家庭、高齢者、障害者等の要配慮者などの多様なメンバーを運営主体の構成員とするよう配慮します。
- 混乱なく支援拠点の開設・運営がなされるよう、マニュアル等を作成しておくことも重要です。マニュアル等の作成に際しては、支援拠点の運営サイクルについても検討します。避難所を支援拠点とする場合は、避難所業務の繁忙な時間帯と重複しないよう工夫します。避難所以外に支援拠点を設ける場合は、多様な生活スタイルを有する住民に配慮して時間帯別の業務内容等を工夫します。
- 平時からの準備に加え、発災後に必要な支援拠点を追加的に設置することや、外部支援者が新たな支援拠点を設ける取組も重要です。支援拠点は、設置場所や開設条件について事前に公表するなどあらかじめ計画して設置するものと、発災後に被災状況や避難所の開設状況等に応じて設置場所を検討して開設するものの両輪で取り組むことが必要です。

4 支援体制の整備

- 各支援拠点の運営主体等において、拠点運営に必要となる知識・先事例等を習得するためのセミナーや実践的な開設・運営訓練等を定期的に行い、運営能力を向上させるとともに、地域の人材や外部支援団体等との平時からのつながりを重視することにより、担い手の確保に努めます。
- 適切な支援を提供するために必要となる避難者等の状況把握に関しては、調査者の動員、調査の実施、データの整理、支援が必要な方の支援へのつなぎ、支援につなげた後のフォローという避難者等支援の一連の流れをコーディネートできる人材の育成を進めます。
- また、避難者等のアセスメントの在り方を共通させる必要があり、アセスメントに関わる人材育成の取組を進めるなど、福祉的な観点から状況の把握や必要な支援へのつなぎを担う福祉専門職の育成を、災害対応への視点から進めることも考えられます。
- 人材育成を進めるに当たっては、経験の蓄積が重要であり、将来の災害に備え、経験者で構成される組織横断的なチームの育成という視点に立つことも重要です。
- 自助、共助の取組を進めるためには、地域の人々の役割を作っていくことが必要です。例えば、高齢者でも元気な方には支援側に回っていただくことも想定され、こうした方にどのような役割を担ってもらうかを検討することも重要です。
- 災害時の避難や生活再建の円滑化のため、地域住民に対する防災教育の中に、避難者への支援体制、罹災証明の申請、住宅再建等のプロセス等を取り込んでいくことも重要です。
- 在宅避難者にとって、スーパーやコンビニエンスストア等の生活の基盤を支える事業者の早期再開は、避難生活の質を大きく左右する重要な要素です。そのため、発災後に早期の事業再開が可能となるよう、平時から小売業や関係業界等との連携を強化しておくことが重要です。

(自治会等の地域住民等が主体となって拠点を設置・開設する場合)

- 支援拠点となる場所、運営体制、民間支援団体との連携、拠点機能を果たすための環境整備、記録・帳簿の整備等について、自治会や自主防災組織等地域において検討を行います。必要に応じ、管理者の使用許諾を取得します。
- こうした支援拠点が設置された場合には、設置場所や運営主体について区市町村側でも把握できるようにします。区市町村においては、事前の届出を課すなどにより、平時から支援拠点の情報を把握しておきます。

【自治体側で把握しておく事項の例】

支援拠点の所在地、運営の代表、担当者の連絡先、対応する災害に関する情報、トイレ等設備に関する情報、想定される利用者数 等

- 発災時においては、発災2日目、3日目以降など、家庭における備蓄等の状況を踏まえつつ主体となる地域住民等の体制が整ったところから、取組が可能となったタイミングで支援拠点を開設します。開設した場合には、その旨を区市町村に届け出ることなどにより、連絡体制を構築するほか、利用者名簿を作成し、必要な物資の数等を確認するなど、必要な支援を受けられるようにします。

4 支援体制の整備

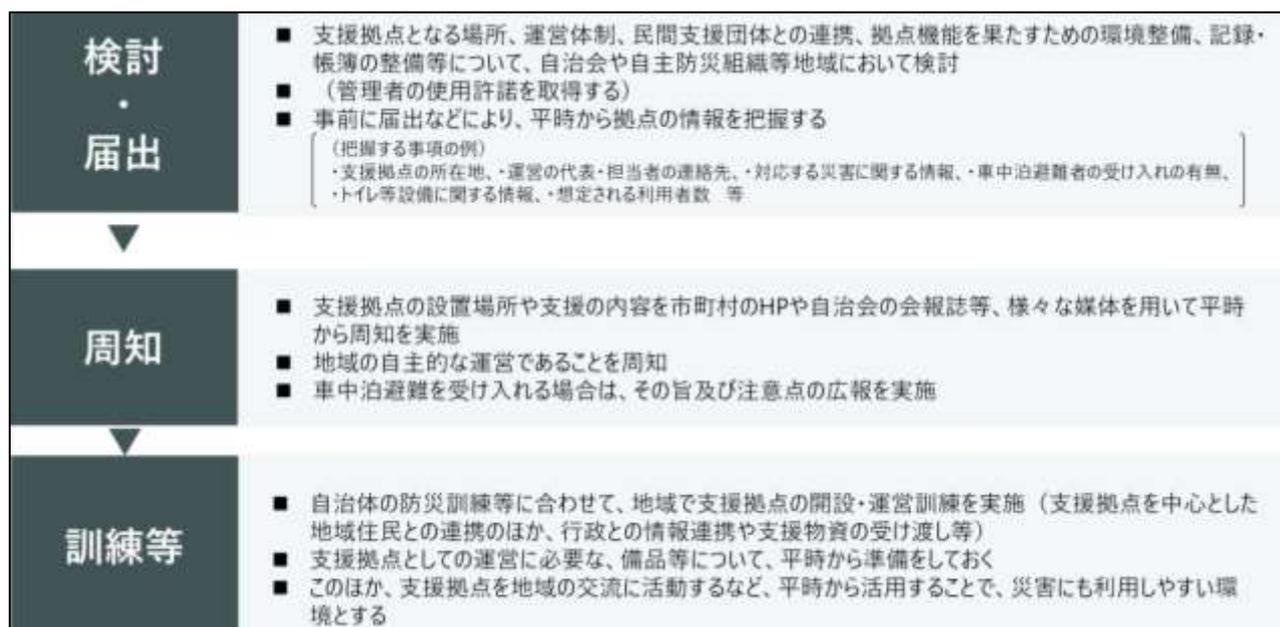


図 支援拠点設置に向けた平時の取組の流れのイメージ
 (出典：内閣府「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」)

(自治体が主体となって拠点を設置・開設する場合)

- 大規模な広域支援拠点、発災後に自治会や自主防災組織等による運営を確保できない地域で開設する支援拠点などについては、自治体が開設主体となることも想定されます。自治体が開設主体となる場合は、場所、運営体制、民間支援団体との連携、拠点機能を果たすための環境整備、記録・帳簿の整備等について自治体側で検討します。
- 発災時においては、被害の状況や避難所の開設状況、在宅避難者等の発生状況、自治体内の体制、自治会などの地域住民等が主体となった拠点の開設状況等を勘案し、必要と考えられるタイミングで支援拠点を設置・開設します。

【コラム】災害時在宅生活支援施設の設置（東京都三鷹市）

- 三鷹市では、平時から災害時在宅生活支援施設の整備を進めている。
- 災害時在宅生活支援施設では、仮設トイレの設置や炊き出しの実施、救援物資等の配給の実施が想定されているほか、これに限らず地域の防災の活動拠点として、情報共有やコミュニティの「場」として活用の発展が期待されている。
- 原則として、自治会等の地域住民による運営が想定されており、平時から訓練等も実施されている。

	避難所	災害時在宅生活支援施設
機能	市民が一定期間生活をする場所	自宅で避難生活を送る在宅避難者に対して、ライフラインの途絶等に伴うトイレや食事、情報提供などの一定の支援を行う場所
運営主体	自主防、学校、市などの避難所運営委員会	原則として、当該施設の町会・自治会を中心とする地域住民
開設基準	市内の被害状況や施設及び施設周辺の被害状況などに応じて、市災害対策本部長が決定する。	①市が開設を要請する場合（避難所がすでに開設されている状態で、ライフラインの途絶が継続している場合など） ②町会・自治会など地域住民が開設の必要があると判断した場合

▶ 具体的にどのような整備を行うのか

【リード表】必要最低限の用意

標準項目	標準数量
炊出し釜（20リットル）	1台
テント（2畳×1.5畳）	1床
仮設自立トイレ（洋式）	2基
トイレセットバス	120巻
薪（5kg）	1部
炊飯釜	5,000枚
給水器	20枚

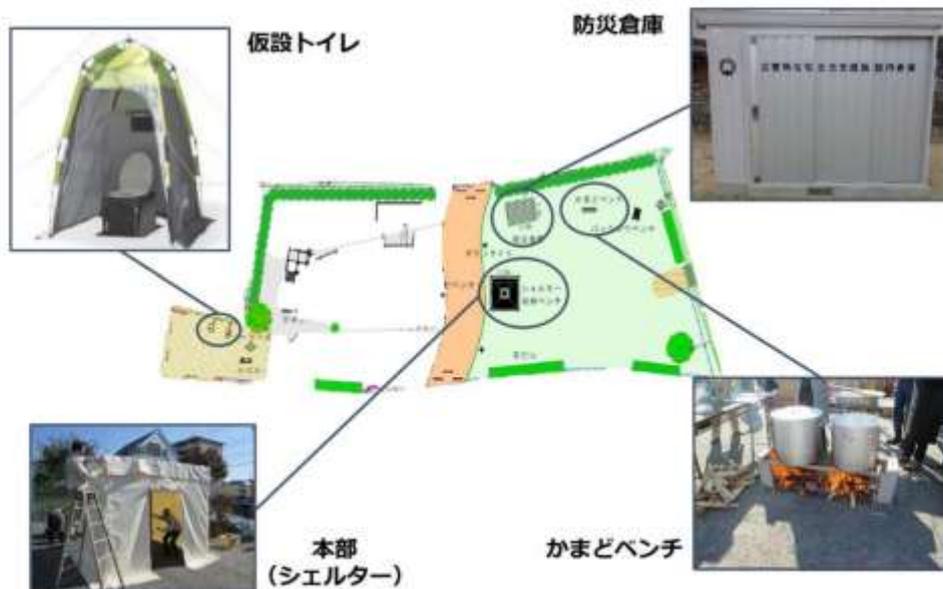
※詳細料の内訳については、町会・自治会等と事前に検討し決定する。



「このマークが避難所です」



災害時在宅生活支援施設設置位置図
(令和8年2月時点 三鷹市より提供)



▲ 災害時在宅生活支援施設のイメージ

(内閣府「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」に一部加筆)

【コラム】 自主防災組織等が運営する届出避難所（岡山県倉敷市）

■岡山県倉敷市では、地域防災力強化のため、平成25年度から、地域の集会所や企業・団体等から使用許諾を得た施設等を、災害時に避難所として自主防災組織が運営する場合、事前の申請により届出避難所として認定する取組を実施している。認定された場合には、あらかじめ備蓄品を市が配備することとなっている。

●対象の集会所等

- 1 災害時に避難所として使用することについて、所有者又は管理者の使用許諾を得てください。
- 2 災害の種別によって、開設に条件を付します。
※指定避難所又は指定緊急避難場所（小学校や公民館など）を届出避難所とすることはできません。

●申請から認定、避難所開設から閉鎖までの手順

- 1 自主防災組織内で、避難行動を行う際に拠点とできるような集会所等がないか話し合う。
- 2 災害時の使用について、建物の所有者又は管理者の使用許諾を得る。
- 3 必要事項を記入した届出避難所設置申請書と添付書類を市へ提出する。
- 4 市は、提出された申請の適否を決定し、その旨を通知する。
- 5 備蓄品を配備する。
- 6 災害時必要に応じて届出避難所を開設する。
- 7 開設後速やかに、開設時間、避難者数等を市へ報告する。
- 8 閉鎖後、届出避難所報告書を市へ提出する。

●備蓄品の配備

届出避難所に認定された場合は、施設等の収容可能人数により毛布、保存水、非常食を市の備蓄品として配備します。

収容可能人数	備蓄品	数量
1人から30人まで	毛布	10枚以内
	保存水	24本以内
	非常食	24食以内
31人から60人まで	毛布	20枚以内
	保存水	48本以内
	非常食	48食以内
61人以上	毛布	30枚以内
	保存水	72本以内
	非常食	72食以内

●避難所運営上の留意事項

- 1 届出避難所の運営及び維持管理は、自主防災組織が自ら行うこと。
- 2 運営に関する費用のうち、備蓄品以外は自主防災組織の負担とすること。
- 3 届出避難所の運営又は利用に伴う事故等によって生じた被害にかかる賠償等については当事者の負担とすること。
- 4 備蓄品を使用した場合、又は、消費期限を経過した場合は、市に連絡し補充を受けること。
- 5 届出避難所を廃止するときは、届出避難所廃止届を、市へ提出すること

倉敷市HP (<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/36584.htm>)

（出典：内閣府「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」）

4 支援体制の整備

(事例 江戸川区 避難者によって自主運営する「被災者支援拠点」)

【支援内容】

○避難所は、「被災者支援拠点」として、避難所周辺の在宅避難者を含む被災者に対し、情報の提供や救援物資の配給を行う。

【運営主体】

- 開設は、避難所開設職員または教職員が担当する。
- 運営は、避難者による自主運営を基本とする。
- 避難所開設職員及び教職員は、運営のサポートと本部との連絡調整担当となる。
- 避難所運営協議会のうち、支援活動班が在宅避難者への支援を行う。

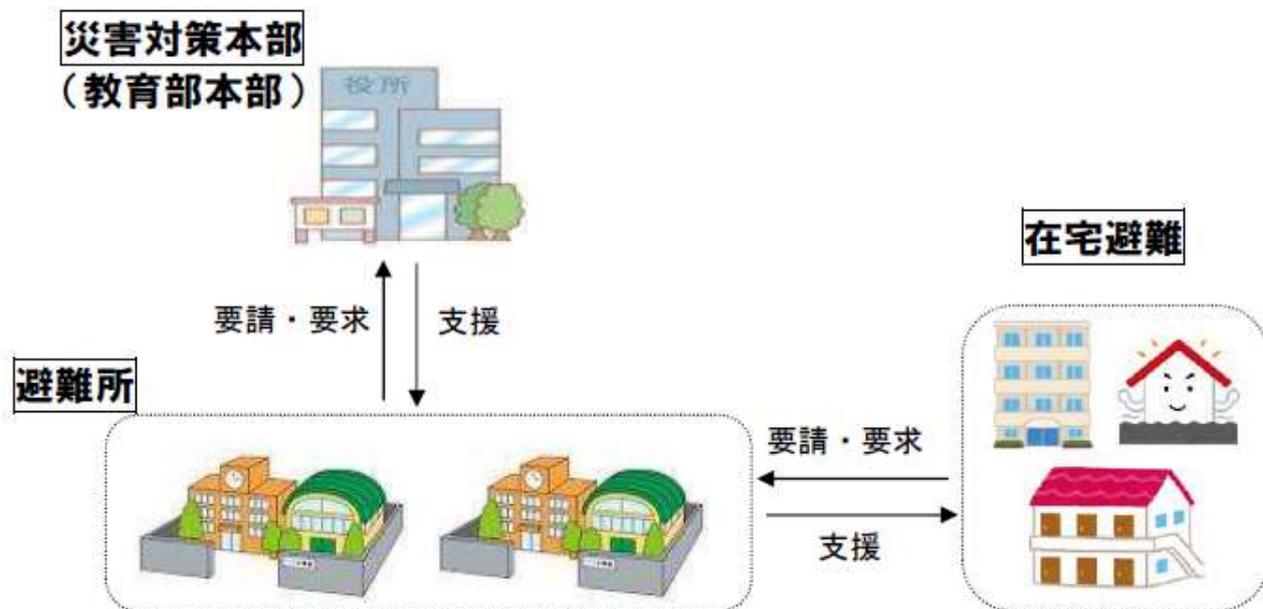
【整備場所】

○被災者支援拠点は、避難所として指定されている小学校・中学校・高等学校等に設置される。

【整備内容】

○次のような設備、機材等を整備している。

食料（クラッカー、アルファ米、羊羹など）、寝具等（毛布、カーペット、レスキューシートなど）、
停電対策（蓄電池、ガスボンベ発電機、すずらん灯など）、通信（ルーター、災害時特設公衆電話など）、救助用品、
事務用品等、トイレ（携帯トイレ、マンホールトイレなど）、衛生用品、感染症物品、
その他（ピブス、施設点検用懐中電灯など）



(出典：江戸川区「避難所開設・運営マニュアル」)

(事例 内閣府 令和7年度避難生活支援リーダー／サポーター研修)

内閣府では、災害の激甚化・頻発化等により避難生活が長期化する中、地域のボランティア人材に、避難生活環境改善のための知識・ノウハウを身につけてもらうためのモデル研修を実施しています。

4 支援体制の整備

こうした取組を通じて地域のボランティア人材の発掘・育成を図り、発災時には行政職員や支援者等と連携し、良好な避難生活環境の確保を図ることにより、「災害関連死・ゼロ」の実現を目指しています。

令和7年度は、豊島区で実施(7月)しました。

主催：内閣府 共催：豊島区 後援：東京都

避難生活支援 リーダー/サポーター研修

「災害関連死・ゼロ」を目指して

参加
無料
定員あり
※定員に達しない場合
受付終了

近年、災害の多発や避難生活の長期化による**災害関連死**の増加がますます懸念されています。
災害関連死を防ぐためには、地域社会の多様な人々が連携し、互いに支え合うことが不可欠です。
本研修では、災害時の避難生活の環境向上に貢献できる地域の人材「**避難生活支援リーダー/サポーター**」としてご活躍いただくことを目指し、演習・グループワークを中心に、**避難生活の環境改善のための実践的な知識・ノウハウ**を学びます。



研修（避難所運営演習）

日時 1日目：令和7年7月12日（土）10:00～16:00
2日目：令和7年7月13日（日）10:00～16:00

会場 豊島区立池袋第三小学校 体育館
〒171-0021 東京都豊島区西池袋3-14-3
※公共交通機関でお越しください。

持ち物 研修テキスト、内履き、昼食、飲み物、筆記用具、バインダー（クリップボード）

**実践に
役立つ** **どなたでも
参加可能**

プログラム

1日目	・多様な被災者の心情や状況の理解 ・避難生活の課題と生活環境の整備
2日目	・対人コミュニケーション ・避難所運営の担い手との連携・協働



▲研修の研修内容については、研修資料を参照ください。



この研修は、内閣府「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」の構築に向けたモデル研修として実施するものです。

詳細は裏面へ

（出典：内閣府 HP より）

5 支援内容の整理

5 支援内容の整理

ポイント

- 発災時には、停電、断水、通信断絶などのライフラインの途絶が想定されます。そのような状況下においても、自宅等で安心して避難生活を送ることができるよう、必要な支援内容について、あらかじめ検討しておくことが必要です。
- 食料・生活必需品等の物資の配布、資機材の配備など、避難所で行うことが求められる水準と同程度の支援を在宅避難者に対しても行えるよう、支援拠点における支援内容を整理しておくことが重要となります。

5-1 支援内容を検討する際の留意点

【概要】

支援拠点における在宅避難者への支援内容を検討する際には、発災後に生じ得る様々な状況を想定して必要な対策を整理しておくとともに、地域住民等の多様な視点や意向を踏まえて検討することが重要です。

【チェック事項】

- 5-1-1 ライフラインの状況、災害の種別、季節など、想定される被災状況を踏まえて、支援内容を検討します
- 5-1-2 支援内容の検討にあたっては、住民リーダー、女性、小さな子供を持つ家庭、高齢者、障害者等の要配慮者などの多様なメンバーを構成員とするよう配慮します

【解説】

- 停電、断水、通信断絶など、ライフラインが途絶していることを前提に、それぞれの状況下において在宅避難者が必要とする支援内容を整理します。例えば、ガスや水道の途絶が生じている状況であれば、カセットコンロ・ボンベや飲料水等の物資の提供を行うことを想定します。
- 災害の種別に応じた支援内容の検討も行います。例えば、水害であれば、自宅の片付けに使用する防じんマスク・ゴム手袋等といった物資の提供について需要が高まることが想定されます。
- 支援内容の検討にあたっては、季節性も考慮します。インフラの被災状況を勘案し、夏季であれば熱中症の予防等の暑さ対策、冬季であれば暖を得るための物資配布などの寒さ対策が必要である点に留意します。
- 在宅避難者の多様なニーズを適切に把握し、必要な支援につなげるためには、多様な視点が必要となります。支援内容の検討にあたっては、住民リーダーをはじめ、女性や小さな子供を持つ家庭、高齢者、障害者等の要配慮者などの多様なメンバーを構成員とするよう配慮します。
- 過去の災害事例やシミュレーションゲーム等を通じて、行政と住民とが支援内容について一緒に考える機会等を設けることも有効です。

5 支援内容の整理

5-2 物資等の提供

【概要】

支援拠点において、在宅避難者に対し、食料・生活用品等の物資の配布や食事の提供を行います。避難者が必要とする物資や食事を確実に提供できるよう、平時から体制等を整備しておくことが重要です。

【チェック事項】

- 5-2-1 備蓄をしていなかった在宅避難者等が一定程度存在することを想定して支援に必要な量を確保します
- 5-2-2 必要となる物資の種類及び量を検討する際は、確実に提供できる体制を整備します

【解説】

- 在宅避難を行うには、自らで物資を備蓄していることが前提となりますが、実際の災害時には、備蓄をしていなかった、又は備蓄物資が短期間で枯渇してしまう在宅避難者が一定程度存在することが想定されます。こうした避難者の発生を考慮した上で、支援に必要な量の物資を確保しておきます。
- 必要となる物資の種類及び量を検討する際には、発災直後に必要となる物資は公助としての自治体による備蓄、一定期間経過後に必要となる物資は民間事業者等との協定等による調達とするなど、確実に提供できる体制を整備します。
- 実際に支援物資を配布した際は、適正な在庫管理や避難者のニーズ把握等を行うため、配布した避難者の氏名や数量などを記録に残します。

【コラム】災害時の在宅避難者の支援拠点の設置例（佐賀県大町町）

- 佐賀県大町町では、令和3年8月豪雨の際に、指定避難所の開設のほかに、被災者が困りごとを相談し、当該被災者と公的支援制度や民間ボランティア等の支援者をつなぐ拠点として3か所の地域支援拠点を設置し、当該拠点より在宅避難者等に対して、物資支援等を実施。



- 支援交流拠点は、在宅避難者に対する支援物資の拠点として、また、住民の生活相談拠点としての役割を果たすことを目的としている。
- 支援物資拠点としては、水・食料等の救援物資の配布のほか、他の指定避難所で調理した温かい食事の提供等を実施。
- 生活相談拠点としては、被災者のニーズ収集・在宅避難状況の把握等、生活相談等についての支援を実施。

大町交流拠点
フリースペースPeri.

現在フリースペースペリドットは
支援活動拠点として、以下のことを行っています。

- ・ 送風機の貸し出し
- ・ 資機材の貸し出し
- ・ お茶やタオルなどの支援物資の提供（被災者のみ）
- ・ 家庭の相談対応（専門家への相談もできます。）
- ・ 各種支援制度のご案内
- ・ 子どもの心のケアに関する相談

営業時間 9:30～16:00
お問い合わせ先: 080-2579-9888



□ 具体的な支援物資の例

布マスク、不織布マスク、防塵マスク、防塵ゴーグル、ハンガー、スリッパ、使い捨てスリッパ、長靴、スニーカー、古タオル、生理用品、アルコールジェル、消毒スプレー、除菌用水溶液、懐中電灯、リンス、シャンプー、紙コップ、スプーン、汗拭きシート、毛布、タオルケット、マットレス、Tシャツ、ショーツ、パンツ、クイックルワイパー、ゴミ袋、ごみバケツ、冷却バック、食料、飲料 等

（出典：内閣府「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」）

5 支援内容の整理

【チェック事項】

- 5-2-3 食事の提供を行う際は、衛生・健康管理に留意します
- 5-2-4 キッチンカーを保有する事業者や飲食店組合等と協定締結等を行い、重層的な食事の供給体制を確立します
- 5-2-5 アレルギーや文化・宗教上の理由による食事の制限がある方への配慮を検討します

【解説】

- 炊き出しや弁当による食事の提供を行う際は、調理前の手指及び調理器具の消毒を徹底し、衛生的な環境に配慮し、調理する人の体調管理を行う必要があるほか、食料品の保管に当たっては、冷蔵庫を使用します。
- 避難所避難者と合同で炊き出しが行われることを想定して、訓練の際には地域の住民が多く参加できる工夫をします。
- 避難生活が長期化する場合に備え、適温で栄養バランスの取れた食事ができるよう、キッチンカーを保有する事業者や飲食店組合等と協定締結等を行い、避難所避難者と同様に仕出しやセントラルキッチン等を活用した提供など、重層的な食事の供給体制を確立します。
- アレルギー対応食品の確保について、管理栄養士・栄養士と連携を図り、対応策を検討します。
- アレルギー以外にも、宗教上の理由やベジタリアン・ビーガンといった理由で食事が制限される人もいます。これらの制限は個人差が非常に大きいため、食事提供に際して本人に確認が必要となる点について留意が必要です。

（事例 小平市 「災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定」の締結）

小平市では、避難所等でのキッチンカーによる食事提供支援を行うことを目的として、一般社団法人日本キッチンカー経営審議会と「災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定」を締結しました。この協定の締結により、災害時における適温調理された食事の提供に關し協力が受けられることとなり、小平市における防災対策の強化が一層図られるものとなります。



（出典：小平市HP）

5 支援内容の整理

5-3 資機材の配備等

【概要】

災害時には断水や停電、通信断絶などライフラインが途絶することが想定されるため、災害用トイレや非常用発電機などの資機材を備えておくことは、在宅避難を継続する上で重要です。

これらの資機材については、各家庭において住民自らが備蓄することは困難な場合が多いため、支援拠点に配備し、避難者が利用できるようにしておくことが必要です。

【チェック事項】

5-3-1	災害時に利用できるトイレを支援拠点に配備します	区市町村
5-3-2	水運搬用の資機材を支援拠点に配備します	区市町村

【解説】

- 断水等により各住戸内のトイレが利用できない事態が発生すると、様々な健康被害等につながるおそれがあることから、携帯トイレ等を配布できるよう準備します。
- 衛生面や運用のしやすさなどに配慮した、し尿処理収集を要しないトイレや、し尿処理作業の軽減が可能なトイレ等を支援拠点に確保し、避難者が利用できる環境を整備します。
- 都が作成した「災害用トイレの確保・管理に係るアセスメントシート」などを活用し、災害時のトイレ対策がどこまで整備されているか、何が不足しているかを把握した上で、必要な対策を検討することが重要です。
- 断水時には、飲料水に加えて生活水の確保も必要になるため、平時から給水場所を住民に周知するとともに、水の運搬に係る身体的負担を軽減するため、必要に応じて、支援拠点に給水車や給水バッグ等の資機材を配備します。

【チェック事項】

5-3-3	避難者が入浴できる環境等を整備します	区市町村
-------	--------------------	------

【解説】

- 入浴は身体を清潔に保つだけでなく、リラックスやストレス軽減の観点からも重要です。このため、地域のホテル・旅館、温浴施設（銭湯等）の入浴施設を活用できるよう、関連業界等と協定を締結します。
- 必要に応じて、災害用温水シャワーを支援拠点に配備します。
- 断水時でも身体的な清潔さを保つため、口腔ケア用品やボディーシート等を調達できるよう、関連団体等と協定締結等を行います。

5 支援内容の整理

(事例 兵庫県養父市 災害時におけるキャンピングカーの提供・移動式ランドリーの提供に関する協定の締結)

令和4年7月に、養父市と山本運輸株式会社は、災害時におけるキャンピングカーの提供に関する協定を締結しました。キャンピングカーには、電源や温水シャワー、ベッドなどの設備が活用できたり、更衣室や授乳室など様々な用途での活用も想定されています。

また、令和5年8月には、同じく同社と災害時における移動式ランドリーの提供に関する協定を締結しました。養父市内又は養父市と災害応援協定を締結する自治体等において、地震や風水害等の大規模災害が発生し、被災者が避難所での生活を余儀なくされた場合等に、移動式ランドリーの提供を受けることで避難生活における利便性・衛生環境を向上させることを目的としています。

能登半島地震発生後、被災者を支援するため、1月22日、移動式ランドリー等を石川県珠洲市に派遣しました。現地には、山本運輸株式会社社員等、養父市職員あわせて15人が派遣されました。当初、被災地ではインフラ環境の壊滅的な被害により、ランドリー支援に必要な給水と排水環境の整った適当な設置場所がなかなか見つかりませんでした。そのような中、合併浄化槽の整備された珠洲市立上戸小学校に設置場所が決定し、自衛隊の入浴施設用の給水支援を受け、9台の乾燥機能付き洗濯機を無料で稼働しました。6月24日までの半年間、被災者ニーズにあわせて3月末までは珠洲市立上戸小学校に、4月からは宝立小中学校に順次設置され、被災者ら延べ約5900人が利用しました。



(出典：養父市 HP)

(事例 神奈川県茅ヶ崎市 災害時における避難者等に対する入浴支援等に関する協定の締結)

茅ヶ崎市と「野天湯元湯快爽快ちがさき」を運営する亀井工業ホールディングス(株)は、「災害時における避難者等に対する入浴支援等に関する協定」を締結しています。

地震や大雨などの大きな災害による長引く避難生活等において、避難者の方々に入浴する機会を提供するほか、生活用水の提供、移動手段的ない避難者が多数いることも想定した避難所からのバスによる送迎なども盛り込まれています。



(出典：茅ヶ崎市 HP)

5 支援内容の整理

【チェック事項】

5-3-4 非常用発電機等を支援拠点に配備します

【解説】

- 停電時にはテレビから情報を得ることができないため、ラジオや携帯電話等を活用することになり、乾電池やモバイルバッテリー等が必要となります。このため、モバイルバッテリーを充電するために必要な非常用発電機やポータブル電源等について、共用の資機材として備蓄することを促すとともに、支援拠点に配備します。
- 支援拠点は、避難者に対する物資等の提供、情報提供、相談対応等を行う場であり、停電下においてもその機能を維持するためには最低限の電力が必要となります。支援拠点の機能維持の観点からも、非常用発電機等の資機材をあらかじめ配備します。
- 非常用発電機等は、保有しているだけではなく、発災時に円滑に使用できることが必要です。防災訓練や防災イベント等を通じて、使用方法等について平時から理解を深めておくことが重要です。

【チェック事項】

5-3-5 災害時でも使用可能な通信設備を支援拠点に配備します

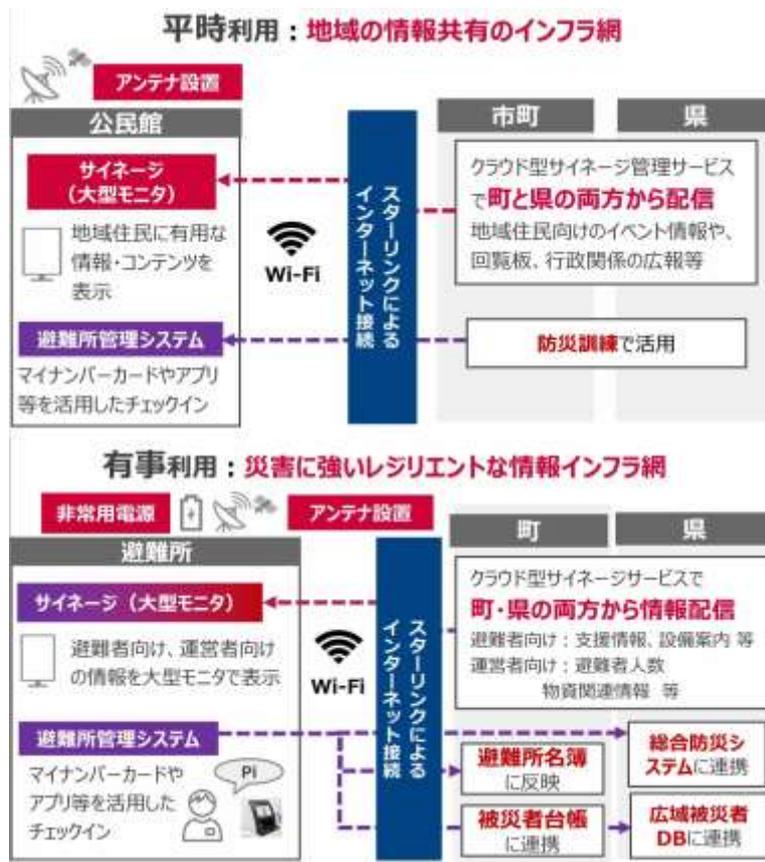
【解説】

- 災害時に通信が途絶すると、避難者は被害状況や支援情報を得られなくなるほか、家族等との連絡や相談が困難となり、孤立につながるおそれがあります。このため、支援拠点において、災害時でも使用可能な通信設備を配備することが重要です。
- 非常用電源等を確保した上で利用可能な Wi-Fi 機器や通信端末、衛星通信設備、災害時優先通信手段等について、地域の実情に応じて導入を検討します。
なお、通信設備は停電時にも使用できるよう、電源確保の方法と一体で整理しておく必要があります。

5 支援内容の整理

(事例 石川県 能登地震で活躍したスターリンク、公民館に常備し通信確保へ)

能登半島地震では通信途絶が発生し、スターリンクが緊急導入されて通信確保に大きく貢献しました。これを受けて、石川県と奥能登2市2町は、公民館など14拠点にスターリンクと蓄電池を常設する計画を決定しました。災害時の「ゼロ日復旧」を目指し、避難所管理や情報共有のDX化を推進しています。



(出典：総務省「地域社会DXナビ」)

(事例 多摩市 災害時における通信機器レンタルに関する協定の締結)

多摩市は、株式会社トレミールと災害時に通信機器を迅速に提供する応援協定を締結しています。大規模な災害が発生した場合に、スターリンクをはじめとする通信機器一式をレンタルすることで、災害時における多摩市の事業継続体制の強化を図ることを目的としています。この協定締結により、通信インフラが被災しインターネット通信等が利用できなくなった場合でも、市役所庁舎や避難所に通信環境を構築し、情報収集や衛星通信をすることが可能となりました。



(出典：多摩市HP)

5 支援内容の整理

【チェック事項】

5-3-6 支援拠点等に冷暖房機器を配備します

【解説】

- 災害は猛暑期や厳寒期に発生する可能性があることに加え、停電や断水等により、在宅避難者が自宅において、適切な暑さ・寒さ対策を確保できない状況が生じることが想定されます。
- このため、付近の在宅避難者が一時的に暑さ・寒さをしのぐことができるよう、支援拠点において冷暖房機器やスポットクーラー、ストーブ等の可搬式の機器を配備することを検討します。
- 冷暖房機器等が配備されていない拠点においても、発災後に迅速に冷暖房機器等を調達できるよう関連業界と協定を締結するなど、体制を整えておくことも重要です。
- 冷暖房機器等の使用に当たっては、換気や安全管理に留意し、事故防止の観点から運用ルールをあらかじめ整理しておく必要があります。
- 暑さ・寒さへの対応は、在宅避難の継続可否を判断する重要な要素の一つです。支援拠点での対応を行ってもなお健康リスクが高い場合には、避難所等の利用を含め、次の支援につなげる判断を行うことが重要です。

（事例 長野県松本市 指定避難所にスポットクーラー 学校などで平時に使用、災害に備え）

長野県松本市は、指定避難所となる市内の学校や公民館に移動式スポットクーラーを配備しました。災害時に使う備品を平時から使い、慣れておく「フェーズフリー」の考え方にに基づき、平時は体育授業などで使用し、災害時には避難所で熱中症対策として活用します。



（2025年9月30日付 市民タイムス掲載）

（事例 羽村市 「災害時における資機材の調達に関する協定」を締結）

羽村市は、株式会社木下商会と、災害時に必要な資機材を優先的に調達する協定を締結しました。協定により、スポットクーラーや大型ヒーター、照明器具などを迅速に供給し、避難所環境の整備を可能にします。

（事例 愛媛県宇和島市 在宅避難者等への熱中症予防）

愛媛県宇和島市では、平成30年7月豪雨で避難所に熱中症予防のポスターの掲示やリーフレットの配布や、防災無線等で注意喚起を行い、熱中症リスクが高いと思われる避難者を把握した上で、エアコンや飲料水の確保を行う等、関係機関と連携して環境整備や支援物資の提供を実施しました。また、在宅避難者等にも健康状態の把握・心のケア等を行う際、熱中症予防のリーフレット等を

5 支援内容の整理

配布し、特に乳幼児や高齢者等の配慮を要する者がいる家庭には、エアコン使用状況等の家庭内の環境確認も行いました。



(出典：内閣府「避難所における生活環境の確保に向けた取組事例集」)

5-4 その他の支援（情報の提供等）

【概要】

支援拠点における支援内容は、物資等の提供、資機材の配備のほかにも、在宅避難者への情報提供や外部支援団体等との協定等に基づくサービス提供など、支援拠点の規模や地域の特性等に応じて様々なケースが想定されるため、各支援拠点で行うべき支援内容について整理をしておくことが重要となります。

【チェック事項】

5-4-1 避難生活を送る上で必要な情報を、多様な手段で避難者に提供します

【解説】

- 在宅避難者への情報提供については、避難所と同様の情報提供を実施できるよう、支援拠点における掲示板の活用のほか、チラシの配布・回覧や、SNS等のデジタル機器を利用した情報提供など、多様な手法で情報発信を行います。
- 避難者が必要とする情報は、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、避難者の必要性に即した情報を的確に提供するよう努めます。
- 区市町村から避難所への情報提供ルートの中に支援拠点も含めるなど、支援拠点への情報提供ルールをあらかじめ定めておくことも重要です。

【チェック事項】

5-4-2 外部支援団体等との協定等の締結を行い、生活支援に係るサービスを提供します

【解説】

- 支援拠点における支援内容は様々なケースが想定されるため、自治体による公助のみではすべてをカバーすることは困難となります。そのため、平時のうちから外部支援団体等と連携を図ることが重要です。
- 複数の団体と協定等を締結することにより、物資や資機材等を確実に調達でき、様々な生活支援に係るサービスを提供できる体制を整備します。

6 高層共同住宅における物資等の運搬

6 高層共同住宅における物資等の運搬

ポイント

- エレベーターは、大規模災害発生時や余震等が発生した場合等に停止する可能性があります。エレベーターが停止した場合、特に中高層階で避難生活を送る住民は、必要となる物資を自宅等に運び込むことが困難になります。
- エレベーターの停止を理由として、大規模マンション居住者が一斉に避難所へ避難した場合、一部の避難所に受入可能人数を大幅に上回る避難者が訪れることが想定されます。
- エレベーターが停止しても、自宅等で一定期間避難生活を送れるような環境整備を進める必要があります。

6-1 エレベーターが使用できない場合の対応

【概要】

発災後、被災地域内では膨大な数のエレベーターが停止するため、全てのエレベーターを復旧させるにはかなりの時間を要します。また、長周期地震動による大きな揺れで、エレベーターの索道ワイヤーに絡まりが発生した場合、その復旧にさらに長時間を要することも想定されます。

このため、エレベーターが使用できない場合に備え、対応策を整理し、住民に周知しておくことが重要です。

【チェック事項】

6-1-1	復旧に要する時間や復旧体制等についてエレベーター保守事業者等に確認するよう住民に周知します	区市町村
-------	---	------

【解説】

- エレベーターが停止した場合を想定して、緊急時の連絡先、復旧に要する時間や復旧体制などについて、マンション管理組合等を通じて、エレベーター保守事業者等に確認するよう住民に周知します。
- 発災直後は、エレベーター保守事業者等に復旧の依頼が集中し、連絡がとりにくい事態が発生することを想定して、複数の連絡先を確認しておく必要があります。
また、連絡がついても技術員の到着まで時間を要することが想定されることについて周知します。
- 同一の建物から複数の連絡がいくことにより、対応に時間を要する事態が発生することを防ぐため、保守事業者等に連絡をした後には、エレベーターの乗場付近に「復旧要請連絡済み」の貼紙をするなどのルールについて周知します。

6 高層共同住宅における物資等の運搬

【チェック事項】

6-1-2	照明や手すり、滑り止めなど、必要に応じて安全対策を行うよう住民に促します	区市町村
6-1-3	階段の使用ルールを定めるよう住民に周知します	区市町村

【解説】

- エレベーターが使用できない状況が継続した場合、階段を利用して必要な物資を自宅等に運び込む必要があります。このため、平時から、階段の安全性を確認し、必要な対策を実施しておくことが重要です。

【安全確認・対策の視点】

- ・照明：適切な位置に設置され、十分な明るさを確保できている。
全ての電灯が点灯している。予備電源が確保されている。
- ・手すりや滑り止め：誰もが利用しやすく、物資の運搬等に障害とならないように設置している。欠損等の異常がない状態で設置されている。
- 東京都福祉のまちづくり条例に基づく規則においては、共同住宅も含めた都市施設を、高齢者や障害者も含めた全ての人が円滑に利用できるよう、対象施設の区分に応じ、階段等の項目について、手すりを設けることや滑りにくい材料で仕上げること等の整備基準を定めています。こうした基準等も踏まえて、点検・対策を実施することが必要です。
- 避難者が多数いることが想定される大規模な共同住宅では、避難者が一斉に移動すると、階段が非常に混雑します。このため、安全に階段を利用できるよう、時間帯で階段を使用できる階を分ける、上り下りの通行方向を明示する、複数の階段で通行方向を分けるなど、エレベーターの使用ができない場合における階段の使用ルールを定めておく必要があります。

【チェック事項】

6-1-4	物資等の運搬を補助する資機材等を共用で整備するよう住民に促します
6-1-5	資機材等の使用ルール等を設定するよう促します
6-1-6	訓練等を定期的に行い、移動可能なフロア数等を把握するとともに、資機材等の使用方法などを理解しておくよう住民に促します

【解説】

- 階段の昇降ができる電動階段台車や簡易リフトなどの資機材を共同で確保するなど、高層階にも物資等を運ぶことができる体制を構築するよう促します。
- これらの資機材の維持管理の役割を担う班の設置や、時間帯で使用できる階を分けるなど、使用・運用に関するルール等をマニュアルで定めておくことなどを促します。
- 階段等を利用した物資輸送など、実際に起こりうる状況を想定した実践的な訓練等を定期的実施し、共用資機材等の使用方法の習得など、非常時の対応力の向上を図ります。
- 訓練等で把握できた状況を基に、必要となる資機材等の増強、使用・運用ルールや配備位置の見直しなどについて検討し、必要な対策を実施します。

所有者・管理者様へ

大規模地震発生時のエレベーター早期復旧等に関するご協力のお願い

大規模な地震が発生した場合は、交通機関、通信回線などの混乱により、停止したエレベーターの復旧に大幅な時間が掛ることが予測されます。

エレベーターを早期に復旧し、建物の機能をより早く回復するためにも、建物の所有者・管理者様には、次の事項に関するご理解とご協力をお願い申し上げます。

(ご理解をお願いする事項)

① エレベーター復旧の優先順位について

エレベーターの復旧は、閉じ込めが発生している建物、災害弱者の利用する建物等に配慮し、下表の復旧優先順を原則としております。

また、大規模地震等においては、複数の建物での閉じ込めが想定され、閉じ込め救出を最優先で対応することから、停止しているエレベーターの復旧は、閉じ込め救出後となる場合もあります。予めご理解をお願いいたします。

優先順位	対応内容	建物種別	理由等
1	閉じ込め救出	閉じ込めが発生している建物	閉じ込め救出を最優先
2	停止したエレベーターの復旧	病院等、弱者が利用する建物	けが人等の対応が急増する建物
3		公共性の高い建物	各行政から災害対策本部等に指定される建物
4		高層住宅(地上高さ概ね60m以上)	一般の建物と比較し、生活に大きな支障の起こる可能性が高い建物
5		一般の建物	

② 「1ビル1台の復旧」について



複数台のエレベーターが設置されている大規模建物（ビル）におきましては、1ビルに対し1台の復旧とし、より多くの建物のエレベーターの復旧を優先させていただく場合があります。

予めご理解をお願いいたします。

(ご協力をお願いする事項)

③ 余震が落ち着くまではエレベーターの運行を休止してください。



大規模地震が発生した直後では、本震の後に高い確率で余震が発生します。

余震による閉じ込めの発生、エレベーターの被害拡大を防止するため、地震発生後は直ちにエレベーター運転休止の処置を行い、エレベーターの運行を控えてください。

④ エレベーター復旧のご依頼は、余震が落ち着いてからご連絡願います。



閉じ込め等の緊急を要する場合を除いて、停止したエレベーターの復旧のご依頼は、地震発生後一定時間をおいてからご連絡願います。

大規模地震においては、エレベーター復旧のご依頼が集中するため、ご連絡をいただいても、保守会社に連絡がつかない、連絡がついても技術員の到着まで時間を要することが想定されます。

ご理解の上、技術員の到着をお待ち願います。

また、同一の建物から複数のご連絡をいただくことがあります。保守会社に連絡をした後には、エレベーターの乗場付近に「復旧要請連絡済み」の貼紙をするなどのご協力をお願いします。

以上

6 高層共同住宅における物資等の運搬

(事例 神奈川県川崎市 高層ビル・マンションの防災対策)

川崎市では、高層ビル・マンションの防災対策として、上層階への物資運搬等には以下のとおり対策や協力が不可欠であることを周知しています。

- マンションの上層階では、エレベーターが停止した場合、地上との往復が困難になるため、十分な備蓄がないと在宅での避難が困難になります。
- エレベーターの代わりに階段を使用したとしても、物資や水などはかなりの重量です。居住者が協力してリレー方式で運搬するなど、上層階への運搬をどのように行うのかなどについて、自主防災組織等が中心となり訓練内容に取り入れてみて、実際の状況をイメージして備えましょう。
- 受水槽や排水管などの設備点検やエレベーターの応急復旧の手順などを、事前に確認しておきましょう。

6 高層共同住宅における物資等の運搬

6-2 エレベーターを使用可能にする方法の普及

【概要】

災害時のエレベーターの復旧は、閉じ込めが発生している建物や、病院等の災害弱者が利用する建物等を優先して復旧対応を行うことが原則とされています。

そのため、高層共同住宅のエレベーターについては、発災後のエレベーターの早期復旧に向けた体制を平時から構築しておくよう住民に促すとともに、自動点検・仮復旧の機能等について周知し、導入を促します。

【チェック事項】

6-2-1 エレベーターの早期復旧に向けた体制構築を住民に促します

6-2-2 自動的に点検を行い仮復旧する機能について、住民に普及啓発を行い、導入を促します

6-2-3 仮復旧後、本格復旧するまでの間のエレベーターの使用ルール等を設定するよう住民に周知します

【解説】

- エレベーターの復旧については専門的な知識や技術が必要となるため、平時から、建築物の所有者やマンション管理組合等がエレベーター保守事業者等と連携を図り、発災後の早期復旧に向けた体制を構築しておくことが重要となります。
- エレベーターの中には、地震や停電などで停止した際に、自動的に安全を確認し、条件が整えば暫定的に運転を再開できる機能を有するものがあります。エレベーター内の閉じ込めの防止や上層階の住民の負担軽減の観点から、このような自動診断・仮復旧運転機能は有効であり、導入を住民に促します。
- 建築物の所有者やマンション管理組合等は、エレベーターが自動診断・仮復旧運転機能を有しているかを確認し、有していない場合は機能を付加することを検討します。
- 仮復旧後、本格復旧するまでの間は、被災地内のできるだけ多くのマンション等の機能の回復を早期に図るため、複数台のエレベーターが設置されている大規模建物においては、1ビルに対し1台の復旧とし、より多くの建物のエレベーターの復旧を優先する必要があることを住民に周知します。
- なお、エレベーターの故障リスクを低減させるためには、平時から定期的なメンテナンスを行うことも重要です。

6 高層共同住宅における物資等の運搬

(事例 新宿区 新宿区エレベーター防災対策改修支援事業)

新宿区では、既設エレベーターにリスタート運転機能及び自動診断・仮復旧運転機能の設置など、防災対策を目的とした改修を行う所有者に対して、工事費の一部を助成しています。区はこの取組により、既設エレベーターの安全性の向上を推進し、もって区民の安全確保を図ることを目指しています。

新宿区エレベーター防災対策改修支援事業のご案内

新しく設置するエレベーターは「防災対策」が義務化されていますが、既設エレベーターは義務化の対象外(「既存不適格」といいます。)です。しかし、エレベーターにおける閉じ込めや事故を未然に防止するために非常に有効な対策であることをご理解いただき、今お使いになっているエレベーターに「防災対策」がされていない場合、長期修繕計画等に組み込むなど計画的に改修を行うようお願いします。

新宿区では、既設エレベーターの防災対策改修工事費の一部を助成する事業を行っています。

改修助成金(最大)300万円

助成対象の防災対策1

【主要機器の耐震補強】(2014年耐震基準)

エレベーターの機器やレールなどが地震等の振動により被害を受けないよう行う耐震対策のことを指します。

(例)

- 巻上機・制御盤の転倒移動防止
- レールの外れ防止
- ロープの外れ・絡まり防止
- 釣合おりの脱落防止、主要な支持部分(レール、支持ばりなど)の耐震化、等



助成対象の防災対策2

【戸開走行保護装置】

エレベーターの運転制御回路やブレーキに故障が生じ、出入口の戸が閉じる前にカゴが動いた場合に、カゴを自動的に制止させ、人が挟まれることを防止する装置です。具体的には、通常の運転制御回路から独立した制御回路を設け、ブレーキを二重化することでカゴを安全に制止させます。

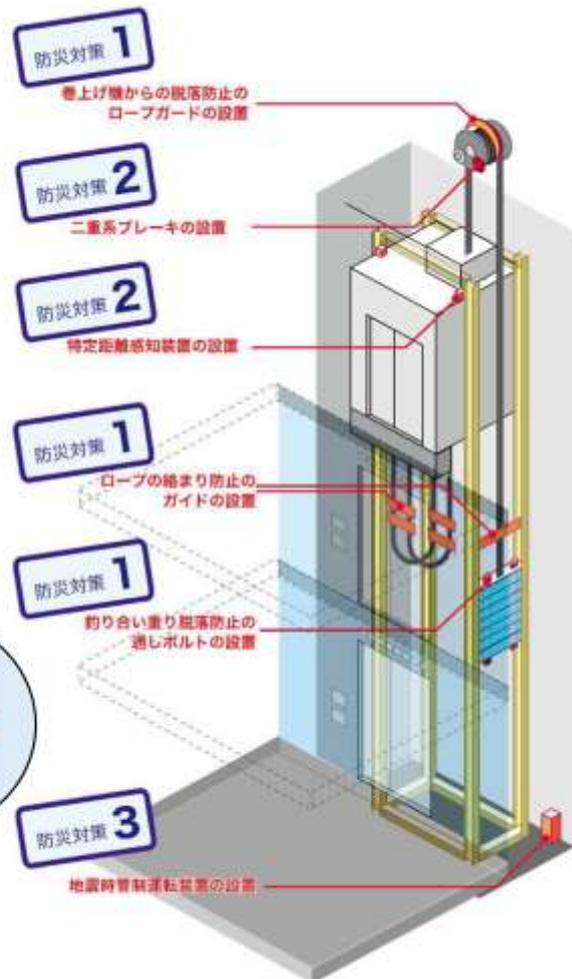


助成対象の防災対策3

【地震時管制運転装置】

地震発生初期の微震動(P波)を感知し、本震(S波)が到達する前に最寄り階に自動停止し、カゴ内への閉じ込めを未然に防ぐ装置です。また、停電が発生した場合でも安全に最寄り階へ停止させるため、予備電源(蓄電池)も併せて設置します。

助成対象の防災対策4
【リスタート運転機能及び自動診断・仮復旧運転機能】※要件有



(出典：新宿区「新宿区エレベーター防災対策改修支援事業のご案内」)

7 避難所に行けない理由のある要配慮者への対応

7 避難所に行けない理由のある要配慮者への対応

ポイント

- 災害時において、要配慮者とは、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を指します。
 - 過去の大規模災害では、障害や介護など様々な理由から避難所に避難できない要配慮者が自宅等で避難生活を送らざるを得なかった事例が報告されています。
 - 要配慮者に対しては、それぞれの人々が抱える特有の課題を十分に理解し、特性に配慮した支援等を適切に行うことが必要です。
- ※ なお、要配慮者への配慮の方法については、避難所避難者等への支援ガイドラインに掲載している【避難所利用者の事情に合わせた配慮の方法】も併せて参照してください。

7-1 要配慮者ごとの支援体制の整備

【概要】

要配慮者は、自力での移動が困難等の特徴があり、その支援ニーズも多様かつ個別性が高いことから、発災時においても必要な支援を受けながら安全・安心に生活を継続できるよう、関係機関等と連携し、平時から個々の状況の把握や支援体制を整備しておくことが重要です。

また、発災後の環境変化等により体調を崩すなど、平時は福祉サービス等とつながっていない方への対応も想定し、支援ニーズが発災後に顕在化した場合にも、適切な支援や受入につなげられる体制を備えておく必要があります。

要配慮者ごとに課題を平時から把握・整理し、関係機関と連携しながら相談支援やアウトリーチ体制を整えていくことが重要です。

【チェック事項】

7-1-1	平時から配慮が必要な方の状況を確認します	区市町村
7-1-2	社会福祉協議会やNPO等と連携を図り、支援体制を整備します	区市町村

【解説】

- 要配慮者の主な特徴や日頃から配慮しておきたい事項を整理します。例えば、在宅で医療機器を使用している方は、災害時の電源確保について確認しておくことなどが重要です。
- 避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成の機会などを生かしながら、要配慮者の心身の状況や生活環境、支援の必要性等を把握し、その変化を継続的に平時から確認することが重要です。
- 災害時には平時とは異なる生活環境となることから、要配慮者支援には特に注意して対応する必要があります。社会福祉協議会やNPO、医療・福祉関係等機関と連携し、それぞれの専門性等を活かした支援体制を構築しておくことが重要です。
- 発災後に想定される要配慮者の状況や必要となる支援内容を想定し、関係機関が担う役割や連絡・調整の方法について、平時から整理しておくことが重要です。

7 避難所に行けない理由のある要配慮者への対応

(事例 世田谷区 避難行動要支援者避難支援プラン)

世田谷区では、避難行動要支援者避難支援プランにより、民生委員・児童委員等と連携し、在宅で避難生活を送る要配慮者に対して、訪問等による健康状態の確認や福祉ニーズを把握する体制の整備を図ることとしています。また、在宅避難者に対しても、保健師による巡回相談等を通して、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等の必要な支援を行うこととしています。

(平時から福祉サービス等を受けている要配慮者)

【チェック事項】

7-1-3	平時から発災後に想定されるリスクを評価した上で必要となる支援内容を定めます	区市町村
7-1-4	在宅避難が困難となった場合には、福祉避難所や医療機関等へ移送します	区市町村
7-1-5	専門職によるアウトリーチ型支援など、必要な体制を関係機関と連携して整備します	区市町村

【解説】

- 発災後に生じ得る生活上・健康上のリスクをあらかじめ評価し、在宅での生活継続の可否や、必要となる支援内容について、関係機関と共有しておくことが求められます。
- また、在宅避難の継続が困難となる場合に備え、福祉避難所や医療機関等への移送や受入が円滑に行われるよう、調整の手順や役割分担を整理しておくことが重要です。
- 介護・障害福祉・医療等の関係機関との日常的な関係を生かし、発災後においても保健師や社会福祉士などの専門職によるアウトリーチ型の必要な支援を継続的に行うことが重要です。

(平時は福祉サービス等を受けていない要配慮者)

【チェック事項】

7-1-6	必要に応じてアウトリーチ型で支援を行えるよう専門職を確保するとともに、多様な主体と連携体制を構築します	区市町村
7-1-7	必要に応じて福祉避難所や医療機関での受入等を依頼します	区市町村

【解説】

- 発災後の生活環境の変化等により、支援ニーズが顕在化することがあります。こうした支援ニーズを的確に把握し、専門職等の支援に確実につなげられるよう体制を整備しておくことが重要です。
- 在宅での生活継続が困難となる場合には、福祉避難所や医療機関等での受入が円滑に行われるよう、関係機関との連携や調整の枠組みをあらかじめ整理しておくことが重要です。

(子ども)

【チェック事項】

7-1-8	保護者やNPO等と連携して、自宅以外の居場所づくりに努めます	区市町村
-------	--------------------------------	------

【解説】

- 災害時の避難生活が長期化すると、教育や保育の機会が失われ、精神的な孤立や不安が増加

7 避難所に行けない理由のある要配慮者への対応

するおそれがあるため、児童・生徒や乳幼児が安心して過ごせる自宅以外の居場所を確保することが重要です。

- 自宅以外の居場所として、学校や児童館、子育て支援センター等の拠点が考えられ、これらの場所では、遊びや学習、乳幼児の衛生的環境の確保等を提供し、日中を中心に子どもの安全・安心と発達を支える役割を果たします。
- 居場所の確保・運営に当たっては、保護者や NPO 等の関係機関と連携し、平時から体制を整備しておくことが重要です。
- 災害時に保護者等へ必要な支援情報が確実に届くよう、アナウンス方法については、避難所での掲示や SNS、学校メール配信等の様々な手段を平時から整理します。

(外国人)

【チェック事項】

7-1-9	多言語・やさしい日本語での案内表示、避難者が情報提供する様式等の多言語化を図るとともに、デジタル技術も活用します	区市町村
7-1-10	通訳ボランティア等の確保に努めるとともに、多言語翻訳アプリ等の使用を検討し、訓練等で有効性を確認します	区市町村

【解説】

- 日本語に精通していない外国人等に対しては、多言語・やさしい日本語での案内表示や、避難者が情報を提供する際の様式等の多言語化を進めるとともに、デジタル技術も活用し、必要な情報が適切に伝わるよう配慮することが重要です。
- 通訳ボランティア等の確保に努めるとともに、多言語翻訳アプリ等の活用について検討します。多言語翻訳アプリ等については、平時から訓練等を通じてその有効性を確認し、発災時に円滑に運用できるよう備えておくことが必要です。

(事例 埼玉県越谷市 災害時外国人支援サポーター養成講座)

越谷市の外国籍市民数は増加を続けており、様々な外国人が暮らす一方で、災害が発生した際に、言葉や文化のちがいを等から外国人の方は様々な課題に直面することが予想されます。

そこで、地震等の災害発生時にも支援対応が迅速かつ適切にとれるように、外国人の支援サポーターを養成するための講座を開催しました。講師をお招きし、外国人が抱える課題、やさしい日本語、また災害多言語支援センターの役割について講義をいただきました。



(出典：越谷市HP)

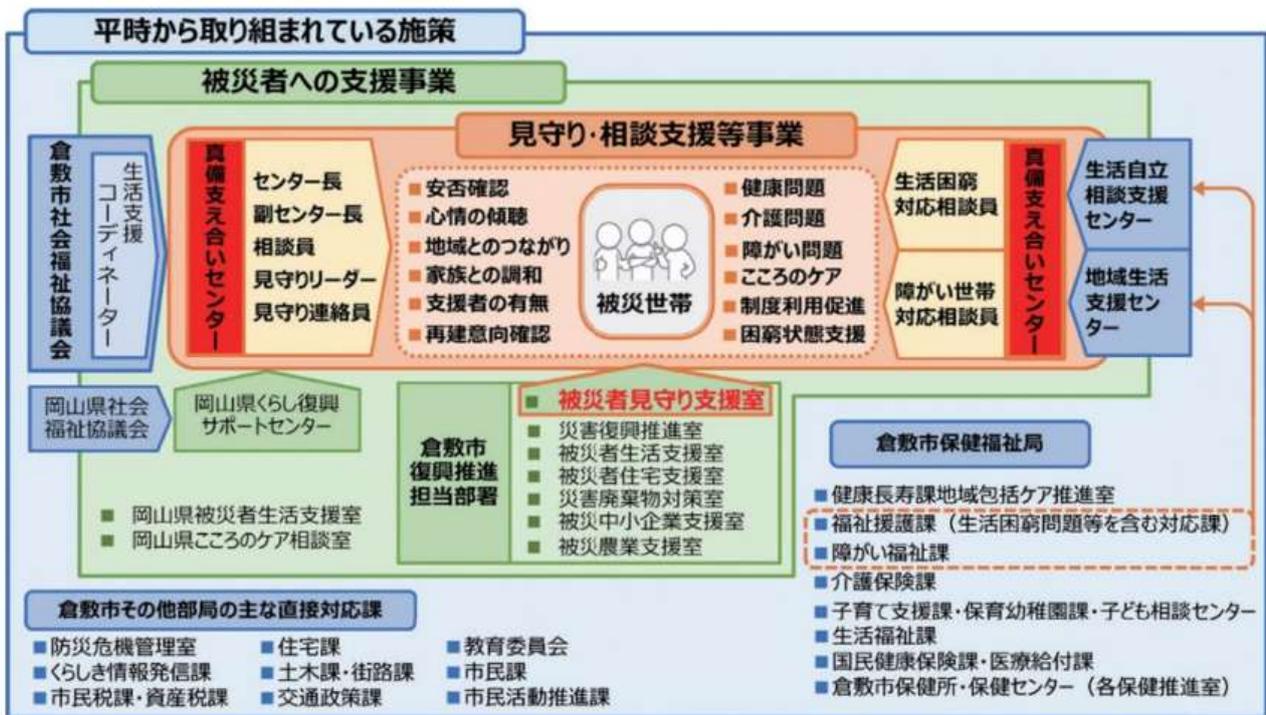
7 避難所に行けない理由のある要配慮者への対応

（事例 岡山県倉敷市 複数の部局連携による災害ケースマネジメント実施体制の構築）

倉敷市被災者見守り支援室と真備支え合いセンターが一体となって、被災者見守り・相談支援等事業として、支え合いセンター職員が、被災世帯に個別訪問等（アウトリーチ）を行い、健康状態、生活状況、被災に対する心情、経済面や住まいの再建の見通しなどについて伺った上で、被災者の困り事等の有無を把握し、支援が必要な世帯については、行政や専門の支援機関、制度等へつなぎ、それぞれの課題に応じた支援を実施する仕組みを構築しました。

生活困窮・障がい世帯の支援のため、生活自立相談支援センター及び地域生活支援センターから常駐相談員を配置したほか、復興推進担当部署や、住宅課、教育委員会、くらしき情報発信課、市民課等が直接対応課として連携しました。

倉敷市外に避難し、当該地域に定住する意思がある被災者に関しては、「岡山県くらし復興サポートセンター」（県 社会福祉協議会が運営）に協力依頼を行い、転居先の市町村 社会福祉協議会と調整の上、個別訪問を実施しました。



（出典：「災害ケースマネジメント実施の手引き（令和5年3月 内閣府）」）

8 防犯対策

8 防犯対策

ポイント

- 過去の事例を踏まえると、大規模災害時には、防犯上のリスクが高まります。
- 避難者が安全・安心な避難生活を送れるよう、平時から、地域住民等を主体とした防犯体制を整備することが重要です。
- 発災後の停電により防犯機器の機能が喪失した場合の対応や、死角が多いというマンション特有の事情等を踏まえた対応など、在宅避難を行う上で特に留意すべき防犯対策についても、平時から検討しておくことが求められます。

8-1 防犯に関する支援

【概要】

大規模災害時には、人の流動化や停電等による環境変化などにより、平時に比べて防犯上のリスクが高まります。過去の事例では、空き巣などの侵入窃盗、悪質商法などの被害が報告されています。また、女性や子供、高齢者などが犯罪被害にあうことも報告されており、地域全体での見守りや声かけ等の取組が重要となります。

このため、平時から地域において自主的に防犯活動を行う組織等と連携するとともに、多様な担い手を確保・育成することにより、住民が主体的に防犯活動を行う環境づくりを進めていく必要があります。

【チェック事項】

- 8-1-1 地域において自主的に防犯活動を行う組織等と連携し、平時から活動を支援するとともに、多様な担い手を確保するよう対策を講じます
- 8-1-2 防犯組織の構成、活動項目や時間等について住民に普及啓発し、訓練等で習熟度を高めます
- 8-1-3 女性、子供、高齢者などが孤立しないよう、見守り活動を行う担い手の確保対策を講じます
- 8-1-4 警察との連携や巡回の依頼など、平時から関係機関等と連携体制を構築します

【解説】

- 被災地には、被災地外からも多くの人を訪れます。また、多くの人が避難生活を強いられることから、住民同士の見守りが弱まりやすくなります。加えて、停電に伴う街灯の消灯、建物や道路の損壊などにより、周囲の状況が把握しにくくなり、平時と同等の防犯環境を確保できない可能性があります。
- 災害時における防犯対策は、発災後に新たに体制を構築するのではなく、平時からの取組の積み重ねが重要です。
- このため、地域において自主的に防犯活動を行う組織や警察活動協力団体、自治会・町会、防犯ボランティア、民間事業者等と連携し、日常的な防犯活動を通じて顔の見える関係を築いておくことが大切です。
- 巡回・声かけ・見守りの実施主体、実施時間帯、重点エリア（公園、通学路、避難所周辺、夜間に暗くなる場所等）をあらかじめ整理し、平時から活動し、地域の状況等を把握しておく

8 防犯対策

ことが、災害時の混乱を抑える上で有効です。

- 女性や子供、高齢者などが孤立しないよう、日頃からの見守りや声かけを通じて支援につなげる体制を整えることが重要です。支援拠点や関係機関と連携し、相談が必要な人を早期に把握できるようにしておくことが必要です。
- 防犯組織の作り方や活動項目、注意事項等をまとめたパンフレットを住民に配布して普及啓発することも有効です。
- 防犯活動の担い手については、一部の人に負担が集中しないよう、世代や属性を問わず参加しやすい形（短時間の見守り、班編成、交代制等）を工夫し、多様な担い手の確保につなげていく必要があります。
- 発災後に防犯専任の組織を構成できない場合には、支援拠点の運営者など、平時から避難者と交流のある人で構成することも有効です。
- 警察とも平時から連携を図ることで、パトロール活動や巡回の強化、震災用防犯カメラの設置、サイバーパトロールの強化など、発災後に取るべき防犯対策を検討します。

（事例 石川県警察本部 能登半島地震における警察と連携した警戒活動等の強化）

令和6年能登半島地震では、地震発生直後から、石川県警察が県下全域において、被害状況の把握、犯罪抑止等を目的としたパトロール活動を実施しました。その後も被害の大きかった能登地方では、住民が避難して長期間空き家となる家屋、不在となる集落が相当数に上ったため、県内・県外から応援部隊を投入し、特別自動車警ら部隊等が24時間体制で警戒活動等に従事しました。

また、女性警察官を中心とした特別生活安全部隊が避難所等を訪問して避難者への声掛け、防犯上の助言、困りごと相談の受理等の被災者に寄り添う活動を行いました。



被災地域のパトロール



避難所訪問活動



移動交番車

（出典：公益社団法人日本防犯設備協会「メールマガジン 2025年新年号」）

【チェック事項】

8-1-5 相談窓口の設置、不審者情報等を共有できる仕組みを構築します

8-1-6 平時に比べ周囲の目が少なくなっているエリアについて、防犯体制を強化します

【解説】

- 支援拠点等における相談窓口の設置や通報先の設定など、避難者が不審者情報等を提供できる仕組みを構築し、発災後に周知します。
- 相談窓口寄せられた不審情報などを共有し、犯罪の未然防止に努める仕組みを平時から整理しておくことが重要です。住民等が相談しやすいよう、プライバシーの保護（個室の確保

8 防犯対策

など)や男女の相談員を置くなどの工夫を検討するとともに、情報共有の手法(電話・掲示・回覧・SNS等)や共有先の選定、個人情報の配慮事項等について、平時から定めておくことが重要です。

- DVや性被害・性暴力の被害を受けた場合に、迅速に専門的な相談やケアを受けられるよう、平時から関係機関等と連携体制を構築し、対策しておくことが必要です。相談者が配偶者・パートナーからのDVやストーカー等の被害にあっている場合もあるため、相談者の同意がない場合は、第三者への個人情報提供を行ってはいけません。
- 人通りが減少した住宅地、停電で暗くなった道路沿い、避難所周辺の空き地・公園、仮設的に利用される施設周辺など、平時に比べて周囲の目が少なくなっているエリアについては、重点的な巡回や見守りを実施するなど、防犯体制の強化を図ることが重要です。必要に応じて、警察との連携や巡回の依頼、警備員の雇用など、警戒レベルの強化に向けた柔軟な対応を行います。
- 巡回や見守りに際しては、見守り等をする住民に腕章等を着用してもらうことも有効です。避難者が安心して声掛け・相談することができるとともに、犯罪行為等の抑止にもつながります。

8 防犯対策

8-2 停電時に機能を喪失する防犯機器への対応

【概要】

災害時には停電が起こることが想定され、防犯カメラや玄関のモニターフォン、マンション入口のオートロック、共用部照明等の機能が停止し、平時の防犯水準を維持できなくなるおそれがあります。

避難者が安心して在宅避難を続けるためには、停電を前提とした代替措置を平時から準備しておくとともに、発災後にそれらを確実に実行できるよう、必要な対策を住民に周知しておくことが重要です。

【チェック事項】

8-2-1 停電時には、防犯機器の機能が喪失することが想定されるため、対応策等の策定・周知をします

【解説】

- 防犯カメラや玄関のモニターフォン、マンション入口のオートロック等の機器は、都市部における平時の防犯対策としては有効なツールです。しかし災害時は、停電によりこれらの機能が喪失又は低下する可能性があり、その結果として、防犯上のリスクが高まることが想定されます。また、マンション等の共用部の照明についても、停電が生じると、不審者の発見が遅れるなど安全性の観点から支障が生じます。
- このため、平時から停電時の防犯上の留意点や代替的な対応策について整理を行い、住民に周知しておくことが重要です。
- オートロック機能が作動しない場合の入館管理の方法、来訪者への対応、共用部の立入りに関するルール、夜間帯の見守りの強化などについて、住民や管理組合等が共通認識を持てるようにしておくことが求められます。また、停電時には照明が不足することから、懐中電灯等の活用や声かけ・巡回の増加、警備員の雇用など、人による補完策を組み合わせることが有効です。
- 停電時の対応は、住宅地だけでなく、避難所周辺や支援拠点周辺でも重要となります。停電により通信や放送が制約される場合もあるため、注意喚起の手段（掲示、回覧、広報車等）を複線化しておくことで、住民が適切に行動しやすくなります。こうした対応策について、訓練等を通じて住民の理解を深めておくことが、発災後の混乱を抑える上で有効です。

8 防犯対策

(事例 品川区 しながわ防災ハンドブック マンション居住者向け)

品川区では、マンションの特性を踏まえた災害時の行動や、在宅避難の備え等について学ぶことができる「しながわ防災ハンドブック マンション居住者向け」を作成しています。ハンドブックでは、マンション内の防犯対策として、停電時にはマンション入口のオートロックが機能しない可能性があることや、マンション居住者で役割分担し、見回り等の防犯対策に協力することなどを示しています。

第1章 地震発生！どうなる？どうする？

2 マンションでの在宅避難 しながわ 防災ハンドブック (全区民向け) ▶P.36、P.37

自宅の安全と、避難生活に必要な物資、健康を保てる環境を確保できるようにすれば、在宅避難を選択しましょう。

安全確保・応急処置

在宅避難をするうえでまず最初にすることは、部屋の片付けです。ケガに注意して、倒れた家具や破損したものを片付け、応急的に使えるようにします。

まずは安心して寝起きできる場所を確保しよう



- 安全第一で行動し、危険のおそれのあるものには近づかない
- 厚底の靴や軍手等を着用し、ケガをしない服装で作業する

POINT



片付けの前に、被害の状況を写真等に残しましょう。り災証明書を取得する際や、損害保険を請求する際に役立ちます。多方向から、被害を受けた建物や家財の全景と、被害箇所へ近づいて写したパターンの2種類を撮りましょう。

マンション内の防犯対策

災害時には、混乱に乗じた空き巣等の犯罪も多発します。自宅玄関や窓の戸締り、マンション全体としての防犯対策を行い、警戒を強めましょう。

- 揺れでドアがゆがみ、施錠ができなくなる場合がある
- 停電時にはマンション入口のオートロックが機能しない可能性がある
- マンション居住者で役割分担し、見回り等の防犯対策に協力する

(出典：しながわ防災ハンドブック マンション居住者向け)

8 防犯対策

8-3 マンション特有の事情への対応

【概要】

マンションは、建物の構造上、死角となる箇所が多く、居住者以外の立入りを把握しにくいなどの防犯上の課題を抱えている場合があります。また、複数のマンションが立ち並び敷地は、誰もが通行できる空間となっている場合もあります。

災害時には、共用部の利用機会の増加や管理体制の変化により、こうした課題が顕在化しやすくなるため、マンション特有の事情を踏まえた防犯体制を構築する必要があります。

【チェック事項】

8-3-1 死角が多いというマンション特有の事情を踏まえ、建物内に独自の防犯活動体制を整備するよう住民に促します

【解説】

- マンションの共用部や階段などは、建物の構造上、死角となる箇所が多く、居住者以外の立入りを把握しにくいなど、防犯上の課題を抱えている場合があります。
- 災害時には、共用部を支援拠点などに利用したり、支援関係者や工事関係者等の来訪者の出入りが増えたりすることにより、平時よりも不審者が立入るリスクが高まることが想定されます。また、停電等によりオートロック等の監視機器が十分に機能しない場合には、よりリスクは高まります。
- このため、管理組合等が中心となって、発災時のマンション内における見守りや声かけの実施、ルールの設定と情報共有など、独自の防犯体制を整備することが重要です。
- 具体的には、共用部の重点確認箇所（エントランス、集合ポスト、階段、駐輪場・駐車場、ゴミ置場等）を整理し、可能な範囲で巡回や声かけを行います。敷地内の普段は人が通らない場所など、平時にはあまり注意を向けない場所等も巡回ルートに入れることを検討します。
- 発災時の入館者対応や、ゴミ置き場等共用部の利用に関するルールを整理するとともに、不審者を発見した際などの非常時の対応方針を事前に定め、あらかじめ関係者間で共有しておくことが有効です。
- 住民の不安や困りごとを把握しやすいよう、連絡網や掲示板、SNS 等を用いて、情報共有手段を整備しておくことも有効です。
- こうした取組が円滑に進むよう、平時から防犯意識の啓発や情報提供を行い、住民や管理組合等が主体的に防犯活動に取り組める環境づくりを支援することが求められます。その際は、画一的な対応を求めるのではなく、地域の警察活動協力団体等とも連携しながら、各地域や各建物の実情に応じた取組を支援していくことが重要です。

8 防犯対策

(事例 目黒区 マンション防災マニュアルの手引き)

目黒区では、各マンションの「マンション防災マニュアルの作成」の参考として、「マンション防災マニュアルの手引き」を策定しています。この手引きの中で、セキュリティシステム停止時の防犯対策として、オートロック機能の停電時の動作状態を確認しておくことや、停電時にオートロック機能が停止する場合は、マンション内の防犯のための組織を立ち上げ、非常口の見回りを行うこと、夜間の出入りを可能な限り制限することを示しています。

震災時の避難生活における注意点

マンションは建物の倒壊リスクが少ないため、大地震の際、対象の被害が発生しても、建物内にとどまって被災生活を送る、在宅避難が基本となります。そのため、防災マニュアルの作成にあたっては、下記のような在宅避難における注意事項を記載しておき、P7「防災マニュアル作成にあたって検討すべきこと」と合わせて、居住者に周知しておく必要があります。

■ 避難するときは

マンションは在宅避難が基本となりますが、以下の場合はすぐに避難します。

- ・ 行政より避難勧告、避難指示が発令されたとき
- ・ マンション内部もしくは周辺で爆発、火災が発生し、延焼の危険があるとき
- ・ ガス漏れが発生したとき
- ・ 災害対策本部長が避難を必要と判断したとき

■ 避難先の把握

避難する場合は、避難先と連絡先を対策本部に伝えておく必要があります。

■ エレベーターの使用制限

エレベーターは使用しないようにしてください。余震などにより閉じ込められる可能性があります。

■ ごみの問題

災害時はごみの回収が止まります。被災ごみ（割れた食器・破損した家具など）が大量に発生することも予想されます。臨時のごみ集積所の確保やごみの少量化などのルール化を確認しておきます。また携帯トイレ、簡易トイレは時間がたてば臭気が発生します。消臭剤、殺菌剤等を備蓄品に入れておくことも必要です。

■ ライフラインの問題

○電気

阪神淡路大震災では、原因が特定できた建物火災の約6割が通電火災によるものでした。地震発生時、避難するときは、ブレーカーを落とし、コンセントを必ず抜きましょう。また感震ブレーカーの設置を検討しましょう。

○ガス

マイコンメーターが震度5程度の地震でガスの供給を遮断します。また元栓を閉めることも重要です。

ガスの臭いがしたときは、窓を開けて換気をしましょう。

○水道（排水制限）

上下階の排水設備が壊れている場合がありますので、トイレ等で安易に排水しないことが大切です。流せない場合はビニール袋などで一時的に保管しておきます。携帯トイレは各戸、簡易トイレは管理組合で備蓄しておきましょう。マンホールトイレの設置を検討することも必要です。

下水道管が損傷している場合がありますので、使用の確認ができるまで、水を流すことは控えましょう。汚水漏れや逆流する恐れがあります。

応急的に確認する場合は、下の階から最上階まで順番に水を流して確認しましょう。

■ セキュリティシステム停止時の防犯対策

オートロック機能の停電時の動作状態を確認しておきます。停電時にオートロック機能が停止する場合は、マンション内の防犯のための組織を立ち上げ、非常口の見回りを行います。また夜間の出入りを可能な限り制限することも考慮しておきます。

参考文献

タイトル	発行年月	著者等
在宅・車中泊避難者等の支援の手引	令和6年6月	内閣府
大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針	平成27年2月	内閣府
令和7年度避難生活支援リーダー／サポーター研修		内閣府
避難所における生活環境の確保に向けた取組事例集	令和6年3月	内閣府
災害ケースマネジメント実施の手引き	令和5年3月	内閣府
東京都マンション防災ガイドブック	令和7年10月	東京都住宅政策本部
感震ブレーカーリーフレット		東京都総務局
東京マイ・タイムライン作成ガイドブック	令和6年5月	東京都総務局
東京備蓄ナビ		東京都総務局
マンション防災リーフレット		東京都総務局
東京防災	令和5年7月	東京都総務局
東京とどまるマンションパンフレット		東京都住宅政策本部
東京都被災者総合支援システム（仮称）		東京都総務局
災害用トイレの確保・管理に係るアセスメントシート	令和7年3月	東京都総務局
家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック	令和6年1月	東京消防庁
東京都水道局ホームページ「災害時に水を配る場所 ～災害時給水ステーション～」		東京都水道局
東京都水道局ホームページ「ご家庭での備え」		東京都水道局
パンフレット「～木造住宅の地震後の安全チェック～この家、住み続けていいのかな？」	令和6年7月	国土交通省
施設管理者による官庁施設の防災機能確保のための対応について	令和4年6月	国土交通省
マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン	令和7年10月	国土交通省
地域社会 DX ナビ「能登地震で活躍したスターリンク、公民館に常備し通信確保へ」	令和7年7月	総務省
住まいが被害を受けたとき 最初にすること	令和7年9月	政府広報オンライン
パンフレット「浸水した家屋の感染症対策」		厚生労働省
在宅避難ガイド（地震版）	令和6年4月	葛飾区
在宅避難ガイド（水害版）	令和6年4月	葛飾区

タイトル	発行年月	著者等
災害時お家生活のヒント ―どうしたらいいの？在宅避難―	令和6年3月	世田谷区
マンション暮らしニュース		新宿区
マンション防災共助促進事業（令和7年度事業）		世田谷区
中高層集合住宅建築物の建築に関する条例	平成16年6月	豊島区
まちだ防災カレッジ		町田市
令和7年度港区総合防災訓練		港区
北区ニュース 防災特集号	令和7年8月	北区
災害時要援護者対策事業		武蔵野市
防災パンフレット「わが家わがまちの防災ハンドブック」	令和7年9月	中央区
災害時在宅生活支援施設位置図	令和8年2月	三鷹市
江戸川区避難所開設・運営マニュアル	令和4年3月	江戸川区
災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等の実施に関する協定	令和7年5月	小平市
災害等におけるレンタル機材の提供に関する協定	令和7年6月	多摩市
災害時における資機材の調達に関する協定	令和3年10月	羽村市
新宿区エレベーター防災対策改修支援事業		新宿区
避難行動要支援者避難支援プラン	令和4年4月	世田谷区
しながわマンション防災ハンドブック	令和6年9月	品川区
マンション防災マニュアルの手引き	平成31年4月	目黒区
パンフレット「川崎市高層集合住宅の震災対策について」	平成24年7月	神奈川県川崎市
高層ビル・マンションの防災対策 ～在宅での避難のススメ～		神奈川県川崎市
デジ町 町内会LINE		兵庫県神戸市中央区
災害時におけるキャンピングカーの提供に関する協定	令和4年7月	兵庫県養父市
災害時における移動式ランドリーの提供に関する協定	令和5年8月	兵庫県養父市
災害時における避難者等に対する入浴支援等に関する協定	令和3年10月	神奈川県茅ヶ崎市
2025年9月30日付 市民タイムス掲載「指定避難所にスポットクーラー 学校などで平時に使用、災害に備え」		長野県松本市
災害時外国人支援サポーター養成講座		埼玉県越谷市

タイトル	発行年月	著者等
電気事業連合会ホームページ「台風・水害のとき」		電気事業連合会
“災害支援ローソン” 1号店を千葉県富津市にオープン	令和8年2月	株式会社ローソン
チラシ「所有者・管理者様へ」		一般社団法人 日本エレベーター協会
防犯設備 2025年新年号「能登半島地震における警察と連携した警戒活動等の強化」		公益社団法人日本防犯設備協会 石川県警察本部